決算審査特別委員会記録

令和８年　第３回議会（**定例会**・臨時会）　（開会中・**休会中**・閉会中）			
会議日時	**令和８年９月　８日　午前　９時３０分開会** **令和８年９月１０日　午前１０時１３分閉会**		
場　　所	各種委員会室		
出席者数	委員定数９名中 ８日９名、９日９名、１０日９名出席		
出席人員	熊木　惠子	石川　康弘	湯本　　要
	西股　裕司	星　　真希	佐藤　妙子
	細川美喜男	高橋　修平	家塚　雅人
上記以外の出席者	側瀬　敏彦		
欠席人員	０名		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	・令和７年度各会計決算認定について ・令和７年度南幌町病院事業会計決算認定について ・令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定について		
傍聴者	８日０名、９日０名、１０日０名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和　　年　　月　　日

決算審査特別委員長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

決算審査特別委員会会議録

（１日目　R8.9.8　9:30～15:02）

議会事務局長　　ただいまより、令和７年度会計決算審査特別委員会を開会いたします。開会にあたりまして、石川委員長より御挨拶をお願いいたします。

石川委員長　　皆さんおはようございます。すっかりもう景色は秋になり、空気も秋の感じがしております。そんな中で、私たち農家もぼつぼつ稲刈りが始まりつつあります。今日も１台コンバインが動いている姿がみえましたけども、多分この定例会が終わる頃には、大方の地区で稲刈りが始まるものかなと思っております。今年はどれだけの収量があって、どんな形になるか、農家の人たちもわくわくであり心配でもあったりしております。そんな中で、これから決算審査特別委員会を開いてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第３回定例会において本決算審査特別委員会が設置され、認定第１号令和７年度各会計決算認定について、認定第２号　令和７年度南幌町病院事業特別会計決算認定について、認定第３号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定についての３議案についての審査が付託されております。決算審査特別委員会の日程は、本日９月８日、９日、１０日の３日間の日程で、別紙審査順序のとおり順次審査を行ってまいります。各委員、各説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には挙手をして委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。また、質問項目については、決算書などのページを示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いいたします。なお、効率的な議事の運営に進めてまいりますので、委員各位におきましては御協力をよろしくお願いいたします。本日の出席人員は９名全員であります。それでは、早速会議を開会いたします。

審査順序の１番目、第１款議会費について審査を行います。それでは、説明をお願いいたします。

議会事務局長　　それでは、歳出、１款議会費を説明いたします。決算書２９ページを御覧ください。あわせまして決算資料２ページ、主要成果説明書上段、議会運営を御覧願います。

１款１項１目議会費、支出済額５，０７６万５，２５１円。右側の備考欄を御覧ください。議会運営経費では、議員１１名の議員報酬、期末手当、旅費、政務活動交付金に係る経費、議会だより発行に係る経費など４，９７９万４，２７３円を執行しています。

次に、決算書３０ページ上段、事務局経費では、会議録作成支援システム保守委託料など、事務局に係る経費として９７万９７８円を執行しています。以上です。

石川委員長　　説明が終わりましたので質疑を行います。何かございませんか。（なしの声）

ないようでしたら質疑を終了しますがよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序の２番目、第２款総務費について審査を行います。同時審査として、ふれあい館管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。よろしくお願いします。

総務課長　続いて、総務費の説明を行います。総務費に係る主要施策は、成果説明書２ページから５ページにかけて記載していますので、あわせて御覧願います。それでは、決算書３０ページ中段です。

２款１項１目一般管理費、支出済額１億８，７９３万３，３９７円。備考欄の説明にまいります。一般管理経費では、各種委員報酬、会計年度任用職員一般事務報酬、旅費、町長交際費、消耗品費、通信運搬費並びに顧問弁護士、職員健康診査業務委託料、空知町村会負担金などの経費として２，６７９万８，５０７円を執行しています。

次に、電算機器管理運営経費では、通信運搬費、情報系及び基幹系システム保守、社会保障・税番号制度システム整備委託料、電算機器の借上、電算機器管理用備品購入費、情報系システム譲渡事業償還金などの経費として７，２２２万４，５６２円を執行しています。

次に、職員研修事業では、職員特別旅費、職場内研修などの経費として２８９万５，１６８円を執行しています。

次に、地方公共団体情報システム標準化対応事業では、国が策定する標準化仕様に準拠した各種システムの移行に係る委託料、８，６０１万５，１６０円を執行しています。

続いて、２目文書広報費、支出済額４６８万７，８７０円。広報広聴活動事業では、広報なんぽろの発行に係る経費、町ホームページ管理運用経費などを執行しています。

続いて、３目財産管理費、支出済額４億１，０３３万５，７５１円。備考欄です。庁舎等管理経費では、次ページにかけて、役場庁舎の管理に係る経費として２，６８０万９，２３８円を執行しています。

次に、３６ページ中段から次ページにかけて、公用車管理経費では、公用車並びに町有バスなどの運行管理に係る経費として、１，０２７万３７０円を執行しています。

次に、３７ページ中段から次ページにかけて、財産管理経費では、町有財産に係る修繕、火災保険料などの管理経費、各種基金などの積立金など、３億７，３２２万４，６６３円を執行しています。

次に、指定管理者制度推進事業では、全４９施設の指定管理について、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費として３万１，４８０円を執行しています。以上です。

まちづくり課長　続きまして、３８ページ下段を御覧ください。合わせて、成果説明書は２ページ中段を御覧ください。

４目企画振興費、支出済額１億８，３４５万２，１７９円。移住促進事業では、本町への移住促進と、みどり野団地の販売促進を図るため、移住体験事業及び北海道移住相談会などイベント出展の経費など、２０５万４，８１１円を執行しています。なお、本町での生活体験を通じて住環境などのよさを感じていただくことを目的として

整備した移住体験住宅２棟の令和７年度の移住体験事業の参加実績は、２２組６４人の受入れ、延べ１８９日の滞在となっています。

続きまして、決算書３９ページ下段、成果説明書２ページ下段になります。みどり野団地等販売管理事業では、北海道住宅供給公社の販売施策と連動した、みどり野団地販売促進事業及びきた住まいるヴィレッジ事業の経費、公社管理用地草刈業務委託料などの経費として１，０６７万５，８００円を執行しています。なお、令和７年度のみどり野団地の分譲実績につきましては、１０７区画となっています。

次に、決算書４０ページ上段、成果説明書は３ページ上段になります。生活路線等交通対策事業では、次ページにかけまして、オンデマンド交通あいるーとの運行に係る経費、北海道中央バス路線に係る生活交通確保対策負担金、地域公共交通計画策定に伴う南幌町地域公共交通活性化協議会負担金など、２，３４４万１，９０６円を執行しています。また、令和７年度のあいるーとの運行実績は、運行日数２４２日、利用者数１万２，９６０人、１日平均５４人となっております。

次に、決算書４１ページ上段、姉妹町交流事業では、姉妹町熊本県多良木町との表敬訪問、物産交流に係る経費として、姉妹町交流推進委員会交付金２１１万４，１５１円を執行しています。なお、児童交流事業につきましては、８月１日から８月４日に南幌町からは小学６年生１０名が派遣され、１月２４日から１月２７日に多良木町から小学６年生１０名を受入れております。

次に、企画振興経費では、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など、５８万５，４１９円を執行しています。

次に下段、協働まちづくり推進事業では、まちづくり活動支援会議委員報酬及びまちづくり活動支援事業補助金として、２８０万１，２００円を執行しています。なお、令和７年度の補助金交付実績は８団体となっております。

次に、決算書は４２ページ上段、成果説明書は４ページ上段になります。学生支援推進事業では、江別市内の４大学や自治体などで構成される学生地域定着支援推進協議会負担金として、２３万６，１２０円を執行しています。なお、令和７年度の江別市内の学生が参加した本町の事業実績は、５事業、延べ２０人となっております。

続きまして、子育て世代住宅建築費助成事業では、子育て世代の移住定住を促進するため、住宅建築費に対して最大２００万円を助成する経費として９，４５０万円を執行しています。なお、令和７年度の助成金の実績は、認定申請１０２件、交付決定９５件となっています。

次に、高度無線環境整備推進事業では、公設民営による光ファイバ設備の維持管理費や支障移転工事費などの経費として７６５万７，４３５円を執行しています。なお、令和７年度末の整備路線に係る光回線加入者は２１２件となっています。

次に、観光周遊策推進事業では、中央公園、三重湖公園への観光案内看板更新、道央圏連絡道路南７線、８線、９線交差点付近に温泉、キャンプ場への案内看板実施設計業務、カントリーサインの町境界４か所への設置工事に係る経費として６８６万８，４００円を執行しています。

続きまして、決算書４３ページ上段、地域おこし協力隊設置事業では、本町への移

住・定住を促進するため、移住観光情報の発信などのプロモーション活動をはじめ、移住体験住宅の管理運営や体験プログラムの企画に取り組む地域おこし協力隊１名の設置活動経費として１４１万９，９３７円を執行しています。

次に、成果説明書は４ページ中段になります。子ども室内遊戯施設管理経費では、子ども室内遊戯施設はれっぱの指定管理委託料等として３，０８０万円を執行しています。なお、令和７年度の来館者数は１６万６，９５３人、内キャベッチパーク利用者数は１１万１，４４３人となっております。

次に、決算書４４ページ上段を御覧ください。地域おこし協力隊活動支援事業では、地域おこし協力隊ＯＧの方による現役の地域おこし協力隊員との面談、相談などのサポート業務委託料として２９万７，０００円を執行しています。

次に、５目企業誘致推進費、支出済額１，８４９万６，８５１円。企業誘致推進事業では、次ページにかけまして、南幌流通団地整備に合わせた企業立地フェアへの参加、誘致有力企業への訪問、情報収集・広告宣伝活動に係る費用、南幌工業団地看板の経年劣化に伴う改修工事、企業誘致促進条例に係る１社への奨励金に係る経費などを執行しています。以上です。

総務課長　続いて、６目公平委員会費、支出済額１万１，６００円。公平委員３名分の報酬を執行しています。以上です。

住民課長　続きまして、決算書４５ページ中段、成果説明書５ページを御覧ください。

７目交通安全対策費、支出済額５７４万１，９９７円。交通安全対策推進事業では、交通安全推進員及び指導員設置に係る経費、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援事業委託料、交通安全運動推進協議会への補助金などを執行しています。以上です。

総務課長　次に、８目防災諸費、支出済額１，２１３万２，４４１円。備考欄です。防災対策事業では、次ページにかけて、防災訓練講師謝礼、食料品・寝袋・非常用トイレなど１６品目の備蓄用消耗品や備品類の購入、防災行政無線に係る保守点検、全国瞬時警報システムの保守及び改修、アンテナ設置工事などの経費を執行しています。

続いて、９目職員給与費、支出済額８億３，１５３万４０９円。備考欄です。職員給与費では、次ページにかけて、特別職及び一般職、会計年度任用職員、合わせまして９７名の給与、各種職員手当、共済費を執行しています。

続いて、１０目諸費、支出済額５２２万９，４４４円。備考欄です。防犯対策推進事業では、次ページにかけて、行政区等における街路灯の設置、維持・管理に係る経費、生活安全推進協議会の補助など、２０２万４，０２８円を執行しています。

次に、行政区長活動経費では、全２０名の行政区長、町内会長への報酬及び費用弁償、２２１万５，７７２円を執行しています。

次に、総合賠償補償経費では、全国町村会総合賠償補償保険料５４万５，６４４円を執行しています。

次に、諸経費では、次ページにかけて、各種団体等への負担金・補助金として４４万４，０００円を執行しています。以上です。

まちづくり課長　　続きまして、５０ページ上段を御覧ください。

１１目総合計画費、支出済額５３０万４，８５８円。成果説明書は5ページ下段を御覧ください。総合計画策定事業では、第７期総合計画策定に係る策定審議会委員の報酬等に係る経費、総合計画策定支援業務委託料に係る費用を執行しています。行政評価システム事業では、行政評価委員会の開催に伴う委員報酬を執行しています。以上です。

税務課長　　続きまして、５０ページ中段、２項１目税務総務費、支出済額はございません。不用額２万６，０００円。税務総務経費として、固定資産評価審査委員会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償を計上していましたが、委員会の開催がなかったことから不用額となっております。

次に、２目賦課徴収費、支出済額１，３４０万３，８０５円。町税等徴収業務として、町税の徴収、収納管理業務全般に要する経費として４万５，１９９円を執行しています。

次に、租税教育事業として、小学校５年生を対象とした標語コンクールの記念品として１万７，４０５円を執行しています。

次に、賦課徴収経費として、町税の賦課徴収業務に要する経費として１，３３４万１，２０１円を執行しています。２２節償還金利子及び割引料では、過年度還付金及び加算金として、個人及び法人の申告による還付金が発生した場合に対応するためのものですが、不用額が６６万６，２０４円となっています。以上です。

住民課長　　続きまして、５２ページ中段、成果説明書５ページ下段を御覧ください。

３項１目戸籍住民基本台帳費、支出済額１，５１９万８，５５８円。戸籍住民経費では、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録関連事務などに係る経費を執行しています。以上です。

総務課長　　続きまして、５３ページ下段になります。

４項１目選挙管理委員会費、支出済額１１万９，１９６円。委員４名分の報酬及び費用弁償を執行しています。次ページにまいります。

２目参議院議員選挙費、支出済額８５６万７，５８４円。次ページにかけて、昨年７月２０日に行われた参議院議員選挙に係る経費を執行しています。

次に、３目衆議院議員選挙費、支出済額７５５万３，８９０円。次ページにかけて、本年２月８日に行われた衆議院議員選挙に係る経費を執行しています。以上です。

まちづくり課長　　続きまして、５６ページ中段を御覧ください。

５項１目統計調査費、支出済額４４３万５，６７１円。統計調査経費では、法定統計調査として、国勢調査などの周期調査、毎年度実施される学校基本調査に係る経費を執行しています。以上です。

議会事務局長　　同じく下段を御覧ください。

６項１目監査委員費、支出済額１５１万３，５０８円。監査委員運営経費では、監査委員２名の報酬、旅費、会議負担金を執行しています。

２款総務費については以上です。

総務課長　　続きまして、同時審査科目の説明を行います。決算書８８ページ下段を

御覧いただきたいと思います。成果説明書は１７ページ中段になります。

５款１項５目ふれあい館管理費、支出済額２，２２５万４，０６６円。ふれあい館管理経費では、管理清掃業務に係る２名分の委託経費をはじめ、管理運営経費並びに施設の照明設備改修工事に係る経費を執行しています。以上で説明を終わります。

石川委員長　　それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星委員　　２点質問させていただきたいんですが、１点は、成果説明書の２ページ、移住体験事業についてお伺いしたいんですが、成果説明書のほうでは２２組、６４人受入れたということですけれども、どの地域から多く体験されているのか、そして稼働率のほうではどのくらいになっているのか、お伺いしたいです。

地域振興係長　　御質問いただきました移住体験住宅の利用地域の方ですけども、北海道内のほか、本州からも御利用いただいている方がいらっしゃる状況で、一番は北海道内が多いんですけど、中には本州の方もいらっしゃるというような状況です。また、稼働率についてなんですけども、令和７年度は２６％となってございます。

星委員　　ありがとうございます。北海道内が多いということですが、２６％という実績を担当課としてはどう評価しているのかということを伺いたいのと、あと今後、北海道外のほうへ出向いて、いろいろアプローチもされているということですが、戦略として、どういう地域から移住を呼びたいと思っているのか、そして、そのアプローチの方法をどのように考えているのかということと、あと、２６％という数字を踏まえて、今後の体験住宅の活用とか、方向性とか、そういうものをどう考えているのかというのを伺いたいです。

地域振興係長　　まず、現状の押さえとしては、上半期の利用率が４１％で下半期は１０％となってございまして、やはり冬季間に利用が伸びていないというのは課題であると考えてございまして、やはり北海道外のイベントへ出展する際に、それは東京でのイベントなどを想定しているんですけども、そこで、やはり冬季間の利用活用に向けたＰＲを行っていきたいと考えてございます。担当課の評価として、やはり冬季間の利用実績もそうなんですが、実際にその移住につながった実績がまずあって、７年度については本年度の利用された移住実績は現時点ではまだないんですけども、６年度に本事業を利用された方が６世帯移住してございまして、やはり一定の成果がこの事業を活用することで移住につながっているというふうに評価していますが、冬場の稼働率は伸ばしていきたいということで考えてございまして、そこは道外のイベントを出展する際にＰＲを行っていきます。また、全体の戦略としてはやはり今現在、実際に移住してきている方のもともとのその所在地というのが札幌近郊の自治体になってきているという部分があって、実際に昨年度までは２回程度東京のイベントに出張するという形でやっていたんですけども、今年はそれを１回にして、その代わりに南幌町での移住体験セミナーの回数を１回から２回に増やして、札幌圏からの移住の呼び込みというのを評価しているというような状況でございます。

まちづくり課長補佐（地域振興担当）　　活用の方向性になりますが、分譲しているみどり野団地につきましては、残り区画が少なくなってきております。そこで完売を目指しながら、引き続き移住の促進というところで活用していきたいと考えておりま

す。以上です。
星委員　　やはり冬が課題ということで、その辺の原因として、ＰＲ不足なのか、それとも冬住むことに南幌町の課題がある、公共交通がちょっと不便だとか、そういう冬南幌に住むことに対してちょっと躊躇されているのか、それともそもそもその冬のＰＲが少し足りないのではないかとか、その辺どう捉えているのかということと、あと、先ほどもお話しされていましたが、残り少ない区画の中で今後はどういう移住をつなげていく、中古なのか、どういう世帯にいくのか、その辺の今後の結びつけですね、移住体験住宅とどういう住宅を売っていこうかという、その辺の結びつけの考え方をお願いしたいです。
地域振興係長　　まず、冬場の利用実績が伸びていないというところについては、やはり雪は原因の一つであると考えてございます。ただ一方で、今年度夏場に利用された本州の方なんですが、夏場に利用されて夏場すごく南幌町よかったというふうに感じていただけたんですけど、一方で冬の生活がどうなっているんだろう、冬に来てみたらどうなんだろうというところを気にかけていただいている方がいて、その方は２回申込みをいただいたという例もあって、アンケートも毎回終了後にとっているんですけど、その中では冬の状況もどうなっているのか知りたいというところで夏利用された方からアンケートで回答をいただくこともあるので、そうした層に対して冬場の生活を体験してもらうというところを本州の方向けにアプローチしていくというのは、冬場の利用を伸ばしていくための方策の一つなのかなと考えてございます。
まちづくり課長補佐（地域振興担当）　　区画が少なくなってきている中で今後の関係でございますが、区画少なくなっている状況で、町内には中古住宅ですとか、民間の方が買われて建物が建ってない宅地もあります。あと、１０月からは、流通団地の民間賃貸住宅と店舗併用の住宅用地が分譲開始になりますので、これらを含めた中で移住体験住宅を活用していただきながら、促進を図っていきたいと考えております。以上です。
石川委員長　　よろしいですか。
星委員　　すみません、もう１点。移住とは別なんですが、ちょっと防災について１点伺いたかったんです。成果説明書５ページ、令和６年度は冬の防災をされて、令和７年度はたしかＤｏハグのほうの避難訓練等やられたと思うんですけれども、冬季間避難訓練をすることで冬場の体験を住民の方と一緒に体験をしたということで、令和７年度はさらに避難所の運営等の状況も住民の方と一緒に考える機会を持ったということは、冬場の避難体験そして避難所の運営方法というものが、より具体的にいろいろ想像できるようになって、自助とか、共助とか、公助とかそういう普及においては、事業成果になっているのではないかなと考えているんですが、段階的に避難所の運営等で町民と一緒にやることで、どのようなことを課題として考えているのか、お聞きしたいなと思います。
総務課長補佐　　冬季間の防災訓練と、あと昨年のＤＩＧを受けて、今後の町民との訓練の課題というところですけども、実際、避難所を、災害があって設営したということが実は我々職員もそうですし、町民の方も昭和５６年の災害を経験した方は何と

なく覚えているのかなと思うんですが、ほとんどの方が経験がないというところがまず課題だと思っています。防災訓練をやっても、いざというときにどんな動きをすればいいのかというところが、今後ですね、今おっしゃられたとおり冬の防災訓練も行いました。ＤＩＧもやったので、それをより実感できるような、ちょっとリアリティーのある訓練を考えていかないとならないなと考えております。以上です。

星委員　　実際リアリティーなその体験って誰もしていない、実際本当被害に遭った方、被災された方というのはなかなかいない。昭和の５０年代だと思うんですが、今本州では頻繁に災害が起きている状況で、テレビで見ると、物資は届くんですけど、その物資を配る人がいないから、要は物資は一旦ストップしてください、物資を管理する人もいないんですというような情報を聞くと、やはり行政の人だけでは、もうなかなか災害対応は厳しいんだろうなというのは、報道を通して分かるので、ただ、実際誰が配るのか、どういう人が配るのかというところが私としては課題なのかなと考えています。町民の人の協力をもらうとしても、被災される方が実際どういう人なのか、災害起きてみないと分からないので、災害にあってない方のどういう形の人が、医療・運営を携わっていくのかという、そういう具体的なイメージをしながら町民の周知なんかも必要ではないかなと思うんですが、どう考えているかお聞きします。

総務課長補佐　　実際そういった物資を運ぶですとか、避難所の運営については、最初の立ち上げについてはやはり行政が行わなければならないと考えております。ある程度受付なり、そういった体制が組まれた後は、避難された方がお互いにどういった役割分担をするのかといったようなことを、避難所マニュアルのほうには記載をしてございます。ただ、先ほども言ったようにですね、避難所マニュアルに沿った設営といったこともしておりませんし、当然社会福祉協議会が受入れするボランティアについても、なかなか受付の訓練もできていないというところもありますので、実際は、避難された方の中で、体が健康な方、特に若い世代の方にお願いするといったところも含めて、どういった方にどんな役割を与えるのかというところも、行政も含めて住民の方と考えていかないといけないと思いますので、そういった訓練もちょっと先にはなるかと思うんですが、検討していきたいと思っております。

星委員　　最後１点だけなんですが、やはり職員自身の方たちもすごく大変だと思うんです。本当にいっぱいいっぱいだと思うので、広域、近隣の行政の方からの応援とか、その辺はどのようになっているのか、お願いします。

総務課長補佐　　南空知定住自立圏という防災部会がございます。南空知の岩見沢市、美唄市含めて、市町が集まっている部会がございます。その中で、常に防災備蓄品の一覧ですとか、連絡体制のやり取りをさせていただいておりますので、その南空知の圏域で助け合おうというような形で一応考えてございます。以上です。

石川委員長　　複数の質問ある方は、一括で質問するようにお願いいたします。ほかにありませんか。

佐藤委員　　１点だけ。決算書の３３ページにありますスマートフォン教室業務、２０万４，０５０円。経費としてはそんなに多額ではないんですけれども、ちょっと気になることがありますのでお聞きいたします。これの実施回数と、これに対する参加

者人数、参加者の感想、やった効果の手応え、講師はどのような方が来てされているのか、これは補助金を使っているのかどうかを教えてください。

デジタル推進係長　　佐藤委員より御質問のありましたスマートフォン教室の関係についてお答えいたします。まず、開催場所につきましては、ぽろろの３階で行っております。実施回数については、３日間、各３時間の日程で行っております。参加者数につきましては、３回の合計延べで１５名の参加となっております。講義の内容としましては、スマートフォンの初心者向けの基本的な内容を中心に行っておりまして、電源の入り切りですとか、電話・メールの使い方、カメラの使い方、インターネットの使い方、各種アプリのインストール方法ですとか、あとはＬＩＮＥの使い方などを講義しております。また、町の事業のスマホ活用としまして、あいるーとのオンライン予約ですとか、あと町の公式ＬＩＮＥの使い方についても講義いただいております。事業者につきましては、岩見沢市にあります株式会社はまなすインフォメーションという会社の方が講師並びにアシスタントに入っていただいて講義をしていただいております。参加者のほうにつきましては、講習会参加時にアンケートを集計しておりまして、よかった点については、配付している資料が詳しいから後から見直すことができるですとか、あとアシスタントの方も数名いらっしゃいますので、その都度、分からないことは丁寧に個別に教えていただけるという点がありました。逆に改善点といたしましては、今回は初心者向けの全体の講義でありましたので、例えば、既に知っている内容だったという感想もありましたし、アシスタントの方が個別に随時指導している中でも講義自体はちょっと進んでしまうので、講師の説明が聞き取りにくいですとか、そういった感想もありました。こちらの実感としましては、まず例えば、今何でもスマートフォンを活用したものが、あらゆる分野で増えていると思うんですけども、それの取っかかりとしまして、いわゆる基本的な操作の部分から、やはりどうしても使えないと使わないと思いますので、その最初の取っかかりの部分で、ある程度助けにはなっている事業にはなっているのかなと事務局としての実感としては感じております。

もう１点で補助金の関係ですね。南空知の定住自立圏の取組の中で、インフラ部会というものがありまして、その中で南空知全体でデジタルデバイド対策をしていきましょうということで、スマートフォン教室の開催を行っておりまして、事業費の８割が特別交付税措置の対象となっております。以上です。

佐藤委員　　ありがとうございました。南幌町は、なかなかそういうショップとかそういうのはないですし、分からなくてもすぐ聞けるところがないので、年にこういう形でやっていただけるというのはすごくありがたいことだなと思いました。ただ、年間で３日間ということなので、ちょっと少ないかなという部分と、やはり一番高齢者が多いと思うんです。私もそうなんですけれども、一度習っても、またすぐ忘れてしまうんですよね。そういう部分では、リピーター向けの講座を年に３回でなくて、もうちょっと増やしていただくとか、何かそういうことも考えているのかどうか。例えば、老人会などで来て教えていただくということも可能なのかどうなのか、業者さんがやっていただいているということで、ちょっと難しいとは思うんですけども、今後

スマホの使い方ですね、職員の方でももし分かっている人がいれば、その老人会とかに出向いてやっていただけるとか、そういうことも今後考えていただけるのか、そういうところもちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

デジタル推進係長　　ただいまの質問に対してお答えいたします。今後の実施回数、実施の内容につきましては、現状の考えといいますか、実施体制としましては、あくまでその事業者の方に講師に入っていただいて、研修会なり操作の説明をしていただくことを前提で行っております。あとは、例えば、職員自前ですとかそういった部分も事例としてはあるんですけども、どうしてもその体制づくりですとか、あとどうしても職員が例えばやるとなった場合に、説明のレベルの差ですとか、充実した内容でできるかといった懸念もどうしてもあるものですから、現状としましては、その事業者の方、いわゆるプロの方にお願いしてやっていただいている状況でありまして、例えば自前でやる部分につきましては、現状はこちらとしては考えていない状況であります。以上です。

石川委員長　　それではほかに。

熊木委員　　職員研修事業とそれから移住促進事業について伺います。まず、職員研修事業です。これは２つ質問したいんですけれども、自衛隊内の生活体験研修の必要性についてということで去年の決算委員会でも質問して、また今年の予算委員会の中でも質問しました。それで昨年のときも、このまま続けていくという形で今回も続けていっているんですけども、自衛隊の活動そのものを全て否定するというものではありません。今、特に災害とかで、いろいろなところに出向いて行っていろいろな救助をしています。そういう意味では、自衛隊の活動は尊重するところもあると思っているんですけれども、地方公務員がその研修先を選ぶというところで、本当に自衛隊内で学ぶということが必要なのか、合っているのかということを問いたいと思うんですよね。ここ近年、自衛隊内ですごく不祥事とかハラスメント、そしてそれを隠蔽する行動、そういうことがすごく大きな問題になっていて裁判とかにもなっていますよね。あえてそういうところに地方公務員を研修に派遣するということが、この地方自治体として適切ではないと私思うんですけれども、それで、参加された職員の感想文とか出されていると前お聞きしたんですけれども、実際参加された方が、学んだことをどのように職場の中とか住民との中で生かしているのか、それをちょっと１点伺います。

それからもう１点は、ヒューマンエラー防止研修。ちょっと調べてみたら、人間が原因となって発生するミスや事故のこととされていますけれども、この研修の具体的な内容と、これを７年度に受けて、それを今どのように生かしているのか、それを伺います。

あともう１点が移住促進事業の中で、空き家・空き地情報バンク、登録件数が３０件、令和７年の契約は１３件となっているということなんですけれども、現在それが増えているのか、８年度にも予算とかそういうのも計上していてやっているんですけれども、西町だとか今までずっと空き地だったところが、北町とかぽつぽつと家建っていますよね。そういうところが全てその空き地バンクとかに登録されていないと思うんですけれども、それをもっと登録してもらうような働きかけというか、そういう

のが同時にされているのか、それをちょっと伺います。
石川委員長　　３点ですね。
総務係長　　１点目、自衛隊内生活体験研修の必要性についてお答えをいたします。昨年の決算審査特別委員会でも御質問いただき、本当に適切なのかというところで御質問をいただいたところです。目的につきましては、御承知のとおりかと思いますが、改めて自己規律の意識向上と、また、身だしなみ、集団行動、健康管理、報告・連絡・相談の確実な実施について身につけてもらうために、受入れ体制が整っているこちらの研修へ参加をさせていただいております。今お話しした目的についても、派遣をしております北恵庭駐屯地の実施内容のほうにも記載をされております。また、職員の報告を含めて、有効な研修とは捉えております。また、お話のありました近年の不祥事についても把握をしておりますが、全体的な研修を通して各企業ですとか、団体、自治体、自衛隊も含め、近年いろいろな報道は見受けられているところで、事件が起きていることについては大変残念に思っております。ただ、各組織で適切な処分ですとか、再発防止に努めていただいているものと思っておりますので、職員研修を行っている総務課担当としては、各組織、信頼をして職員を送り出しておりますので、その辺については、見直しの検討はしておりません。また、職員のほうにおいても、報告を見る限り、目的に応じたことを学んでいると感じておりますので、士気が高まるような明るい雰囲気の環境づくりですとか、報告・連絡・相談の重要性についても勉強になったという声もありますので、引き続きこちらの研修参加をしたいと考えております。以上です。
　２点目のヒューマンエラー防止研修の具体的な内容と今後に生かす上での課題についてです。本研修については、主事・主任職と係長・課長補佐職に分かれ実施をしております。研修の中でヒューマンエラーの種類、本質を理解した上で、主事・主任職については、どのようなミスをしたことがあるか、それを防ぐためにはどうしたらよいのか、係長・課長補佐職においては、組織としてミスを防ぐ環境づくりや部下との接し方についてそれぞれグループワークをして、一人一人考えさせられるような内容になっておりました。組織の課題として、ミスが起きた際は係の中で話合い、そのミスを振り返って分析をして再発防止を検討すること、また日頃の業務フローですとか、チェック体制を見直すことなども挙げられておりましたので、受けた個人として、また係として不足している部分は今後に生かされていくものと考えております。以上です。
地域振興係長　　御質問いただきました空き家・空き地情報バンクの関係についてなんですけども、まず、こちらは空き家・空き地バンク自体としての予算計上がないような状況でございます。また、昨年度の契約件数の内訳が合計１３件になっていまして、その内訳としては、土地が３件、住宅が１０件というような状況になってございまして、ここに登録いただいたところが実際にそこに家が建ったという事例ももちろんございますが、全てが空き家・空き地情報バンクを経由したものではなくて、民間の不動産屋さんがこのうちの町にもできたということで、そこからより流動化が進んでいるのかなと考えてございます。また、登録に向けた働きかけについては、固定資

産税の送付の際に、空き家・空き地バンクのチラシも入れて、土地の所有者の方に周知するという方法をとってございまして、制度開始時には、本町には不動産屋がないというような状況だったんですけども、現在は不動産屋さんができたというところもあって、民間との役割分担を含めて今後の制度の在り方について考えていきたいと思っています。以上です。

熊木委員　　ちょっと最後のほう聞き取れなかったので、後でもう一度聞きます。

自衛隊内の、先ほど去年と同じように説明していただきました。それで、聞いていてもすごく違和感があるんですけれども、１日の流れというか、そういうのに沿って何かやるということで、グループでとか、資料も見せてもらいました。それで、規律を学ぶというところで、私役場の今の庁舎内の雰囲気というか、それは決して敬礼をしてきびきびと動くということが重視されることではないと思うんですよね。やはり今、庁舎内もリフォームしてからすごく明るく、町民の方からもすごく入りやすくなったとか、あと視察に訪れる人方も役場に入った時にすごく明るい雰囲気だとか、カウンターも低くなってとか、それはそういうふうに言ってもらうことで、議員としてもすごく誇りを持っているんですよね。そういう中で、職員がやはり自由闊達に交流したりという形で動いているということで、それと隊内の規律を学んでいくというところが、どう考えても私は違和感を感じるんです。それを見直さないで８年も続けていますし、今後も見直す予定がないというようなニュアンスにとられるんですけれども、研修先を選ぶときに、もっといろいろなところを候補として挙げるべきだと思うんですよね。自衛隊だけではなくて、いろいろな会社の中で、職員の意見が上にすぐ届くようにとか、ハラスメントを起こさないとか、いろいろな形で企業の実績を上げているところってたくさんあると思うんですよね。そういう意味では総務課としても、今後の研修の在り方として、やはり自衛隊一本でなくて、やはりもっと工夫する必要があるし、研究する必要があると思いますので、そこは今、答えは出ないかもしれないけれども、私はそう思いますので、検討してほしいと思います。

それからヒューマンエラー防止研修の中で、今どのような形でというので今本質を理解した上でということで今お話ありました。それとも絡んで、先ほどの自衛隊研修のところも、やはりこのヒューマンエラー防止研修をやっているということ自体が、やはりその職場内でいろいろなことがスムーズにいくようにということを重点的にやっていると思うんですよね。だからこれは今後いろいろな形で生かされてくるのかなと思っているので、その成果を期待したいなと思いますので、答弁は要りません。

それから、空き家・空き地情報バンクの登録件数とか、令和７年の契約というのは資料にも書いているんですけども、具体的に今バンクに登録する人が増えているのか、どうしたら増やしていくことができるのかというあたりで、何か対策を練っていることが、今答弁の中であったのかちょっと聞き取れなかったんですけれども、そこもう少し具体的に分かるように教えてください。

地域振興係長　　空き家・空き地バンクの登録の促進の関係なんですけども、不動産事業者さんが町内にできたことが大きいと思っていまして、そちらの不動産会社と連携しながら、登録の促進を図っていきたいと考えてございます。実際の登録件数とし

ては増えてきている状況でございまして、昨年度も登録件数でいうと、登録物件数が１７件というところなってございまして、令和６年度の登録件数というのが７件だったんですけども、令和７年については１７件に増えていまして、登録件数としては増加しているという状況でございます。以上です。

まちづくり課長補佐（企画・デジタル推進担当）　今の空き家・空き地バンクをどうしていくのかという御質問かと思いますけれども、地域振興係長申しましたとおり、当初この制度ができたときは、民間の不動産屋さんがまだない状況でしたということで、町でこういうことを立ち上げて土地の流動化ということでやっているんですけれども、なかなか個人情報等ありますので、町の制度として難しい面も正直ございます。今、不動産屋さんができて非常に活発に動いている状況です。そういったことからも、この制度も含めまして、今後どうしていくのかというのは、総合計画を今策定しておりますけれども、そういった中で職員の提案もございまして、職員の中でも検討いるところでございます。先ほど伊藤課長補佐も申しましたとおり、そういった残区画、また移住、そしてこういった制度も含めましてですね、いろいろ検討しているところでございます。以上です。

熊木委員　今、検討しているということで、民間の業者が南幌に入ったということで、すごく動きが活発になっていると思うんですよね。それで、空き地のままでいると結局空き地の雑草の問題とかいろいろあって、担当課のほうでも苦労していろいろやっていても、なかなか放置されるというところがあったりするのが、１件でも減るということが、環境の美化とか、いろいろな住民の安心安全につながると思うので、引き続き取り組んでほしいなと思うので、要望します。

それからすみません自衛隊の問題で、今後の検討というか、今決算なんですけども、ずっとこれを見直さないという方向なのか、その辺だけでも、もし分かれば、答えることができれば、お願いしたいと思います。

総務課長補佐　今現段階では、見直すことは行いません。以上です。

石川委員長　まだ質問あるかと思いますので、ここで４０分まで休憩いたします。

（午前１０時３２分）

（午前１０時４０分）

石川委員長　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、質疑を受けます。いかがでしょうか。

西股委員　私のほうから、３点質問させていただきます。まず１つ目が、決算書４０ページ、成果説明書３ページの生活路線のあいるーとの関係ですが、今乗車率が増えているということなんですけども、通常の運行の中で支障が出ているようなところというのはあるのかということで、まず聞きます。それと、あいるーと運行システムの情報収集、以前に一般質問の中で、いろいろなシステムがあるんだけども、そういうところをちょっと見ていますかということで言った覚えがあるんですが、その関係について、現在どのぐらい情報を集めているのかというところを聞きたいです。それ

と、キャッシュレス決済の関係、これについても、今のＷＡＯＮから違うものというのはできるかできないかという部分で、検討しているのかどうかという状況を確認させていただきたいなと思っております。

それと２つ目が、決算書４３ページ、成果説明書の４ページですね。子ども室内遊戯施設の関係なんですが、はれっぱが出来上がってからもう３年ぐらい経過するわけなんですけれども、周辺の芝生が非常に悪いような状況になっているのかなと思うんですけれども、これらの関係というのは、７年度何もしないで行っているよということなんですが、どういうような形を考えてそういうふうにしているのかというか、何も手を加えないという部分はちょっとおかしいのかなというふうに思うんですけれども、これについての考え方をちょっと教えていただきたいなと思います。

それと３つ目、決算書の４６ページ、成果説明書の５ページ、防災対策の関係なんですが、１つ目では、防災の備蓄消耗品の関係、これの重要品目あるんですが、導入の基準というのはどういうようなものがあるかということと、それと、ちょっとここの部分は先ほどの質問と重なるんですけれども、令和６年の事業評価の中では冬季間の防災訓練を実施して、その中で課題が洗い出されたというように言われているんですが、それは７年度の予算の中でどういうように反映されているのか、そしてどのようになっているのか、その経過というか、そこの洗い出しの経過をどういうふうにしたのかということをお尋ねさせていただきます。以上です。

企画係長　　今御質問のありました、あいるーとの関係について御説明させていただきます。まず、あいるーとの利用者が増えている関係で支障が出ているかどうかというところでございますけれども、運行を委託している業者さんからは特に支障があるというお声はないところでございます。また、今年の２月にあいるーとへ乗り込んで利用者へ実施したアンケート調査におきましても、お迎えや到着時間について回答いただいた方全員がほぼ時間どおりに来ているという回答をいただいておりますので、そういう運行面での支障というのは特に出ていないところと認識しております。

続きまして、あいるーとの運行システムの情報収集についてでございます。こちらにつきましては、近年、オンデマンド交通の導入というのも全国的に増えておりまして、様々なシステムが開発・導入されている状況と認識しております。町としまして、他のシステムに関する大規模な調査などは実施しておりませんけれども、事務局レベルにおきましては、他自治体における、導入したものの内容だとか、そういったものについての情報収集というのは、継続的に行っているところでございます。あくまでそのレベルでの情報収集となりますけれども、そういったものは行っているという状況でございます。

続きまして、キャッシュレス決済についてでございますけれども、今年の２月に行ったあいるーとに乗り込んで実施した利用者アンケートの中で、今回キャッシュレス決済の部分についても項目を入れさせていただきまして、運賃の支払い方法について、キャッシュレス決済についてのニーズを確認する内容を追加させていただきました。その結果につきましては、今のままで良いとの回答が９６．６％を占めておりまして、ＰａｙＰａｙ等のバーコード決済の利用を希望された方につきましては、３．４％に

とどまっております。また、御高齢の利用者を中心に、携帯電話をお持ちでない方なども多くいらっしゃるということを認識しているところでございます。現在導入しているＷＡＯＮの利用割合につきましては、支払い方法の全体のからいきますと、利用は約１％となってしまっているという現状でございまして、令和６年度に導入しました回数券、こちらが非常に好評でございまして、全体の約５０％、そしてその次に現金が４１％というのを占めている状況でございます。こういった状況を踏まえまして現状ではなかなかキャッシュレス決済のニーズというのはあまり少ないものと考えております。いずれにしましても、今後も利用者の方へのニーズについては確認をしてどういった方法でやっていくかというのは考えていきたいと考えております。以上です。

地域振興係長　　はれっぱ前の芝生についての関係なんですけど、１点確認させていただきたいのですが、はれっぱ正面の芝のところでよろしいですか。はれっぱの正面の芝生の生育状況がよくないということは、昨年度の２年目点検の際にも、指定管理者、施工業者含めてですね、施設全体確認して状況については把握してるところです。また、はれっぱ周辺については、中央公園の管理となることから、担当部局とあと指定管理者と対応について協議しまして、今年の５月に、目土と種まきと水やりを行いまして、一定の緑が戻りつつあるというような状況ではございまして、現在は様子を見て、今後ちょっと対応についてまた考えていきたいと思っています。

総務課長補佐　　３点目の防災対策についてです。まず、備蓄品の購入の基準ですが、災害備蓄品整備計画の中に、食料等々、生活必需品と防災資機材、大きく３つに分けて、それぞれ避難するであろう最大１，３００人に基づいた目標数量を決めております。その目標数量に届くような形で、年次計画で購入を進めております。

２点目の冬季防災訓練での反映についてです。停電時を想定し、改善センターの暖房ですとか、電気を点灯しない状況でしたので、備蓄品からは、毛布、大型ストーブ、ポータブルストーブ、発電機、暗い状況をつくりましたので投光器を使用しました。また、参加いただいた住民の方、また職員も、皆さん暖かい服装で参加していただいたので、アンケートでは寒かったという御意見はなかったものです。また、その中で足りなかった備品等も我々事務局で振り返り、特になかったということでしたので、特に災害用備蓄品計画の改正ですとか、備蓄品の追加購入は行っておりません。ただ、訓練を通じて、冬季間の災害では、低温下における避難所の室温確保ですとか、停電時の暖房、電源の確保が重要であることを改めて確認ができ、暖房器具の配置や暖気の循環、発電機の設置場所、避難所への備品等の搬入、配置などについても改めて確認をできましたので、今後、有事の際はですね、そういった配置等も含めて、避難所の運営に反映していきたいと考えております。以上です。

西股委員　　まず、あいるーとの関係なんですが、相変わらずやはり相乗りというのは非常に少ないのかなというふうに見えるような感じなんですが、それが乗車率ですね、一回当たりの乗車が１．１につながっているんだろうと思っております。これがやはり増えてこないと、ちょっと走っていっても、ロスというかそういうものにつながってくるのかなと思うので、この相乗りが増えるような形というのはやはりこれか

らもやはり検討していっていただきたいなと思います。
それと、やはり高齢の方が多いということで、キャッシュレスに対する抵抗というのが多いかなと思います。それとやはり回数券というのが非常に大きなウエイトを占めたのかなと思うんですけれども、やはりイオンカードというかＷＡＯＮというのは南幌町では使い勝手が悪いという部分もあるので、それでやはり１％なのかなというのもあるので、そこらもやはり現金を取り扱う部分というのを少なくするほうが、委託する側にもいいのかなというふうには思うので、そういうところももう少し検討できる部分あるのであれば、今後検討していっていただきたいなという要望でございます。
それと、はれっぱの状況なんですが、今年見ている段階だということなんですが、かなり時間かかるんだなというふうに思うんですが、今後どういうようにしていくのかなということをちょっとお尋ねさせていただきます。
それと、防災の関係なんですが、冬季の関係でいろいろ分かったということなんですが、実際には、ちょっと今のお話聞いている中では、そこで１泊したわけでないので、夜間の冷え込みというのが、例えば、床のところにシートを敷いて、そして布団を敷いて断熱しながらやっているのと、ベッドに寝るのと、かなりやはり違うんだと。床に寝たときに下からの冷気というか、その関係で暖まることができないんだというようなことが言われております。ですから、全部が全部ベッドを用意しないとならないということではないんだけども、幾らの温かい服を来ても、非常に難しいような形になっていますので、これにどうやったらいいのかという部分については、やはり今、いろいろな情報のやつ出ていますから、そういうのを見ながらですね、やはり少し考え方を、情報を的確に捉えていっていただきたいなと思うんですけれども、この辺について何かあればお答えお願いします。
地域振興係長　はれっぱの芝生の関係についてです。先ほどお話ししたとおり、まずは今様子を見ているという状況なんですけども、それでも効果があらわれないということになってくる場合は再工事というところも考えないといけなくなってきまして、はれっぱ、公園、関係部局含めて情報共有しながら進めていきたいと考えてございます。以上です。
総務課長補佐　２点目の防災の避難時のベッド等の関係なんですが、やはり委員おっしゃられたとおり、床からの冷気で体温が低くなるということは当然考えられますので、今ある段ボールベッドだけではなくて、例えば、エアーベッドですとか、そういったような新たな備蓄品についても一遍に整備するのではなく、例えば、幾つか購入してみて、実際に訓練で使用してみて、これは暖がとれるなといったようなことがあればですね、備蓄品整備計画のほうに反映をして購入をしていきたいというような形で、今後いろいろな情報収集をしながら考えていきたいと思います。以上です。
西股委員　まず、はれっぱの関係なんですが、もう３年経過するわけですから、やはりきちんとした姿を早く見せるような必要あるのかなと思うんです。ですから、これはどうにかして、来年からはきちんとなるというような形で進めていってほしいなと思います。

それと最後、防災の関係なんですが、北見のほうの日赤の病院か何かの先生なんですが、やはりこういうものに対してはかなり先進的に勉強している教授がおりまして、そういう方言っている中では、今段ボールベッドをつくってやっていますけども、段ボールベッドをつくるのに何分かかります。折り畳みのベッドだったら一人で広げたら終わりというのもありますので、そういうところもやはり見ていっていただきたいなと思います。以上です。

石川委員長　それでは、ほかにありませんか。

家塚委員　私のほうから１件、質問させていただくんですが、決算書の４４ページ企業誘致推進費、成果説明書で４ページの下段になるんですが、成果説明書のほうで、活動内容記載されているんですが、決算額の主な部分では、条例に基づく奨励金、また看板の工事費ということで、１，６００万ほど決算になっているんですが、それ以外は企業誘致に係る部分ということで理解はするんですが、まず初めに、令和７年度の販売戦略、企業誘致に伴う販売戦略をどのように立てて活動したのか。また、販売戦略を立てる時に、年間目標、当然組立てていくんだろうと思うんですが、その内定数を何社か決めて進めたのか。それと、原課として７年度の評価、どういう評価をしたのか、もう既に多分事務事業や政策評価シートで報告をしているのかなと思うんですが、その中で、課題も含めてあれば、お知らせ願いたいと思います。

地域振興係長　１点目の販売戦略の関係なんですけれども、こちらは予算編成時に南幌流通団地販売戦略を策定しておりまして、こちらの内容については、北海道住宅供給公社とも協議を行っているものです。こちらの内容については、具体的な取組についても定めておりまして、企業誘致活動ということでトップセールスによる誘致交渉を実施したりだとか、あとは広告宣伝活動、情報収集活動に取り組むこととしてございまして、こちらに基づき、企業誘致活動を進めているところです。

２点目の令和７年度の目標数なんですけども、こちらの戦略の中では、予定分譲内定企業１社以上の達成というのを目標設定していたところですが、７年度中に内定に新しく至ったという企業はないという状況でございました。

そちらに基づく３点目の令和７年度の評価としては、予約分譲の受付というのを引き続き令和７年の１月から継続して実施していまして、広告宣伝など、企業誘致活動、展開して数社の企業と進出に向けた協議は進めたところでした。また、企業誘致のきっかけの創出として、道内企業にダイレクトメールだとか、アンケート調査なども行ったところではございました。まだ内定に至っていないという状況ではあるので、少し難しい部分もあるんですけど、引き続き南幌流通団地のアクセスのよさだとかをＰＲしていきながら、粘り強く交渉を進めていきたいと考えてございます。以上です。

家塚委員　今ちょっとお話をいただいたんですが、接触企業、道内道外含めて多分あったんだろうと思うんですが、町のトップセールスは、よく町長が自ら進んで企業誘致に行きますというお話を聞くんですが、実際全て行くということにはなかなかならないんだろうなと、ある程度感触のいい、見込みのあるそういうところについては、多分行ってお話をしてきているのかなという思いがあるんですが、その辺実態としてどうなのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

地域振興係長　　トップセールスということで御質問いただいた関係なんですけども、昨年度については、５社訪問をして本州の企業なんですけども、訪問してトップセールスを実施しているところでございます。感触的なところといたしましては、実際にこの中の企業の中には既に内定済みの企業に訪問をしたという例もございますし、あとは現在、継続して接触している企業さんを訪問したという例もあって、実際にトップセールスを行った企業さんがすぐに内定に至るかというと、その企業さん側の進出のこのスケジュールとかもあって、すぐに進出というふうにはいかないんですけども、ただ南幌が駄目だととなったわけではないので、引き続き、少しその企業さんとしての意思決定の時期が延びたというような状況になっているんですけども、そこに向けて引き続き、南幌町のほうに向いてもらえるようにアピールしていく必要があると思ってございます。

家塚委員　　企業誘致については、現職時代も私担当したこともあって、十分苦労は理解をしています。何回か行ってすぐ決まるというものでもないんです。やはり企業と町との信頼関係を築いて、結果として企業さんが来ていただくということなので、これは長い目で見ればいいということではないんですけど、今年の１０月、来月ですか、供用開始になるということで、今内定しているのが２社ですかね。来ていただくことで、今後契約や何か結んでいくんだろうと思いますが、最後に、今町内にある企業協議会があると思うんですが、そこへの町からのアプローチというか、入っている企業さん、関連する企業さんに、南幌のこの準工の団地を関連企業さんにＰＲしてくださいというそういうアナウンスをしているのかどうかも含めて、もしアナウンスしていて、地元の企業さんからこういう話がありますだとか、感触があれば、その辺もちょっとお知らせ願いたいと思います。

地域振興係長　　御質問いただいた町内立地企業へのＰＲのところなんですけども、南幌工業団地企業協議会におきまして、総会とあとは毎年情報交換会を実施しているんですけども、そちらのほうで参加企業に対して、本町の状況ですとか、南幌流通団地の現状について御説明は行っているところでございます。具体的に内容といたしましても、南幌流通団地でのアクセスの魅力だとか、分譲状況についてお伝えしているところです。それ以降のなかなか感触的なところ、そこからさらなるというところはまだないような状況というのが正直なところなんですけども、今年度も情報交換会を実施している予定でございまして、引き続き、町内企業の方にも情報共有しながら、企業誘致活動を進めていきたいと考えてございます。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。

高橋委員　　防災備蓄品のことでお聞きしたいんですけども、これって結局全員の分を用意しているというわけではないから、やはり、なくなり次第終了ということになるわけでないですか。それで、それも全員が被災するということも、そんな考えられないんですけど、数よりも多い人が被災したとして、皆が取りに来たとして、かといって、来た人からお渡しすることになりますよね。そこではきっと、トリアージみたいなこともできないと思うんですよ。弱者を優先ということもできないと思うんです。なので、このぐらいしか用意しないということは多分伝えているとは思うんですけど、

住民の方って、そういうなくなり次第終了という感覚がなくて、意外と町が助けてくれると思っている人はやはり多いと思うんですよね。なので、やはりそういった呼びかけというか、そういうのってきっと大事かなと思うんです。それが結局その自助共助みたいなところを強めていくことにもなると思うので、ただ、あまり不利益なことは伝えたくないとは思うんですけども、そういう呼びかけというのは、今後していくのかどうかちょっとお聞きしたいんですけども。

総務課長補佐　ふだん防災学習会ですとか、町内会、行政区からの出前講座のほうでは、家庭での備蓄をしたほうがいいというものをですね、食料、飲料水、生活必需品ということで、例えば、冬期であれば、毛布ですとか、タオル、また常備薬も当然そうなんですけども、そういったものと、あと食料でいえば、お米ですとか、即席麺ですとかといったような形で、町でも準備しているんですけども、避難される方もお持ちいただければ、それだけ日にちが、もし長い期間の避難になれば、日持ちしますといったことで訴えておりますし、広報におきましても、年に最低でも１回は防災の特集をして、その中で備蓄品についても呼びかけをしておりますので、今後も当然訓練もそうなんですが、そういった防災学習会ですとか出前講座を中心に呼びかけはしていきたいと考えております。以上です。

高橋委員　全ての町民の分はないよということが伝わっていればいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

石川委員長　ほかにございませんか。ありませんか。（はいの声）

ないようでしたら、これで総務費についての審議は終わります。それでは、午後１時まで休憩といたします。

（午前１１時１１分）
（午後１２時５５分）

石川委員長　予定より早いですけども、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、審査順序の３番目、第３款民生費について審査を行います。それでは、説明をお願いします。

保健福祉課長　それでは民生費の説明を行います。民生費に係る主要施策につきましては、成果説明書の６ページから１１ページにかけて記載していますので、あわせて御覧願います。

決算書５７ページ上段、３款１項１目社会福祉総務費、支出済額２億２３９万６，３４９円。不用額の主なものは、１８節負担金補助及び交付金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び生活応援チケット事業の執行残でございます。ここでは、社会福祉協議会運営補助事業として、町から業務委託を行っている福祉サービス事業等に係る社会福祉協議会の補助金として４５万８，０００円を執行しています。

次に、高齢者事業団運営補助事業として、事務局職員の人件費に対する一部補助金、１９３万円を執行しています。

次に、民生委員児童委員活動経費として、民生児童委員活動支援補助金など１７７万２，０４４円を執行しています。

次に、次ページにかけて、国民健康保険特別会計繰出金として、一般会計からの繰出金７，８６１万７，０００円を執行しています。詳細は、国民健康保険特別会計決算で説明します。

次に、避難行動要支援者避難支援事業として、管理システム保守及び地図複製使用料、１８万９，２００円を執行しています。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、令和６年度からの繰越分として、給付金支給に係る経費２４０万２，３５８円を執行しています。なお、給付金については、支給対象６９世帯に対して給付金２０７万円、並びに子育て世帯８世帯１５人に対して加算給付金３０万円を支給しています。

次に、生活応援チケット事業として、次ページにかけて、令和６年度からの繰越分を含め、生活応援チケット配布等に係る経費７，９１４万４，０３９円を執行しています。なお、内訳については、成果説明書６ページに記載のとおりでございます。また、令和８年２月から開始した事業分のうち、６，６１６万８，０００円を翌年度に繰り越すものです。

次に、定額減税補足給付金不足額給付事業として、国における定額減税補足給付金に係る経費３，０８２万２，５０５円を執行しています。なお、給付金については、支給対象８３２名に対して２，８５４万円を支給しています。

次に、次ページにかけて、社会福祉総務経費として、戦没者追悼式の開催経費、各福祉関係団体への負担金やあったか灯油支給事業に係る経費など７０６万１，２０３円を執行しています。

次に、２目障害者福祉費、支出済額４億２，３１１万５，６０１円。不用額の主なものは、１９節扶助費で、障がい者自立支援給付費の執行残です。ここでは、次ページにかけて、地域生活支援事業として、障がいのある方への日中一時支援や日常生活用具の給付などに係る経費として６８５万３，５９１円を執行しています。

次に、福祉ハイヤー利用料金助成事業として、障がいのある方が利用するハイヤーの初乗り運賃に対する助成金などの経費、５６万６，９４０円を執行しています。

次に、人工透析患者等通院交通費助成事業として、人工透析治療のために公共交通機関等を利用している方に対する交通費助成として３９万６，１００円を執行しています。

次に、精神保健福祉事業として、自殺予防対策事業に係る経費、１７万８，２２６円を執行しています。

次に、障がい者自立促進交通費助成事業として、就労継続支援事業所などへ、公共交通機関を利用している方に対する交通費助成として２９万４，２９５円を執行しています。次ページにまいります。障がい者福祉経費として、次ページにかけて、障がいのある方の自立支援に係る医療や給付事業に係る経費として４億１，４８２万６，４４９円を執行しています。

次に、３目高齢者福祉費、支出済額１億５，４７４万２，９８６円。高齢者在宅支

援事業として、次ページにかけて、緊急通報装置及び高齢者安否確認システムの運用経費、除雪サービス、屋根の雪下ろし助成などに係る経費として１，０２９万２，５４５円を執行しています。なお、令和７年度から実施した高齢者安否確認システムの設置件数は４２件となっています。

次に、老人クラブ助成事業として、町内の単位老人クラブ１６団体と連合会への補助金として７９万９，６００円を執行しています。

次に、介護保険特別会計繰出金として、一般会計からの繰出金、１億４，０３０万７，５７５円を執行しています。詳細については、介護保険特別会計決算で説明をします。

次に、高齢者福祉経費として、自宅で養護することが困難な高齢者の老人福祉施設入所措置費などの経費、３３４万３，２６６円を執行しています。

次に、４目地域包括支援センター事業費、支出済額２７４万２，６８２円。ここでは、高齢者の介護予防サービス計画の作成や日常生活全般に係る総合相談窓口である地域包括支援センターの運営経費を執行しています。以上です。

住民課長　　続きまして、決算書６５ページを御覧ください。

５目重度心身障がい者福祉費、支出済額１，８３９万１，５７７円。重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がい者の医療扶助に係る経費を執行しています。

次に、６目ひとり親家庭等福祉費、支出済額４３８万８，０２３円。ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の医療扶助に係る経費を執行しています。

次に、次ページにかけまして、７目後期高齢者医療費、支出済額１億８，１４３万７９９円。後期高齢者医療事業では、特定健診に係る経費、広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と広域連合への事務費負担金の特別会計繰出金のほか、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に係る経費として、看護師の人件費や消耗品などを執行しています。詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明いたします。以上です。

保健福祉課長　　次に、６７ページ上段、２項１目児童福祉総務費、支出済額３億８，４４０万６，３５１円。不用額の主なものは、１９節扶助費で、障がい児支援給付事業及び児童生徒等医療費助成事業などの執行残でございます。ここでは、次ページにかけまして、学童保育事業として、南幌小学校内で実施している、なんぽろ児童会の運営に係る経費１，２２６万３１１円を執行しています。

次に、早期療育事業として、発達に心配のある乳幼児などの個別訓練や発達相談などに係る経費３６万４，２２７円を執行しています。

次に、次ページにかけて、児童生徒等医療費助成事業として、本町独自の子育て支援施策として、高校生までの医療費の一部助成に係る経費１，９６５万１，２１３円を執行しています。

次に、児童福祉総務経費として、乳幼児等医療費助成事業や障がいのある１８歳未満の児童生徒が利用する放課後等デイサービスなどの障がい児支援給付事業に係る経費、１億２，４２８万８，８８５円を執行しています。

次に、次ページにかけて、認定こども園等施設整備事業として、令和９年４月開設

予定の認定こども園及び学童保育施設整備に係る補助金２億３６１万６，０００円を執行しています。

次に、物価高対応子育て応援手当支給事業として、国における物価高騰に対する子育て世帯への給付金に係る経費、２，４２２万５，７１５円を執行しています。なお、令和７年度において事業が完了しないことから、１６０万円を翌年度に繰り越すものです。

次に、２目児童措置費、支出済額１億６，０６４万円。ここでは、児童手当の支給に係る経費を執行しています。

次に、３目保育所費、支出済額５億４０万３，１７７円。保育所等運営補助事業では、南幌いちい保育園や認定こども園南幌みどり野幼稚園などに通園している子どもの施設型給付や、延長保育、一時預かり事業などに係る経費、４億９，５２２万３，１７７円を執行しています。

次に、保育士等就労支援事業として、町内の保育施設等への保育士確保に対する補助金、５１８万円を執行しています。

次に、４目子育支援費、支出済額１，０６９万８，１７９円。地域子育て支援センター事業として、南幌いちい保育園への運営業務委託料として７７５万５，０００円を執行しています。次ページにまいります。

子ども・子育て支援事業として、ファミリー・サポート・センター事業等に係る経費、４０万９，７４３円を執行しています。

次に、病児・病後児保育事業として、町立病院における病児・病後児保育事業に係る経費、２５３万３，４３６円を執行しています。

以上で、民生費の説明を終わります。

石川委員長　　それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

熊木委員　　２点質問します。社会福祉協議会運営補助事業の中で、赤い羽根募金の不正というか、それが大きくクローズアップされて、各地で補助金を出せなくて困っているという話を聞くんですけれども、南幌町の場合はどうなのか、それちょっと１点伺います。

それからもう１点は、保育所等運営補助事業、待機児童の解消についてなんですけれども、今までも予算審査特別委員会なんかでも質問して、依然として待機児童がいるということで、努力を重ねられているんですけれども、なかなか解消されない。先日８月３０日の新聞には、待機児童が道内で３８人の中で、南幌町が２６人という記事が載りました。そういう意味ではすごい大きなことだなと思って、相変わらず解消されていないということがすごく印象付けられたと思うんですよね。それで前に質問したときも、今、新しく認定こども園をつくっているんですけども、そこができることによって解消されるような言い方もされたと思うんですけども、その辺が具体的にはどうなのかというあたりをちょっと決算に絡めて、今後のことも含めてお聞きしたいと思います。

社会福祉協議会主査　　まず、赤い羽根募金の不正問題について回答させていただきます。北海道共同募金会から、例年４月の初旬に助成金というものが交付されまして、

それを受けて、各団体に改めてこちらから交付を毎年行ってはいるんですけれども、今回の事案発生に伴いまして、一時的にこの助成金の交付時期というのが未定という状況になりました。それが４月、５月ぐらいになるんですけども、その時点で社会福祉協議会としては、町内の団体への助成金の交付時期を遅らせることで、例えば、事業実施が遅れるとか、できなかったということが起こらないようにということで、ちょっとそういう事態を回避しなければならないということで判断して、時期的には例年どおり５月に町内団体へ交付済みです。先ほど申しました交付金が未定だったというところについては、７月にようやく交付決定が通知されておりますので、７月と１０月にですね、２回に分けて交付されるということで、通知をいただいている状態です。以上です。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）　認定こども園についてです。今回、認定こども園の施設整備の事業の補助金として、２億３，０００万というところの補助金を充てて、今建築をしているところです。１１月３０日には、建築完了ということで見込まれています。その中で、待機児童の解消ということなんですけども、今、建物を新しく建築しているということで、受皿の確保ということで、まず進めさせていただいております。その中で、今後、受皿の確保ということで少し受入れ人数が多くなってくるものですから、そこで待機児童が解消されるということで見込み、今進めているところです。以上です。

熊木委員　まず１点目の、町としては補助をしているので、例年どおり影響ないということで理解してよろしいですか。それで１点、それに絡めてなんですけれども、全国的にこの赤い羽根募金の不正が起きたときに、今後の赤い羽根募金活動について、やはり皆さん募金していいんだろうかという思いがきっとあると思うんですよね。これに対してやはりかなり募金を集めるときに影響があると思うんですけれども、それを、あくまでも寄附を受けるものですから、それを何か対策を講じると言ってもそれは難しいと思うんですけれども、何かその社会福祉協議会の中では、その辺のことを議論とかされているのかどうか、それ１点伺います。

それから待機児童のことについて、今建築が進んでいて１１月３０日完了ということで、受皿がある程度確保されるだろうということなんですけれども、現在２６人の待機児童ということで、また新年度になると、もっとたくさんの応募があると思うんですよね。それを全て解消できるというふうに思っているのか、それ１点伺いたいのと、ここまで大きくなる前にというか、いろいろ対策を講じているということだったんですが、思い起こしてみると、以前南幌町が人口が増えた時に、やはり保育所に入れない、幼稚園に入れないということで、民間の中で、家庭内保育所みたいな形で保育所をつくって子どもを預かるというような状況が生まれたと思うんですよね。今回この２、３年こう増えているという中で、そういうような動きというのは、全く役場のほうにはそういう声とかそういうものはなかったのかどうかそれ１点伺いたいんです。

それともう一つは、待機児童を解消するために、近隣というか、仕事の行き先の場所、例えば、千歳に勤めている方は千歳の近辺でというような形でやっていますよね。

そのときに、就学前、来年学校に入るというような、お子さんをそういう形で委託しているのか、その辺のことちょっと実態が分からなかったので、例えば、来年学校に行くという時もそのままもし南幌町でないところに預けていたとすると、学校に入ったときにやはり同じ１年生同士でのコミュニケーションとか、そういうところに不備を来すのではないかなとちょっと感じるんですけれども、その辺の実態分かれば教えてほしいと思います。

社会福祉協議会主査　　今年度１０月からの募金活動についてということでお伝えをさせていただきます。まず、１０月に社協だよりを毎年発行しておりますが、そちらに、南幌町の共同募金会として今後の活動方針を載せたものとあわせて、北海道共同募金会から、道民向けに謝罪文というか、ホームページでもう公表されているものですけども、そちらを掲載して、社協だよりを発行して町民全体に周知をかけていきますというのが一つあります。また、行政区長さんですとか町内会長さん、あとは町内の商業店舗さん、立地企業さんに対しては、これとは別に文書で、共同募金活動への御理解と改めての御協力という内容で文書を発行いたしまして、協力を仰いでいく予定でございます。一部、ちょっと変更等々もあるかとは思うんですけれども、全体を通しては、例年どおりの活動を実施していきたいと考えております。以上です。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）　　１点目の待機児童を全て解消できるかという御質問です。解消できると見込んでいます。

２点目、民間等の問合せが町にあったかという御質問で、町外の方で、南幌町で子どもが増えているけれども、施設を整備する予定はないのかというところが、昨年７年度の初めぐらいにありました。ただ、そのときは、今認定こども園を建設中ですということで、今のところ予定はないということでお答えさせていただいております。

あと、年長さんの広域入所についてです。確かに５歳児におきましては、就学前ということで、保護者からはすごく不安というところはあるかもしれないんですが、そこの部分、不安ということは直接は聞いていないんですが、ただ、不安ということはないということにはならないと思います。ただ、現在、働いている御家庭の中で、預かってもらえないというところのほうが、今、近々の状況ですごく困っているということがありますので、やはり広域でも預かっていただけるということで、広域を選択している御家庭もいらっしゃるので、不安でないかといったらそうではないかもしれないんですけど、やはり預け先の確保ということで、保護者のほうは広域を選んでいるということが実情です。以上です。

熊木委員　　大体は分かりました。それで１点だけ、民間からそういう問合せがなかったかというので、１件問合せがあったということで、認定子ども園がそういう形なのでということで、そのあと全くそのお話はなかったということなんでしょうか。それと、そうふう問合せがあったときに、町としてはやはり積極的に、その時もすごく三十何名とかいたときですから、そういうものを開設できるような形で、町からの働きかけというのはやはり必要だったのではないかと思うんですが、その辺のことについてはどうでしょうか。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）　　そのあとの全く問合せがなか

ったのかということです。今、熊木委員は事業者からの問合せということだったでしょうか。

熊木委員　　町がそういう待機児童が抱えている状況なので、町としてどうなのか、何かこういうことをやらないのかというか、そういうなことはなかったのかということです。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）　　住民からの問合せはなかったです。新しく建てる予定はないのかという問合せは、やはり入れないので保護者からはありました。ただ、そのときに、新しく認定こども園を建設しているので、現在建てる予定はないということでお話しさせていただいています。そのあと全く住民からの問合せがなかったかということなんですけども、やはり入れないという状況が出てきていますので、入れないんですけどという問合せはあったんですけども、他の園を建設するというんですか、してはどうなんだろうという意見はなかったです。

事業者さんのほうで１件、小規模保育を実施したいというような形で問合せはありました。ただ、場所の確保というところがなかなか難しいことから、実現には至っていない状況になっています。以上です。

熊木委員　　その民間からそういう話があったということで、その時に事業しようとする方はやはり南幌町の待機児童が増えているという状況をいろいろ調べて、やはりそういう手だてをやろうと思ったと思うんですよね。そのときに、建物のことにしても、町がもっと積極的にこういうところを一緒に探して、どうでしょうかというような姿勢が必要だったのではないかなと思うんですよね。今年予算審査特別委員会の中でも質問して、ちょうど予算の頃は、私お話ししたかもしれないですけれども、私のところにも、報道のほうから取材させてほしいという声があったんですよね。そのときに結局、テレビで報道されて、やはりすごい人数だというふうになったと思うんです。やはりそういうことに、町としてはいろいろこう手だてを尽くしていると言いながらも、そこで待機児童がゼロになったわけではなくて、すごい人数がいたというところでは、もっとやはり心を砕く必要というか、それがあったと思うんですよね。町の政策として子育て支援をうたって、どんどんこう移住されて来られる若い世代が来てはみたけれども保育所に入れないというような不満があのときはすごく大きく出たと思うんですよね。だから今後、今、新しい幼稚園ができて解消されるという答弁だったんですけども、もし万が一それが解消されなかった場合、やはりまたそういうような不満の火種になっていくとも考えられるので、十分その辺を考慮して、検討もしていってほしいと思います。要望します。

石川委員長　　ほかにございませんか。

星委員　　決算書６１ページと、成果説明書のほうが７ページになります。地域生活支援事業ですけれども、令和６年度の予算は７２０万円で、決算のほうは６４０万円ほどで計上されています。７年度のほうは予算が１，０００万ぐらい計上されて、７年度の決算では６００万円ほどで計上されているんですけれども、昨年よりちょっと予算が増えまして、結果、７年度の決算では、６年度と同様水準の６００万程度となったんですが、これ多分いろいろな事業見込んで、予算のほうでは少し昨年度より増

額したんだと思うんですけれども、どのようなところで需要というかそういうのを見込んで予算を立てて、どういう結果につながったのかというのをちょっと説明をお願いしたいです。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）　不用額についてですが、こちら６１ページには、６４０万円ほどということで不用額を記載してございます。扶助費でも、各事業がありまして、その中で先ほど保健福祉課長が説明した自立支援給付費が４００万程度ということで、割合を占めています。自立支援給付費というのは、１か月の給付費が多いときで３，５００万円程度かかる場合もありますし、少ないときで３，１００万円程度ということで、給付費が大幅に変動するものです。令和７年１２月までのサービス提供月までの実績を計算しまして、最終的に不足が生じてくるということで、８７０万円ほど補正をさせていただいたところでしたが、最終的にサービスの利用が少なかったということから、４００万程度の不用額が発生しています。サービスでいきますと、生活介護が、日数が１５３日見込みより減っているところと、施設入所支援が７３日の減、また、就労継続支援Ｂが１０７日の減少であったということから、これらを含めて４００万円程度、不用額が出たということになっています。以上です。

星委員　説明ありがとうございます。なかなかその見込みと、その実態ってちょうどよくというのはすごく難しいということが分かったんですけれども、サービスとして十分対応ができているかどうかということと、必要なサービスというものを今後こういういろいろな多様になってきているという考えとか、そういう何か実際いろいろ関わる中で、これからちょっとこう変わってきて、こういうサービスも考えていこうかなとかそういうものがもしあれば教えていただきたいと思います。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）　まず１点目、南幌町のサービスは対応できているかという御質問です。今のところ現段階のサービスの中で対応できていると考えています。新しいサービスについてですが、今のところ考えていないです。以上です。

石川委員長　ほかにございませんか。

家塚委員　それでは私のほうから１件だけですが、決算書の７２ページ、子ども・子育て支援事業で、成果説明書１１ページになります。ファミリー・サポート・センターの運営状況についてちょっと伺うんですが、今、提供会員２８名、依頼会員８９名、延べの活動が８７件ということですが、昨年とちょっと比較すると約倍ぐらいになっているということなんですが、多分子育て世帯の増加によって、これだけのニーズがあったのかなという推測はするんですが、原課として、この辺どう評価しているか、あわせて、もしそこに課題が何かあるのであれば、その課題をお聞かせ願って、８年度に生かしているということがあればお願いしたいと思います。まず、これ１点お願いします。

子育て支援係主査　ファミリー・サポート・センターの令和７年度と令和６年度の実績の数が半分ぐらい違うということの御質問だと思うんですけれども、トータルの依頼件数の多さというよりも、依頼されている方は、毎年１５人から２０人の間で経

過しております。その方の１人の方が、何度も繰り返し依頼されるということで件数のほうが増えるということが、ファミリーサポートの場合起きております。なので、依頼されている方が減っているとか増えているという状況よりも、毎年コンスタントに利用があって、その中の１人の方が、仕事の事情で毎週というか、コンスタントに預けたいという依頼があるという傾向があるなと考えております。以上です。

家塚委員　　分かりました。この制度が始まってからもう１０年近くたつんですかね。その中で当初のニーズというか、それと、今とのニーズが多分違いはあるのかなという気がするんですが、その辺、住民のニーズに合った対応を今やっているのかどうか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

子育て支援係主査　　今まで依頼されて、依頼を断らなければならなかったということは、ほぼありません。毎年１回ぐらいボランティアさんが見つからなくていということがあることもあるんですが、ほぼキャンセルはなく、依頼を受けていただいているかなと考えております。その方のニーズに合わせて、預かる場所もあいくるの中で預かってみたり、預かっていただける方のおうちで預かってみたり、あと時間も長丁場で１日がかりで預かってほしいという場合は、午前の方と午後の方でサポートしていただける方を分担してお願いしたりとか、そのようにして、なるべく皆さんの依頼に合うようにサポーターの方にもいろいろお願いしているところです。

今後も、このようにいろいろな状況に合わせて、サポートしていければいいなと考えております。以上です。

家塚委員　　最後になるんですが、今、前の委員からも質問もありましたけど、やはり当町は子育て施策を重点に進めてきているので、こういう制度はやはり充実していかないと多分いけないのかなと思います。最後１点だけ聞くんですが、報酬が支払われると。この額について、例えば、安いだとか、高いという方もいるかも分かりませんが、内部で検討して、今のこの金額を設定しているんだろうと思うんですが、例えば、そういう声に合わせて見直しをするだとか、今後その辺、あるのかないのか、お願いします。

子育て支援係主査　　今現在、３０分３００円、平日ですね。平日以外の場合は、３０分３５０円ということで、それを単位としてサポート事業を行っているんですけども、一番預かってほしいという依頼が来るのが０歳児のところで、令和２年に見直しをかけて、助成事業を行っております。一旦は、３０分３００円という単価で、時間をかけて実費で払っていただくんですけれども、０歳児のお子さんを預ける場合、ひとり親世帯の場合、あと非課税世帯の場合、生活保護世帯の場合などという御家庭に対しては、３０分２５０円、３５０円の場合は３００円助成しているところです。あと、利用しやすいように、全ての会員の方のお子さんに対して、３０分無料券６枚セットというのをお配りしております。なので、皆さん最初は無料券を利用して、利用されているという状況です。利用料が高いという声はあまり聞いたことはありません。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。

細川委員　　私のほうからは１問質問いたします。決算書６１ページの扶助費につい

て質問をいたします。令和７年度予算では、難聴児補聴器購入助成事業ということで１１万９，０００円を計上されておりましたけども、決算書には決算額がないということで、実績がなかったんだろうなというふうに理解できるんですけども、実は議会のほうで議員としゃべり場という事業をしておりまして、今年の４月１５日にですね、町内の保護者の方なんですけども相談に来られまして、お子さんの難聴児補聴器購入助成について保健福祉課のほうに、令和７年度中だと思うんですけども、相談に行ったところ、本町の実施要綱ではほとんどが該当になるんですけども、１か所、要件で両耳の聴力レベルが３０デシベル以上になっていないと駄目だという説明で、このお子さんの場合は片耳が３０デシベル以上なんですけども、両耳だと３０デシベル以下になってしまうということで、助成の対象とはならないですという説明を受けたということで、実は札幌市のほうではこの条件で該当になるので、南幌町も何とか助成するようにしていただけないかと、南幌町は子育ての町ということもあって、ぜひ助成をお願いしたいんだという要望で来られました。お子さんの状況をちょっと聞きお聞きしたところ、お子さんは小耳症伝音性難聴ということで、鼓膜に生まれたときから、右耳が全く聞こえない状況で、治療や手術をしても完治しないということで、簡単に言うと治療と手術ができないということでした。このお子さんは来年小学校に入学するということで、保護者の方は、授業のときのこととか、右からの音が聞こえないということから、事故などのことが大変心配で、今後の成長に不安があるということで、ぜひ認めていただきたいという話だったんですね。そのあと何回か、また相談にも行っていたようなんですけども、このことを基にちょっと私のほうでも札幌市該当になるということで、ちょっと調べさせていただいたところ、子どもの補聴器購入費助成事業実施要綱というのが令和８年４月１日改正というもので確認したんですけども、南幌町と同じ部分でいきますと、いずれかの耳の平均聴力レベルが３０デシベル以上であること。ただし、市長が補聴器の装用を特に必要と認めたときはこの限りでないということで、このことで該当になるという話だったんですね。それで、こちらのほうの助成については、道の地域づくり総合交付金の活用ということで、本町の実施要綱も今後、助成対象の条件緩和を検討されているのかどうか、相談を受けた内容からいって、こういうことがあったかどうかちょっと確認したかったんですけども。

保健福祉課長補佐（福祉障がい・子育て支援担当）　今の細川委員の難聴児補聴器購入助成事業です。今、お話しされていました、町では、難聴児補聴器購入費助成事業の要綱を定めまして、対象の判断をさせていただいているところです。対象としては、軽度・中等度難聴児の補聴器購入ということで、生活保護、住民税非課税世帯には全額、またそれ以外には、１割程度御家庭の方に御負担いただいて助成しているところです。で、今お話されていました札幌市はあるんですけども、南幌では対象にならないというお話、実はこちらでも受けております。そのことを踏まえ、近隣の状況も調べまして、今後検討していきたいなと考えているところです。以上です。

細川委員　今、前向きに検討していただけるということでしたので、この方の場合ですと、３０万から４０万出さないと補聴器が買えないという、高額なものですから、ぜひですね、検討していただいて、いい結果をいただければ幸いに存じます。以上で

終わります。
石川委員長　　ほかにございませんか。（なしの声）
ないようでしたら質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）
それでは、民生費についての質疑を終了いたします。
次に、審査順序４番目、第４款衛生費について審査を行います。説明をお願いいたします。
保健福祉課長　　それでは、衛生費の説明を行います。衛生費に係る主要施策につきましては、成果説明書の１２ページから１５ページにかけて記載しておりますので、あわせて御覧願います。
決算書７２ページ下段、４款１項１目保健衛生総務費、支出済額２，４１１万８，４２８円。ここでは、７５ページにかけて、母子保健事業として、会計年度任用職員に係る人件費、妊婦及び乳幼児の健診や産後ケア事業、出産・子育て応援支援給付金、先進医療不妊治療等助成などに係る経費を執行しています。
次に、２目予防費、支出済額４，０２８万８，７３３円。成人保健事業として、各種がん検診や健康教育・健康相談事業に係る経費、１，４２６万５８１円を執行しています。
次に、感染症予防事業として、次ページにかけて、各種予防接種や感染症予防対策に係る経費、２，５８５万５，２０５円を執行しています。なお、令和７年度から５０歳以上の方を対象とした帯状疱疹ワクチン接種費用の助成件数につきましては、３７８件となっています。
次に、予防経費として、狂犬病予防対策に係る経費、１７万２，９４７円を執行しています。以上です。
住民課長　　決算書７６ページ中段を御覧ください。
３目環境衛生費、支出済額１，４６０万９，３２７円。環境衛生経費では、墓地管理、生活環境の保全対策に係る経費として４５万３２７円を執行しています。
次に、南空知葬斎組合負担金では、組合への負担金１，４１５万９，０００円を執行しています。次ページになります。
４目病院費は、病院事業会計決算で説明いたします。以上です。
保健福祉課長　　次に、５目保健福祉総合センター管理費、支出済額４，７２７万１２１円。ここでは、保健福祉総合センター管理経費として、次ページにかけて、管理清掃業務に係る委託経費をはじめ、管理運営に必要な一連の経費を執行しています。以上です。
住民課長　　続きまして、決算書７８ページ下段を御覧ください。
２項１目じん芥処理費、支出済額１億３，０１６万５，４１０円。ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費、ごみステーション用ごみボックスの設置経費のほか、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合の負担金を執行しています。
次に、７９ページ下段、２目し尿処理費、支出済額１，４８１万３，２８０円。し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託に係る経費を執行しています。

次の、３目合併処理浄化槽整備事業費、３項上下水道費は、下水道事業会計での同時審査となります。

以上で、４款衛生費の説明を終わります。

石川委員長　それでは説明が終わりましたので、これより審査を行います。

星委員　２点伺いたいと思います。１点目ですけれども、成果説明書の１２ページですが、母子保健事業について伺いたいんですけれども、乳幼児健診、４歳児５歳児健診が行われているんですが、乳幼児健診に関しては、２名ほど健診されていない方がいらっしゃると記載されています。１００％受けてない状態なので、この受けていない方に対して、どのように状況把握されているのかということと、あと、４、５歳も受診率が３０％台ということで出ているので、受けていない子どもたちの把握なんかはどうしているのかということを伺いたいです。

もう１点、成果説明書のほうですと、環境ごみ処理対策ですね。毎年ちょっと聞いていて申し訳ないんですけれども、不法投棄啓発、ポイ捨て等をなるべく少なくしていきたいなという思いがあるんですが、７年度ではどのように対策をされてきたのかということと、傾向として現状、７年度どういう状況だったのかというのを教えていただきたいです。

健康づくり係主査　１点目の御質問にお答えいたします。乳幼児健診ですけれども、成果説明書で書かれているように、乳幼児健診の受診率は、乳児で９８．９％、幼児健診では９８．６％となっておりますが、これは年度の間で、３月対象の子どもが体調不良とか、あと親の仕事の関係で４月にまたがったため、１００％にはなっていない状況です。ですので、ほぼ全員が受診している状況にございます。ただ、令和７年度の１歳６か月健診で、１人何度勧奨や約束をしても受診できないお子さんがいました。そのお子さんに対しましては、健診受診ではございませんが、親の都合のつく日にちにあいくるに来ていただきまして、身長・体重等の計測、問診、発達確認を行っております。また、最後の健診であります３歳児健診には、必ず受診いただくように言ってございます。

次に、４、５歳児の健康相談についてなんですけれども、あくまでもこれにつきましては健診ではございませんで、健康相談という形をとってございます。ですので、一応対象人数は４、５歳の対象児を全て対象として上げておりますが、健康相談に来る方はその一部の方ということです。ただ、３歳児健診とかで経過を見なくてはいけない子につきましては、４、５歳児の健康相談につながるように声かけを行っているところでございます。以上です。

環境交通係主査　不法投棄対策の現状と課題と今後の対策について回答いたします。令和７年度不法投棄認識件数は１４件あり、昨年度より３件増加傾向です。そのうち、悪質と思われる４件については警察に通報し、状況確認懸案となっております。不法投棄されているものにつきましては、タイヤ、洗濯機、建設廃材、一般の生活ごみ及び粗大ごみ系、いろいろなものが投げられております。町の不法投棄対策としましては、交通量の比較的少ない道路沿い、過去に不法投棄のあった場所を中心に、不法投棄監視中ののぼり旗を設置しております。なお、不法投棄がない、ポイ捨て等さ

れる道路沿いについても、同様にのぼり旗を設置しております。また、繰り返し不法投棄される箇所につきましては、監視カメラ２基と監視中看板の設置を行っております。さらに、過去に不法投棄に遭った場所を含め、パトロール車により町内巡視により監視体制などを継続して、ホームページや町広報誌等で町民に周知をし、啓発活動を行っております。

課題としましては、監視体制の限界や不法投棄の特定が困難であることが挙げられております。町内には、農道、防風林沿い、河川敷など、交通量の少なく人目が少ない場所が多くあるため、そうした箇所を常に監視することは困難です。また、不法投棄を行う場合、夜間、早朝が多いことから、ほとんどのケースは人目につきません。証拠になるものも出ないため、行為者の特定が難しい状況です。なお、不法投棄は、町内に限らず町外から捨てに来ているケースも多数あると思われます。そうした方々に対し、不法投棄を抑制する有効な手段はなかなかない現状です。町としては、不法投棄をしない、させないために、先ほど申し上げた対策を行いつつ、今後も粘り強く啓発活動を続けていくしかないと考えております。以上になります。

星委員　　まず、１点目の乳幼児健診と、私ちょっと間違えて相談を健診だと思ってしまったんですけれども、１、２歳児の方に関しては１００％を健診されているということで、あと最後の３歳児に関しましては、声かけをして健診を促して状況把握をしているということで理解しました。相談に来られる方は、やはり悩みがあって来られるので把握しやすいのかなと思うんですけれども、本当に相談に来られないで、支援が必要なお子さんであったり、もしかしたらお子さんを通して、お母さんであったり、家庭内の事情であったり、多分相談に来られる方はまだ対処はできると思うんですけれども、実際相談に来られないんだけれども、本当は支援が必要なのではないかという方に対しては、やはりアウトリーチというか、入っていかないといけないのかなと思っているんですが、そういうアウトリーチというかそういうようなことは、今どのような状況というか、やっていらっしゃるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

もう１点、不法投棄の件ですけれども、農家さんのほうには議会のほうでちょっと訪問する機会がありまして、やはり圃場に捨てられるごみですね、こちらのほうは結構深刻に感じてらっしゃるような声をいろいろな行政区のほうから出ましたので、やはりここはちょっと住民課の担当されている方だけで対応するのは難しくなってきているのかなというのが私たちのほうで受け止めています。地域に出向く担当制の職員の方とかもいらっしゃいますし、みんなで協力し合って、このごみをどうしていくかというのを話し合っていく必要もあるのかなと私は考えているんですけれども、やはりここはちょっとみんなで協力し合いながらということも、検討していただけるかどうかというのを伺いたいです。以上です。

健康づくり係主査　　南幌町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。委員のおっしゃるとおり相談に来る人だけでは、心配なお子さんはサポートし切れないかと思います。乳幼児健診とか相談に来ない方でも、アウトリーチができるようにということで、私たちは、母子手帳の発行時、妊娠中の面談時、あと

赤ちゃん訪問、あるいは総合的に育児支援を行うために、各専門職の声を聞きながらサポートをしているところです。特に南幌町は転入者が多い関係上、今までの経過が分からないまま健診とか相談とかに乗らなくてはいけないというところでは、まず、転入してきますと必ず児童手当という手続きが必要になってきますので、その際に保健師に面談をできるように声をかけていただくように、職員の中で言ってございます。ですので、隣の係のところの用事で来た場合でも保健師にちょっと声をかけていただいて、現在、何歳のお子さんがいるとか、予防接種は進んでいるのかとか、健診はどこまで終わっているのかとか、そういうところを面談させていただいているところでございます。また、乳幼児健診は、今様々なスタッフがそろっておりまして、私たち保健師だけではなく、助産師や言語聴覚士、作業療法士、児童発達心理士など、いろいろな職種から、あらゆる視点から乳幼児健診をさせていただいております。また、保育所とか幼稚園とかの情報交換も逐次しておりまして、この子の環境的なこと、育児状況、養育能力というところも踏まえて、全体を見て、子育ての支援をしているところでございます。また、転入者がすごく増えているということで、昨年までは、半日開催だったんですけれども、それを１日開催にしまして、ゆっくりと相談できる健診ができるように体制を組んでおります。これからもサポートを丁寧にやっていかなければならないと考えて、内部では意思統一をしているところでございます。以上です。

住民課長補佐（環境交通担当）　２つ目の不法投棄の関係の質問で、地域みんなで協力してというような話合いができないかという御質問の回答です。まず、委員おっしゃるように農家の方からのごみの不法投棄の問題というのも我々のほうにも耳に入っております。今年は何回も繰り返し不法投棄のある、ちょうど８線のところに監視カメラを移設、設置もして対策をしたところでございます。そこは毎年おむつ等が捨てられるということで、今年春先にも捨てられてはいたんですけども、その後設置をさせていただいて、様子を見ているという状況でございます。なかなか不法投棄につきましては、我々も有効な効果的な方法というのがなかなか見いだせないというのが実情でございます。先ほど担当が申し上げましたように、そういった３年間不法投棄があった場所を図面に落として、そこを重点的にのぼり旗の設置をしたり、巡回パトロールの参考にしたりということで、そしてまた監視カメラの設置も行っております。悪質な不法投棄につきましては、警察にもご協力いただいて監視体制の強化ということでも実施しているという状況で、あと引き続き、住民に対しての周知啓発も行ってはいるのですが、どうしても限界がありまして、また、不法投棄に関しては、特に町外からの方が捨てているという現状が多いと思われますので、なかなか町民に対して周知を図っても効果が出にくいのかなと思っております。そうした時にどういった方法が有効かと考えたときにですね、委員がおっしゃられるように、南幌町は不法投棄しづらいんだという環境整備がやはり重要なのかなと我々も思っているんですが、地域の方々の目をですね、おかしい車両が何か来ているなとか止まっているなというようなことを見かけたら、できるだけ我々のほうに連絡いただいたりとか、そういった手段も必要になってくるのかなと考えておりますので、住民課のほうでは環境

衛生組合の事務局となっておりまして、各行政区から衛生部長さんが役員としてなっていただいております。そういった方々の声もちょっと聞く場を設けて、そういったケース、実情をまず聞かせていただいてですね、我々にない案もいただけるのかなと期待をしたいところではあります。そういったことで、今後検討していければなと思っております。以上です。

星委員　　ごみに関しましては、やはり短時間でこれを抑制するというのはすごく難しい問題ですし、ゼロにするということもすごい難しいと思うんですけれども、やはりみんなで協力し合いながら、ごみ拾いも町の方すごく協力してやってはくれていますので、ただ、地区によっては、以前みんなごみ拾いをやっていたんだけれども、コロナ以降ちょっとやらなくなったという行政区もあるような話も聞いています。いま一度その辺ちょっと確認し合いながら、ごみ拾いももしできていないような地域があるならば、ちょっと行政の方のほうの主導で、またみんなでごみ拾いできるような環境を整えていただきたいと思いますし、何かこう協力し合いながら少しずつ減らしていけるような、あとごみ拾いも農家の方だけに負担をかけないような、何か取組なんかも少し考えながら進めていただきたいなと思います。要望で終わらせていただきます。

あと最後に１点、母子保健事業の件ですけども、やはりアウトリーチはすごく大事だと思います。特におっしゃられたように来られる方が多いので、なかなか相談できなかったり、自然といつの間にか孤独に感じてしまったりというケースなんかも心配しているんですけれども、声なき声を拾っていくというのはやはり福祉のほうのやるべきことなのかなというのは思っています。

最後に、アウトリーチで支援につなげられたという実績なんかはあったのかどうかということと、あと、一応５歳ぐらいまでだとしても、子育てってその後も続いて学校にも行きますし、そういうところで支援していた方たちが今度は学校に行って、今度どのように教育委員会と連携体制をとっているのかという、教育委員会とのその体制についてちょっとお伺い最後に聞きたいと思います。

健康づくり係主査　　まず、アウトリーチの実績というところですが、どこをもってアウトリーチの実績になるのかはちょっと分からないんですが、私ども先ほども言ったように、健診だけでそのお子さんを見ているわけではございませんので、いろいろな角度から訪問やら、あるいは違う専門職の目から携わっているところです。もちろんですね、病院や、あと、ほかの地域の情報提供などもございますので、そこを踏まえながら、みんなで考えていっているところです。私ども子ども家庭センターを持っておりまして、毎月１回、子どものカンファレンスというか、支援に対して検討を毎回行っております。その中で意思統一して、支援を同じ方向に向くように関わらしていただいております。それが、アウトリーチをした実績で、よい方向に行ったと考えています。また、学校とか教育委員会につきましては、私ども健康づくり係ですが、隣の子育て支援係のほうに、まず療育とか、いろいろな養育がちょっとうまくいかないお子さんについては、そことつないで、子育て支援係のほうから教育サイドの部署に連携をとっていただいているというのが実情でございます。以上です。

石川委員長　　ほかにありませんか。

家塚委員　　決算書の７５ページ、成人保健事業、成果説明書では１３ページになります。令和７年の３月にも予算委員会の中でいろいろお話を聞かせていただいたんですが、今回の７年度の実績で、がん検診、胃、肺、大腸、乳、子宮、人間ドックそれぞれあるんですが、この上から４つまで、胃、肺、大腸、乳、これ昨年と比較すると約３％ほど受診率が下がっているんですね。この辺をどう原課で評価しているのか、まずこの辺ちょっと伺いたいと思います。

健康づくり係主査　　委員のおっしゃるとおり、令和６年度と比較しまして、子宮がん検診を除いて全てのがん検診が２％から３％受診率が低下しております。低下した要因ですけれども、はっきりはこれがというところは、分析はできておりませんが、令和７年度につきましては、稼働量の関係、保健師の人員というところなんですけれども、稼働量の関係で個別の受診勧奨が足りなかったかと思ってございます。以上です。

家塚委員　　個別の勧奨が足りなかったという評価なんですが、７年の３月の予算委員会の中で、いろいろ取組やなんかを説明していただいたんですね。最後のくだりの中に、先進地の取組なども確認をしていきたいというくだりがあって、このくだりだけを見れば、受診率の高いところをいろいろ調査して、それを反映させていきたいという期待も込めてのお話だったのかなと思うんですが、この辺、そういう参考になるようなところがあったのか、また、ないとして、何か独自に７年度始まって、課の中でこういう取組をしていきましょうということがあったのか、その辺ちょっとあればお願いをしたいと思います。

健康づくり係主査　　委員も御存じかとはございますが、南幌町のがん検診の受診率は、全道よりも２倍から３倍高い状態です。ほかの町に比べても、受診率を上げるための努力は人一倍行っているつもりでございます。常に先進地の町を参考に、取り入れられる様々な取組を行っているところです。取組の一例ですが、対象者全てに受診券の発行を行っていたり、女性の検診の無償化を行っていたり、がん検診ができる医療機関の増大、毎年医療機関が増えている状況です。また、働いている方でも受診できるように、土曜日、祝日の受診日を設定したり、待ち時間軽減のために受付時間の区切りをつけて体制整備を行ったり、対象者を絞った未受診者勧奨を行っています。また、令和７年度からは、ＱＲコードからの予約などで受診率アップにつながると思われることは取り入れてきています。また、環境が似ている保健所管内の係長会議や、圏域会議で受診率アップのために情報交換を行っています。近隣では、唯一南幌町よりもがん検診の受診率が高い由仁町では、未受診者勧奨での訪問を行い、足しげく勧奨を行っているとのことでした。本町では、人員の関係からも受診勧奨だけの訪問は難しいため、令和８年度からは、健診結果説明の訪問や来所の際に、まずは御家族で未受診者の方はいないかの確認や特定健診とがん検診の勧奨を行っている状況です。以上です。

家塚委員　　取組は十分評価をしています。ちょっと私どものほうの入手しているというか、令和６年度の施策評価が一番直近と新しいものかなと思いますが、この施策

シートを見ると、目標値が設定されているんですね。この各がん検診の受診率は、全体を足して割り返すということで目標値は３６という目標値を設定していると、もし違っていたら、後ほどお答えをいただいて、その中に、６年度まで、４、５、６と１００％超えているんですね、受診率が。目標値から見て。７年度は、先ほどちょっと昨年度と比較してということでお話ししましたが、今は目標値を見ていくと、３５．６になって９８．８％、これちょっと私が落とし込んだので、今原課で評価している施策シートの数字ともし違ったら言ってくださいね。そんなことでちょっといろいろ取組をしてきましたということだったんですが、実際には目標値よりも下回っているということで、この辺どう原課として考えているのか。お聞かせ願いたいと思います。

健康づくり係主査　　今の事務事業評価のシートの関係ですが、今委員が言われたとおり達成率として１００％ではなく９８．８％ということで、令和７年度についてはなっているというのは存じています。これにつきましては、受診率が横ばいより今までよりもどんどん減っていっているというのが現状です。コロナ明けで、少し受診率は盛り返したんですけれども、そのあと、なかなか受診率が伸びてないのが現状です。これの分析としましては、職場での検診の充実から、現在がん検診を職場検診と抱き合わせで行っている地域が現状ございます。例えば、私たち対象者として、人数には加わっているわけですが、共済職員、公務員もそうなんですけれども、ほぼ皆さん特定健診のほかにがん検診も抱き合わせになっているところですが、町の検診、がん検診は、そこの数には含まれてございませんということから、今、働き方も変わってきておりまして、扶養の範囲から外れて、社会保険になって、プラス職場での検診とがん検診もそこで受けるということもございますので、人数的にはどんどん減っていっているのが現状です。ただ、これについては正確な数というのが把握できないのが現状で、職場の検診のがん検診を受けないで、南幌町のがん検診を受ける方もまれにいるところでございますので、そういうところの分析が、正確に出すのであれば、今後デジタル化が進んでくる段階では、もしかしたらそういう時期がいずれ来るかもしれませんが、数字上のがん検診受診率が今後も増えていかない可能性が出てくるかと思います。そして、ちょっと話がずれてしまうかもしれないんですが、私たちの今後の事業の目的としては、がん検診の受診率ではなくて、やはりせっかく受診してきてくれた方で、精密検査を受けない方が今一定数おります。特に気になるのは、大腸がん検診の精密検査です。７０％を切っているというところでは、ここについては、私たち専門職がしっかりと精密検査を受けるよう促していかなければいけないことと思っております。ですので、今後、事業の評価というところになりますと、がん検診の受診率にこだわっていくのではなく、精密検査の受診率というところにシフトしていく必要があるのではないかと考えているところです。これは今後、内部でも検討していかなければいけないことだと考えております。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。（なしの声）

ないようですので、審議を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、この後職員の一部入替えがありますので、２時３０分まで休憩といたします。

（午後　２時１９分）
（午後　２時３０分）

石川委員長　　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、審査順序の５番目、介護保険特別会計について審査を行います。それでは説明をお願いします。

保健福祉課長　　それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を行います。介護保険特別会計に係る主要施策については、成果説明書の２６ページから２８ページにかけて記載をしていますので、あわせて御覧願います。

初めに、歳入の説明をします。決算書の１５３ページを御覧願います。

１款１項１目第１号被保険者保険料、収入済額１億７，６９０万５，１００円。収入未済額８４万２，１１０円。収納率については、現年度分が９９．９％、対前年度比０．１％の減。滞納繰越分については１８．４％、対前年比５．２％の減となっています。

２款１項１目介護給付費負担金、収入済額１億４，８５４万７，５３５円。施設給付費の１５％、居宅給付費の２０％が交付されたものです。

２項１目調整交付金、収入済額５，１９３万２，０００円。給付費及び地域支援事業費の約６％が交付されたものです。

２目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額２３８万１，６００円。事業費の保険者負担分の２０％が交付されたものです。次ページにまいります。

３目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額６０７万６，０７０円。事業費の保険者負担分の３８．５％が交付されたものです。

４目保険者機能強化推進交付金、収入済額７２万６，０００円。地域包括ケアシステムや保険運営の安定化に資する施策の推進状況に応じて交付されたものです。

５目介護保険保険者努力支援交付金、収入済額１８９万６，０００円。介護予防・健康づくり事業に資する取組の状況に応じて交付されたものです。

６目事業費補助金、収入済額８８万円。介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金です。

３款１項１目介護給付費交付金、収入済額２億４，５１４万５，０００円。施設給付費並びに居宅給付費の２７％相当が交付されたもので、財源は各保険者の第２号被保険者が納めた保険料です。

次ページにかけまして、２目地域支援事業交付金、収入済額２８１万円。介護予防・日常生活支援総合事業費の保険者負担分の２７％相当が交付されたもので、財源は各保険者の第２号被保険者の保険料です。

４款１項１目介護給付費負担金、収入済額１億３，９８７万３，３４８円。施設給付費の１７．５％、居宅給付費の１２．５％が道負担分として収入されたものです。

２項１目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額１４８万８，５００円。介護予防事業費の保険者負担分の１２．５％が道補助金として収入

されたものです。
２目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額３０３万８，０３５円。事業費の保険者負担分の１９．２５％が道補助金として収入されたものです。次ページにまいります。
５款１項１目利子及び配当金、収入済額２万４，４６７円。基金の利息です。
６款１項１目介護給付費繰入金、収入済額１億１，３１６万８，２３２円。施設給付費及び居宅給付費の１２．５％の町負担分です。
２目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額１１７万１，３３９円。介護予防事業・日常生活支援総合事業費の１２．５％の町負担分です。
３目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援、収入済額２６４万２，６６９円。事業費の１９．２５％の町負担分です。
４目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額９１０万２，３００円。別枠公費による繰入金で、財源内訳は国２分の１、道と町が４分の１で、国、道補助金は一般会計で受け、町負担分と合わせて特別会計に繰り入れるものです。
次ページにかけまして、５目その他一般会計繰入金、収入済額１，４２２万３，０３５円。事務費の繰入金です。
２項１目介護給付費等準備基金繰入金、収入済額４，０４０万円。財源調整のため、基金から繰入れを行ったものです。
７款１項１目繰越金、収入済額２，２９８万７，６９０円。令和６年度からの繰越金です。
８款１項１目第１号被保険者延滞金、収入済額１，３００円。１件分の保険料延滞金です。
２項１目第三者納付金及び２目返納金につきましては、実績はありません。
３目雑入、収入済額８万２，９７５円。地域支援事業に係る利用者負担金などです。
以上、歳入合計予算現額９億８，９８５万３，０００円。調定額９億８，６３４万５，３０５円。収入済額９億８，５５０万３，１９５円。不納欠損額はありません。収入未済額は８４万２，１１０円です。
次に、歳出の説明を行います。１５８ページを御覧願います。
１款１項１目一般管理費、支出済額３２９万８，５９３円。介護保険全般に係る事務処理経費を執行しています。
２項１目賦課徴収費、支出済額７３万９３２円。保険料の賦課等に係る経費を執行しています。
次ページにかけて、３項１目認定調査等費、支出済額６１３万２，４９２円。介護認定調査を行う会計年度任用職員をはじめ、介護認定に係る経費を執行しています。
２目認定審査会共同設置負担金、支出済額２８９万５，８３７円。栗山町、由仁町と共同設置している審査会に係る負担金を執行しています。次ページにまいります。
４項１目計画策定委員会費、支出済額２０２万３，１８１円。第９期介護保険事業計画の進捗管理のために委員会を開催した経費及び第１０期介護保険事業計画策定に向けて、ニーズ調査を行った経費を執行しています。

２款１項１目居宅介護サービス給付費、支出済額１億９，４９１万６，１５６円。訪問介護、通所介護、通所リハビリ等の給付に係る経費を執行しています。

次ページにかけて、２目地域密着型介護サービス給付費、支出済額１億６，９０６万８，４７９円。グループホーム、認知症対応型デイサービスの給付に係る経費を執行しています。

３目施設介護サービス給付費、支出済額４億１，９１６万８，９９３円。食費及び居住費を除く介護老人福祉施設等の入所給付に係る経費を執行しています。

４目居宅介護福祉用具購入費、支出済額１２５万３，８９２円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

５目居宅介護住宅改修費、支出済額１３３万６，９４８円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

６目居宅介護サービス計画給付費、支出済額３，０１６万４，５４１円。サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

次ページにかけて、２項１目介護予防サービス給付費、支出済額２，７１９万６，１０８円。介護予防における通所リハビリをはじめとする各種サービスの給付に係る経費を執行しています。

２目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、予算の執行はありません。

３目介護予防福祉用具購入費、支出済額４３万７，９９２円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

４目介護予防住宅改修費、支出済額１０８万６，３８４円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

５目介護予防サービス計画給付費、支出済額４２１万８４円。介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

次ページにかけて、３項１目審査支払手数料、支出済額６９万７，５１７円。給付に係る１１，８１５件分の手数料を執行しています。

４項１目高額介護サービス費、支出済額２，３９２万４，１５２円。要介護者の利用者負担限度額を超えた部分についての払戻しに係る費用を執行しています。

２目高額介護予防サービス費、支出済額５，１８１円。要支援者の利用者負担限度額を超えた部分についての払戻しに係る費用を執行しています。

５項１目高額医療合算介護サービス費、支出済額３７２万７，４１１円。介護と医療の両方を利用して、自己負担限度額を超えた部分についての払戻しに係る費用を執行しています。

次ページにかけて、２目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、予算の執行はありません。

６項１目特定入所者介護サービス費、支出済額２，８１５万２，０１８円。要介護者で所得の低い方の食費並びに居住費の自己負担分に係る経費を執行しています。

２目特定入所者介護予防サービスにつきましては、予算の執行はありません。

次ページにかけまして、３款１項１目介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額５８１万５，８１６円。訪問型サービス事業と通所型サービス事業に係る経費を執

行しています。
２目介護予防ケアマネジメント事業費、支出済額４２万１，７４７円。介護予防・生活支援サービス事業に係る対象者のケアプラン作成に係る経費を執行しています。
次ページにかけまして、３目一般介護予防事業費、支出済額３１６万８，３５２円。快足シャキッと倶楽部や水中運動教室、ボランティアポイント事業、サロン事業などに係る経費を執行しており、事業の一部を社会福祉協議会に委託をしております。
２項１目包括的支援事業費、支出済額５２万４，２０２円。介護支援専門員の研修等に係る経費を執行しています。
２目在宅医療・介護連携推進事業費、支出済額２万円。在宅医療介護の連携のための講演経費を執行しています。
３目生活支援体制整備事業費、支出済額４６９万５，０００円。事業を推進するための生活支援コーディネーター配置などに係る経費を執行しています。次ページにまいります。
４目認知症総合支援事業費、支出済額４万９，３３０円。認知症のある高齢者に早期から関わりを持ち、適切な医療やサービスにつなげる事業で、主に認知症サポート医師に係る経費を執行しています。
５目地域ケア会議推進事業費、支出済額１４万６，３１４円。地域包括ケア推進会議の委員報酬や自立支援に向けた個別会議の開催に係る研修会の経費を執行しています。
次ページにかけて、６目任意事業費、支出済額８３２万２，７０６円。配食サービスやシルバーハウジング生活援助員派遣事業などの経費を執行しています。
４款１項１目介護給付費等準備基金積立金、支出済額２万４，４６７円。基金の利息分です。
５款１項１目第１号被保険者保険料還付金、支出済額４万３，９００円。内訳につきましては、７件分の還付金で、申告による所得更正が主なものです。
２目償還金、支出済額１，６１４万８，６６２円。国庫支出金などの令和６年度精算に伴う償還金です。
６款１項１目予備費については、予算の執行はありません。
以上、歳出合計、予算現額９億８，９８５万３，０００円。支出済額９億５，９８０万７，３８７円。不用額は３，００４万５，６１３円です。次ページにまいります。
最後に、実質収支に関する調書の説明を行います。
１歳入総額９億８，５５０万３，１９５円。２歳出総額９億５，９８０万７，３８７円。３歳入歳出差引額２，５６９万５，８０８円。５実質収支額は２，５６９万５，８０８円です。
以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。
石川委員長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。（なしの声）
ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）
それでは、質疑を終了いたします。
次に、審査順序の６番目、国民健康保険特別会計について審査を行います。それで

は、説明をお願いいたします。

住民課長　　令和７年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

初めに、歳入から説明いたします。決算書１３５ページ、成果説明書２５ページを御覧ください。

１款１項１目国民健康保険税、収入済額２億１，５９９万３，６７５円。収入未済額３，８８３万６，２２０円。収入未済額の内訳は、現年度課税分５０名、滞納繰越分８４名となっています。収納率は、現年度課税分が９８．３１％で、前年度対比０．４３ポイントの減少。滞納繰越分が１２．６３％で、前年度対比５．１２ポイントの減少となっています。

次に、２款１項１目手数料、収入実績はありません。

次に、３款１項１目災害臨時特例補助金、交付実績はありません。

次に、２目子ども・子育て支援事業費補助金、収入済額４９５万円。令和８年度からの子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係る補助金で、１０分の１０が交付されたものです。次ページになります。

４款１項１目保険給付費等交付金、収入済額６億８，７１６万３，１８６円。１節普通交付金、２節特別交付金としてそれぞれ交付されたものです。

次に、２項１目財政安定化基金交付金、交付実績はありません。

次に、５款１項１目利子及び配当金、収入済額３万３，７９４円。基金積立金の利子収入です。

次ページにかけまして、６款１項１目一般会計繰入金、収入済額７，８６１万７，０００円。国の基準に基づく一般会計からの繰入金です。内訳につきましては、次ページの基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、産前産後保険税繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金等繰入金、事務費繰入金となっております。

次に、２項１目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、当初予算で計上しておりましたが、財源が確保されたため基金繰入実績はありません。

次に、７款１項１目繰越金、収入済額１，９７５万３，１１２円。令和６年度国民健康保険特別会計からの繰越金です。

次に、８款１項１目延滞金、収入済額１万１，６００円。被保険者１名分の延滞金収入です。

次に、２項１目第三者行為納付金、収入済額４８５万４，２５０円。交通事故等の第三者行為損害賠償納付金２件分です。

次ページにかけまして、２目過誤払給付費返納金、収入済額２，０１６円。医療費の返納１件分です。

次に、３目雑入、収入済額３６万１，０００円。特定健康診査一部負担金です。

以上、歳入合計、予算現額９億９，６９７万円。調定額１０億５，０９５万６，０６６円。収入済額１０億１，１７３万９，６３３。不納欠損額３８万２１３円。収入未済額３，８８３万６，２２０円。

次に、歳出の説明をいたします。次ページを御覧ください。

１款１項１目一般管理費、支出済額６７２万４，７７１円。国民健康保険全般に係

る事務経費を執行しています。
次に、２目連合会負担金、支出済額７６万５，３２７円。北海道国保連合会への負担金を執行しています。次ページになります。
２項１目賦課徴収費、支出済額７２万４，８４５円。納税通知書印刷や収納手数料などの経費を執行しています。
次に、３項１目運営協議会費、支出済額８万９，９１６円。国保運営協議会委員９名分の報酬などの経費を執行しています。
次に、４項１目医療費適正化対策事業費、支出済額４６万２，９９１円。特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを執行しています。次ページになります。
５項１目収納率向上対策事業費、支出済額３１６万３，０３８円。一般事務報酬、共済費など、保険税収納向上対策に係る経費を執行しています。
次に、２款１項１目療養諸費、支出済額５億５，５９９万６，０７７円。北海道国保連合会に対する、被保険者の療養に係る負担金及び審査支払手数料などを執行しています。次ページになります。
２目高額療養費、支出済額８，９５８万９，８６９円。被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費を執行しています。
次に、３目出産育児諸費、支出済額１９７万９，３２９円。１件当たりの交付限度額は５０万円で、４件分を執行しています。
次に、４目移送費、予算の執行はありません。
次に、５目葬祭諸費、支出済額１８万円。１件３万円で、６件分執行しています。
次に、６目傷病手当金、予算の執行はありません。次ページになります。
３款１項１目医療給付費分、支出済額２億１７３万６，０００円。医療費給付に係る北海道への納付金を執行しています。
次に、２目後期高齢者支援金等分、支出済額５，８１２万円。後期高齢者支援金等に係る北海道への納付金を執行しています。
次に、３目介護納付金分、支出済額２，２４６万８，０００円。介護納付金に係る北海道への納付金を執行しています。
次に、４款１項１目特定健康診査等事業費、支出済額１，３１２万５，２６３円。特定健診、特定保健指導などに係る経費を執行しています。次ページ１２節委託料では、特定健診受診率向上対策として、健康ポイント委託業務、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業で、特定健診データをＡＩ等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行う、特定健診受診率向上支援共同事業の経費を執行しています。次に、１４５ページになります。
２項１目保健衛生普及費、支出済額１７２万９，３５１円。医療費通知、各種健診などに係る経費を執行しています。
次に、５款１項１目基金積立金、支出済額１，００６万４，７９４円。特別会計余剰金の基金積立金を執行しています。
次ページにかけまして、６款１項１目財政安定化基金償還金、予算の執行はありま

せん。
次に、７款１項１目保険税等還付金、支出済額３１万５，２００円。過年度において納付された保険税を月割異動に伴い８件分還付したものです。
次に、２目保険給付費等交付金償還金、支出済額８４万２，３２１円。令和６年度補助金、保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を返還したものです。
次に、３目その他償還金、支出済額６万５，０００円。国庫補助金の確定に伴い、超過交付分を返還したものです。
次に、２項１目直診施設勘定繰出金、支出済額９３３万４，０００円。町立病院運営に係る特別調整交付金分を病院事業会計への繰出金として執行しています。詳細は、病院事業会計決算の中で説明いたします。
次ページにかけまして、８款１項１目予備費、予算の執行はありません。
以上、歳出合計、予算現額９億９，６９７万円。支出済額９億７，７４７万６，０９２円。不用額１，９４９万３，９０８円。次ページになります。
実質収支に関する調書について説明いたします。
１歳入総額１０億１，１７３万９，６３３円。２歳出総額９億７，７４７万６，０９２円。３歳入歳出差引額３，４２６万３，５４１円。４翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５実質収支額３，４２６万３，５４１円。６については該当ありません。
以上で、令和７年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。
石川委員長　それでは説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（なしの声）
ないようでしたら、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）
それでは、質疑を終了いたします。
本日最後になりますけども、審査順序７番目、後期高齢者医療特別会計について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。
住民課長　令和７年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。
初めに歳入から説明いたします。決算書１７５ページ、成果説明書２９ページを御覧ください。
１款１項１目後期高齢者医療保険料、収入済額１億３０１万４，３８９円。収入未債額１０９万３，５１１円。収入未済額の内訳は、現年度課税分７名、滞納繰越分６名となっています。収納率は、現年度課税分が９９．６８％で、前年度対比０．１３ポイントの増加。滞納繰越分が２１．５２％で、前年度対比８．７３ポイントの減少となっています。
次に、２款１項１目督促手数料、収入実績はありません。
次に、３款１項１目事務費繰入金、７０４万９，０００円。国の基準に基づく繰入金で、内訳は備考欄に記載のとおりです。
次に、２目保険基盤安定繰入金、収入済額３，３７７万２，８９９円。国の基準に基づく繰入金で、後期高齢者医療保険料の軽減額を繰入れしたものです。
次に、４款１項１目繰越金、収入済額６２万６，４８９円。令和６年度後期高齢者

医療特別会計からの繰越金です。次ページになります。

５款１項１目延滞金、収入実績はありません。

次に、２項１目雑入、収入実績はありません。

次に、６款１項１目子ども・子育て支援事業費補助金、収入済額２２０万円。令和８年度からの子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係る補助金で、１０分の１０が交付されたものです。

以上、歳入合計、予算現額１億４，７０３万１，０００円。調定額１億４，７７５万６，２８８円。収入済額１億４，６６６万２，７７７円。収入未済額１０９万３，５１１円。

次に、歳出の説明をいたします。次ページを御覧ください。

１款１項１目一般管理費、支出済額３３８万８，６６４円。電算システム保守などの事務経費を執行しています。

次に、２項１目徴収費、支出済額３１万９，４２８円。保険料の通知・徴収に係る経費を執行しています。

次ページにかけまして、２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額１億４，１７３万４，６８８円。北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金を執行しています。

次に、３款１項１目保険料還付金、支出済額３万８，８００円。過年度において納付された保険料を月割移動に伴い８件分還付したものです。

次に、４款１項１目予備費、予算の執行はありません。

以上、歳出合計、予算現額１億４，７０３万１，０００円。支出済額１億４，５４８万１，５８０円。不用額１５４万９，４２０円。次ページになります。

実質収支に係る徴収について説明いたします。

１歳入総額１億４，６６６万２，７７７円。２歳出総額１億４，５４８万１，５８０円。３歳入歳出差引額１１８万１，１９７円。４翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５実質収支額１１８万１，１９７円。６については該当ありません。

以上で、令和７年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

石川委員長　それでは説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（なしの声）

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、質疑を終了いたします。

本日予定しておりました審査項目が全て終了いたしました。明日９日、午前９時半まで延会といたします。

お疲れさまでした。

（午後３時２分）

決算審査特別委員会会議録

（２日目　R8.9.9　9:30～14:55）

石川委員長　　おはようございます。昨日より延会となっておりました決算審査特別委員会をただいまから再開してまいりたいと思います。本日の出席人員は９名であります。それでは、直ちに会議を開会いたします。

審査順序の８番目、第５款農林水産業費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長　　決算書８０ページをお開きください。

中段、５款１項１目農業委員会費、支出済額７６０万６，２４９円。農業委員会運営経費として、農業委員１２名の報酬及び旅費、並びに事務局経費として、農地台帳システムに係る航空写真データ更新及びシステムの保守に係る経費の執行となっています。以上です。

産業振興課長　　決算書は８１ページになります。主要施策の成果説明書は１５ページからとなりますので、あわせて御覧ください。

２目農業振興費、支出済額４億９，２９７万６，２０９円。不用額５０３万６，７９１円。不用額の主なものは、１８節負担金補助及び交付金で、担い手育成対策事業における新規就農者に対する奨励金、並びに農業経営高度化促進事業での農地整備等に伴う負担軽減措置費用に係る負担金の執行残によるものです。

備考欄の説明に移ります。農業振興経費では、総合農政推進協議会運営経費をはじめ、次ページにかけて、農業関係団体への負担金など１４６万８，８６８円を執行しています。

次に、有害鳥獣対策事業では、実施隊員の報酬、有害鳥獣捕獲等業務委託料など、３７１万７，６１９円を執行しています。

次に、経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標の調整や確認を行う南幌町農業再生協議会に対する補助金として、２８８万５，２９０円を執行しています。

次ページ、耕地利用高度化推進事業では、農地の良好な生産環境を維持するため、地域での共同利用機具備品購入費として５６１万円を執行しています。なお、購入した機械は、暁第一地区の貸出し用レーザーレベラー１台を購入しております。

次に、農業振興補助金交付事業では、南幌町農協が取り組む重点施策事業に対する補助金として４００万円を執行しています。

次に、農業経営高度化促進事業では、農地・農業水利施設の整備に伴う農家の負担軽減措置費用と、工事により休耕する農家の所得損失補填の負担金として、２億１９７万５，７９０円を執行しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、認定農業者が借入れた制度資金の利子補給金として、延べ５０件分、９６万５，４９４円を執行しています。

次に、担い手育成対策事業では、次ページにかけまして、農婚塾の負担金や４Ｈクラブ活動補助金、新規就農者７名に対する担い手育成奨励支援のほか、第２回議会定

例会一般会計補正予算で計上いたしました、麦・大豆生産技術向上事業、経営発展支援事業の補助金などの経費として４，９６２万６，６２９円を執行しています。

次に、地産地消活動推進事業では、農産物加工センター指定管理料、キャベツキムチ町民還元事業の負担金などの経費として、３６６万３，２８８円を執行しています。

次に、都市との交流と販売販路拡大事業では、次ページにかけまして、北海道日本ハムファイターズ主催ゲーム９試合にて、本町の農産物のＰＲ経費や、農業者が実施するグリーンツーリズム事業の助成金として、７４万６，６９４円を執行しています。

次に、食育活動推進事業では、食育推進計画策定委員会開催経費をはじめ、小学生によるバケツ稲づくり事業や子育て支援米支給事業、親子農業体験塾などの経費として１，１４９万４，６７４円を執行しています。

次に、多面的機能支払事業では、次ページにかけまして、農業の有する多面的機能の維持・発揮を目的に、分水区ごとに組織されております三つの地域資源保全協力会への交付金や事務経費として１億９，６３７万４，２４５円を執行しています。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全型農業を推進する生産者９経営体に対する補助金と事務経費として１，０４４万７，６１８円を執行しています。

続きまして、３目農地費、支出済額３，８７５万９，７８１円。不用額４８万５，２１９円。土地改良事業経費では、次ページにかけまして、道営経営体育成基盤整備事業として、鶴城ほか１地区の換地業務経費のほか、水利施設管理強化事業の補助金などを執行しています。続いて８９ページをお開きください。下段になります。

２項１目林業振興費、支出済額２４９万７，２０３円。不用額１２万４，７９７円。林業振興経費では、次ページにかけまして、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布委託料、町有林の倒木処理経費などを執行しています。

以上で、農林水産業費の説明を終わります。

石川委員長　それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

熊木委員　有害鳥獣のことについて伺います。近所の方からキツネとかアライグマが出て困っていると。それで、罠を仕掛けてもらったんだけれども、どうもその罠がキツネには合わないというか、キツネがすぐ逃げてしまうというか、そういうようなことで何回も電話がきています。それで、担当課のほうにも話をして、担当課のほうも現地に行かれて説明もしているということなんですけれども、その辺で、改良の余地があるのか、その罠でキツネもアライグマも捕獲数が増えているのかどうかその１点と、今回、広報６月号にも狩猟免許取得支援事業ということで載っていました。それで、実施する隊員の人数とかが、高齢化もあって、前はすごく減少しているということだったんですけれども、今大体維持しているというか、そのように伺っています。それで今、熊とかの対応で報酬を引上げとかっていうのが昨今すごく出ているんですけども、対応する方に対する報酬というのは発生しているのか、発生しているとすれば、引上げとかその辺のことは検討とかされているのか、その２点伺います。

産業振興課長補佐（農政担当）　まず１点目の罠の部分についてなんですけれども、こちらにつきましては、現在、購入に当たりまして、まず猟友会さんと協議しながら購入しておりまして、現在設置している罠につきましては、アライグマそれとキツネ

などの小動物を捕獲する用の罠という形で購入をしているところでございます。現段階では、先ほどもなかなかかからないというお話がありましたけれども、猟友会さんのほうとしましては一定の効果も出ているので、特にそういった改良してくれというような要望はないんですけれども、ただ今後、そういった要望が出てきましたら、協議しながら導入に向けての検討もしていきたいんですけども、何せ資料にもありましたとおり、アライグマの捕獲頭数、被害状況というのが、やはり突出しているという形がございます。予算にも限りがありますので、我々としましては、まずはアライグマの捕獲を主に置きながら用具のほうを整備していかないといけないという形になると思いますので、そこら辺は十分、現状の被害状況も踏まえた中で進めていきたいと考えているところでございます。

次に２点目の隊員に関する部分なんですけれども、委員おっしゃったように、今現在のところ３０代から７０代の方もいらっしゃるんですけども、ある一定の部分で隊員数は確保できているものの、将来的にも隊員の増員というのはやはり必須になってくると思いますので、引き続き広報などを通じて募集を図っていきたいと考えております。現在の隊員数につきましては、１０名という流れでございます。あと、隊員に対する報酬につきましては、こちらも先ほどの道具の関係もあるんですけれども、年に一度、猟友会さんとそういったような協議の場を設けながら、報酬につきましても確認をとらせていただいて、進めているところで、これからもそのようなことで続けていきたいと考えてございます。以上でございます。

熊木委員　　説明ありがとうございました。相談された方からは、おそらくこれからもいろいろ役場のほうには連絡行くと思うんですよね。それで、私も今日の中で話を聞きますということでお話をしているので、私のほうからも伝えはするんですけれども、捕獲されないといつまでもきっとそういう形の意見が出ると思うので、その辺は対応よろしくお願いしたいと思います。

それから、狩猟免許証の取得で広報に載っているんですけども、その免許を取る方が、ここ近年、応募されて増えているのかどうか、それ１点だけお願いします。

産業振興課長補佐（農政担当）　　募集状況につきましては、近年１名程度という形の中で推移しているような形でございます。引き続き、隊員増に向けて我々も検討していきたいと思っております。以上です。

石川委員長　　ほかにありませんか。

西股委員　　私のほうから１問お聞きしたいのですが、成果説明書の９１ページ、地産地消の関係です。この中で朝市の関係ですが、一応この目的というのが、地元野菜の消費拡大を推進していこうということで、生産者の顔が見える活動を通じてやっていこうということで開催していると思っておりますが、現在、生産者自体の数が減ってきているのではないだろうかなと。その中で町内移住者から求められる分についてですね、対応がうまくいっているのかなと。その部分の経過をちょっと教えていただきたいなと思います。

農政係長　　朝市の出店状況につきましては、７月から毎週日曜日、１７回ということでアグリビジネス推進会議が主催で開催をしております。出店者数につきましては、

一時期３件から４件ということで減少しておりますけども、令和７年につきましては５件、今年につきましては、若手農業者などへの声かけをしまして７件ということで、以前に近い状況まで増えている状況になっております。また、朝市ににぎわいを持たせるためにですね、町内の飲食店のほうにも声掛けをしておりまして、不定期ではありますけども、出店者数が増えているという状況になっております。現在としましては、新たな住民に来場をしていただくなど、来場者数も増加傾向にあるというふうに認識をしております。以上です。

西股委員　　一生懸命やっていただいて、それだけ増えてきているということなので、今後もですね、生産者の数を減らさないような形でどんどん推進していっていただきたいなというふうに思います。私のほうから、再質問ありませんけども、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

石川委員長　　ほかにございませんか。（なしの声）

ないようでしたら、以上で質疑を終了いたします。

次に、審査順序の９番目、第６款商工費について審査を行います。説明お願いいたします。

産業振興課長　　まず、本日配付いたしました資料について御説明させていただきます。Ａ４横長の令和７年度南幌町ふるさと応援寄附金実績資料でございます。この資料につきましては、令和８年第２回議会臨時会におきまして、議案第２０号資料として添付したものですが、収入確定によりまして修正がございます。１指定事業別寄附額状況の令和７年度寄附金額合計の欄でございます。こちらにつきましては、従前１億７，９３３万６００円として計上させていただいておりましたが、収入確定の結果、１億７，９３２万４，６００円と修正させていただきます。差額の６，０００円についてですが、こちらにつきましては、中間事業者及びポータルサイトにおいて調査を行いましたが、現在のところ原因は判明しておりません。以上となります。

続きまして、決算書の９０ページ中段から説明させていただきます。主要施策の成果説明書は１７ページ中段からとなりますので、あわせて御覧ください。

６款１項１目商工振興費、支出済額１億１，０４８万７８８円。不用額３１９万３，２１２円。不用額の主なものは、１１節役務費では、ふるさと納税に係るＷＥＢ広告料の執行残。１２節委託料では、ふるさと納税の委託料の執行残。１８節負担金補助及び交付金では、商工会運営助成事業補助金の執行残によるものです。

備考欄の説明にまいります。商工会運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業及び地域振興事業に対する補助金として６８６万６，７０１円を執行しています。

次に、中小企業資金利子補給事業では、北海道中小企業総合振興資金を活用した事業者２５社に対する利子補給事業として１９１万２，７４２円を執行しています。

次に、ふるさと応援寄附事業では、次ページにかけて、寄附に係る事務経費、中間業者への業務委託料など、９，０６９万６，９９５円を執行しています。なお、令和７年度の寄附実績につきましては１３，０５８件、総額は、先ほどの１億７，９３２万４，６００円となっております。

次に、商工振興経費では、南空知４町で連携実施しております消費生活相談窓口業務など、関係団体への負担金のほか、空き店舗活用支援事業補助金、令和７年８月より実施しておりますハイヤー夜間延長運行支援事業として１，１００万４，３５０円を執行しております。

続いて、２目観光振興費、支出済額２，３６４万４，３１６円。不用額５９万３，６８４円。不用額の主なものは、次ページへ記載しております１８節負担金補助及び交付金で、南幌温泉経費の温泉入館料負担金の執行残によるものです。

９１ページの下段に戻りまして、備考欄の説明にまいります。観光協会運営助成事業では、次ページにかけまして、町長杯争奪パークゴルフ大会経費、観光協会特販所、常駐職員配置経費に対する補助金として４９２万５，７６０円を執行しております。

次に、南幌温泉経費では、施設の指定管理料、町民無料入浴券配布事業負担金として１，０４８万４，６００円を執行しています。

次に、イベント経費では、町の主催で開催しました、なんぽろ盆踊りの開催経費として１０３万３，３７２円を執行しています。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、次ページにかけて、観光情報の収集発信や観光資源の利活用など、観光振興業務に係る地域おこし協力隊員に係る経費として、５２５万７８４円を執行しています。

次に、観光振興経費では、次ページにかけまして、町内４施設に設置しておりますデジタルサイネージの運用経費、北海道そらちグルメフォンドイベントの負担金などの経費、１９４万９，８００円を執行しています。

続きまして、３目ふるさと物産館管理費、支出済額１，７８２万３，４４２円。不用額１４万１，５５８円。ふるさと物産館管理経費では、施設の維持及び管理運営に係る経費を執行しています。主要成果説明書１８ページ上段を御覧ください。ふるさと物産館管理事業でございます。施設の利用者ですが、全体では６５，５２１人の利用がありまして、前年比２，５６６人、３．８％の減少となっております。

以上で、商工費の説明を終わります。

石川委員長　それでは説明が終わりましたので、これより質疑に入ってまいりたいと思います。

星委員　私から１点、地域おこし協力隊業務についてちょっと伺いたいんですけれども、地域おこし協力隊今年度２年目で、地域おこし協力隊の業務を見ると、観光情報収集発信、観光資源の活用促進と、業務内容の幅がすごく広いかなと思いまして、地域おこし協力隊の人が１人で担っているんですけれども、大変な部分とか、あと、もう少しこういう業務をしたいんだけれども１人ではちょっと限界があるとか、そういう相談とかそういうものは聞いているかどうか、どのように把握していらっしゃるか教えていただきたいです。

商工観光係長　今の御質問ですけれども、特に相談等は、現在受けてはおりません。業務につきましては、７年度、町内を見て回れる観光マップの作成ということで、資料作成をしていますし、あと、それをデジタルサイネージで観光情報の発信というところで、７年の１２月に更新をかけて情報発信していただいているところです。１名

でちょっと賄い切れない業務ではないかということなんですけれども、幅広いですけれども、１人で情報発信というところで重きを置いて活動されているというところで、現在としては、１人でできる範囲で活動していただいているというところです。あと、環境資源のほうですね、こちらは起業をされた方ですので、資源活用、エコのお店ということで、量り売りのお店を起業しています。その中で、活動ということでこれから担っていくのかなと考えております。特に相談等は受け付けてないんですけれども、もしあれば、できる限り対応していきたいなと、寄り添っていきたいというふうに考えております。以上です。

星委員　　情報発信、今１人で一生懸命活動されているのは、私も認識しております。やはり観光と特産品とかいろいろ絡めて展開していける可能性というのはあるのかなと思っているんですけれども、その辺実際の活動している方といろいろな意見交換しながら、もう少し南幌町のふるさと納税もそうですし、観光物産もそうですし、展開していけるものに対して、もし人手が足りないのであれば協力隊を増やすとか、いろいろな部門からまた少しこう南幌町の観光、物産、いろいろな部門を広げていくという考えはお持ちかどうかというのを１点お聞かせください。

産業振興課長補佐（商工観光担当）　　今後の拡大の部分でございますけども、当然観光協会の拡大という部分も含まれていますし、いろいろイベント等の現状は発信という形になってございますので、各イベントの拡大等までは現状できていないという部分も含めまして担当としてはですね、採用等を含めまして、できれば増やしていければなという思いは当然ございます。その中で、情報の発信だけでなく、実際に人を呼び込むという部分に特化していければなと思ってございます。ただ、特産品のほうにつきましては、現状の隊員のほうでいろいろ考えていただきまして、特産品にするためにも本人のほうでちょっと改良したいという思いもありますので、そういうことでですね、特産品のほうにつきましては間もなく新しいのができるのではないかなということでこちらでも思ってございます。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。

西股委員　　１点だけちょっと確認したいんですが、先ほどふるさと応援寄附金の実績の資料の中で、７年度の合計件数が１３，１１６件と出ているんですが、成果説明書のほうを見ると１３，０５８件となっているんですが、５８件くらいマイナスになっているのは、これが正しいんですか。

産業振興課長補佐（商工観光担当）　　件数につきましては、資料でいいますと右側の寄附状況という部分で、そちらの件数が実際の件数となってございます。１番の指定事業別寄附額状況につきましては、ポータルサイトで一部でですね寄附をする段階で、通常であれば一つのものに対する寄附ですという形の申込みになるんですが、一部複数を選べるポータルサイトがあるものですから、１人で二つとか、選んでいる方がいますので、その分で件数がどうしても増えてしまうということで、実績につきましては実質ということで、右側の件数で掲載をしてございます。以上です。

石川委員長　　ほかにいかがでしょうか。（なしの声）

それでは質疑を終了いたします。この後、職員の入替えがありますので、１０時

１０分まで休憩いたします。

（午前９時５９分）
（午前１０時１０分）

石川委員長　　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、審査順序１０番目、第７款土木費について審査を行います。同時審査としまして、合併浄化槽整備事業、上水道費、機場施設管理費の説明についてもあわせてお願いいたします。

都市整備課長　　決算書９５ページをお開きください。決算書資料は１８ページから２０ページになりますので、あわせて御覧ください。

７款１項１目土木総務費、支出済額１３７万１，７９１円。土木積算システムなどに係る経費の執行となっています。

２項１目道路橋梁総務費、支出済額６１７万３，７３０円。道路台帳修正に係る経費、次ページにかけまして、道路、治水など関連７団体の負担金の執行となっています。

２目道路維持費、支出済額３億４，８３５万１，７９０円。町道管理経費は、町道及び排水路の維持管理経費、道路・橋梁の長寿命化計画に基づく改修工事等に係る経費として、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費など、１億７，０１５万６，９７９円の執行となっています。決算書資料１８ページを御覧ください。

町道長寿命化改修のうち、橋梁長寿命化修繕は、補修設計と補修工事をそれぞれ１橋行っています。決算書にお戻りください。

９７ページ下段、町道除排雪事業は、次ページにかけて、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として、燃料費、修繕費、委託料など、１億７，５０７万５２５円の執行となっています。令和７年度は、降雪量が過去１０年平均より１３０センチ以上少なかったことにより、委託料は、当初予算から約４，０００万円の減額となりました。

総合保安センター管理経費は、次ページにかけて、施設の維持管理に係る経費として３１２万４，２８６円の執行となっています。

３項１目都市計画総務費、支出済額３億５，４５６万１，６８８円。都市計画審議会運営経費及び関係団体の負担金、準工業用地等整備工事の工事請負費などの執行となっています。

２目公園費、支出済額４億６，７４５万８，９５４円。公園施設管理事業は、次ページにかけて、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費などの委託料、三重湖公園・西町児童公園遊具改修工事、緑町児童公園休憩施設設置工事の工事請負費の執行となっています。

温泉周辺整備事業は、令和６年度からの繰越事業費で南幌温泉周辺のキャンプ場整備工事の工事請負費の執行となっています。決算書資料１９ページには、公園の利用状況等を記載していますので、参照してください。

次に、１０１ページ中段、３目公共下水道費、支出済額９，００６万３，０００円。下水道事業会計繰出金です。後ほど、下水道事業会計決算にて説明いたします。

４目街路事業費、支出済額４４８万６，７７０円。街路事業経費は、街路灯の電気料、町内会が実施する緑化活動推進事業等の経費の執行となっています。

４項１目住宅管理費、支出済額５，０１１万２，３５３円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として３１万２，６７０円の執行となっています。

次に、１０２ページ、町公営住宅管理事業は、次ページにかけて、町公営住宅の維持管理、夕張太公営住宅改修工事に係る経費として３，５０８万５，２２３円の執行となっています。

道公営住宅受託管理事業は、道営住宅の維持管理に係る修繕、委託料等に要する経費として５３７万５，４６０円の執行となっています。決算書資料１９ページには、公営住宅管理事業として、町公営住宅、道公営住宅の管理内容、年度末入居状況などを記載しています。

住宅リフォーム助成事業は１１年目となりますが、件数３４件、７９３万９，０００円の助成金を執行しています。

以上で、土木費の説明を終わります。

引き続き、同時審査の合併処理浄化槽整備事業費及び上水道費並びに機場施設管理費の説明をいたします。決算書７９ページ下段を御覧ください。

４款２項３目合併処理浄化槽整備事業費、支出済額７０万４，０００円。合併処理浄化槽設置補助金で、設置戸数は２戸でございます。設置戸数の内訳は、決算書資料１４ページに記載してございますので、御参照ください。続いて８０ページを御覧ください。

３項１目上水道施設費、支出済額６，１１１万４，４５９円。１８節負担金補助及び交付金、支出済額５，２７８万８，４５９円は、第１浄水場及び第２浄水場の施設改修事業に係る起債負担金です。２７節繰出金、支出済額８３２万６，０００円は、高料金対策に伴う長幌上水道企業団水道事業の経営基盤強化を図るために繰り出ししたものです。

続いて、決算書８７ページ中段を御覧ください。５款１項４目機場施設管理費、支出済額１億４，９５３万４，６８７円。機場施設管理事業は、５つの排水機場、４つの揚水機場の維持管理及び機場の運転に必要な経費として、電気料、点検整備に要する修繕料、委託料などの執行となっております。

以上で、説明を終わります。

石川委員長　説明が終わりました。質疑をとりたいと思います。

佐藤委員　私のほうからは、公営住宅管理事業で、成果説明書の１９ページ。今年の３月３１日現在で、資料にありますとおり元町が１２戸中１２、栄町が７２戸のうち６６、夕張団地が２４戸のうち２３、子育て支援住宅が４戸のうち４ということでなっているんですけども、現在の空き室数と、全てその空き室数が入居できるのかどうか、それも教えてください。

それと、特に栄町団地のことで聞きたいんですが、令和７年度給湯ボイラーを取付

けたところはあるのかどうか、また、今後の計画というのはあるのかどうか、その２点お願いいたします。

都市施設係長　　現在の公営住宅の空き状況につきましては、元町団地、夕張太団地及び子育て支援住宅については、空き室はございません。栄町団地については、現在６戸の空き室があります。このうち、今年度浴室を整備した３戸と既に浴室が設置されている１戸の計４戸については、近々入居者の募集を行う予定です。また、現在退去後の修繕を行っている２階の浴室なしの部屋が１戸、現在募集中の３階の浴室なしの部屋が１戸となっております。道営住宅については、２戸の空き室が現在あります。このうち一般棟の１戸については、現在退去後の修繕中であり、まだ募集は行っておりません。シルバー等については単身用の１戸が現在募集中となっております。

２点目、令和７年の栄町の浴室の整備については、令和７年はやってございません。今年度に３戸整備しております。以上です。

佐藤委員　　説明していただきましてありがとうございました。実は、ずっと広報を見ていますと、風呂なしの空き室が１件ということでずっとあったものですから、給湯器をつければ入居する人がいるのになと思いながら見ていました。それで、今回の資料を見て、７２戸あるうち６件が空いているのに、それがどういう形で入居できないのかなという、ちょっとそういうところもありました。それで、この給湯に関しては順次つけていくという、以前お話でありました。これも単費の予算だとお聞きしたので、なかなか一遍につけることは難しいと思うんです。今、長寿命化計画の中で、本当に大事に使っていきたいという、そういう町の思いも十分に分かります。今、順次つけていかれているなと今お話聞きまして、安心をしたんですけれども、以前、入居者であっても設置の希望者があれば、その声も聞いていくというお話も聞いたんですけれども、令和７年度にそういう希望の方がいらっしゃったのかどうなのか、それもお聞きしたいのですが。

都市施設係長　　希望の方は、昨年はいませんでした。以上です。

佐藤委員　　分かりました。昔であれば、風呂がなくても銭湯に行ったりとか、そういう時代でしたけれども、今やはり風呂がないということは、今の社会の中でなかなか受入れられないのではないかなという部分もありまして、特に栄町は、これまで自分で購入しないと風呂は設置できないというそういうところもありましたので、予算とかそういうのも大変だと思うんですけど、これに関しては何か国からの補助金とか、そういう部分で探されたりとか、今まで検討していただいたこともあったのでしょうか。

都市施設係長　　補助金等につきましては、実際検討はしております。それで、実際栄町の場合は浴室というのがもともとあるので、本当に浴室がないところにつけるのであれば補助対象になるんですけども、今回浴室というのがあるので、そういった場合はほかの市町村の事例からいっても、それはちょっと交付対象にはならないよというお話をいただいたので、今回補助要件にはちょっと当たらないということを国から回答いただいています。ほかの市町村も同様の大体この年代はほとんどこういうような方式で公営住宅が建っていますので、それと同じような、やはり補助金がないかと

いう話あったんですけども、やはりそれはちょっと補助要件にはならないよということで、補助内容から落としているところもあるという話は聞いております。なので今回、浴槽設置については補助要件に当てはまらないということで単費でやっています。以上です。

佐藤委員　　分かりました。なかなか、いろいろな条件で大変かと思うんですけれども、また新たな良い、そういう形で補助金が見つかるように願っております。

石川委員長　　ほかにございませんか。

湯本委員　　中央公園の安全管理についてちょっとお伺いしたいと思います。近年はれっぱの来場者なども増えて、中央公園の利用者が非常に増えています。休みの日などはもう子どもの声が非常に響いてですね、遊戯施設、滑り台等の利用も増えているというので、僕らも楽しく子どもの声なんかも聞きながら見ているんですが、滑り台のところ、中央公園のパークゴルフ場との間に山がありますよね。あそこに舗装で道路がずっと、滑り台との間隔が狭いところで約３メーターちょっとぐらいの間隔のところがあるんですが、二度ほどちょっと見かけたんですけども、キックボードとか自転車が山のほうの歩道を通って、滑り台のほうが逆に下りになるんですよ。下りなって一番狭いところがカーブで、滑り台から人がいっぱいあふれていると、小さい子どもなんかこの前もちょっと接触しそうなところが二度ほど見たんですが、どういうのがいいのか、柵つくっちゃうのがいいのかどうかということはあるんですが、あそこはやはり利用者も多いということを考えると、ちょっと安全対策を少し講じなければならないのではないかと思います。要望になると思いますが、この間、そういった事故はなかったのかどうか、報告を受けているのかどうかもあわせて、一つお聞きしたいと思います。

もう１点、新たに開設したキャンプ場ですけど、まだ期間は非常に短いですが、ひと夏、夏休みのシーズンも超えたということもありますので、あわせて、もう事業進んでいるので経過としてちょっとお聞きしたいんですが、答えられなければいいですが、この状況として、利用について順調にスタートしたと思われるのか、課題があるのかだけ、答えられればお答えください。以上です。

土木係長　　まず、中央公園に関してなんですけれども、自転車やキックボードなどが走っていて危ないということで、そういう事故等の報告は上がっておりません。ちょっと今後注視して見ながら進めていかなければいけないと思いますので、もし危険な行為などを見かけましたら、今後対策も検討していかなければいけないかなと土木係では思っております。

キャンプ場に関しましては、先週末時点で２，２８０名の利用があります。５月、６月と平日はあまり入らなかった時期もあるんですけれども、夏休み期間に入りまして全て埋まるような状態が見られていましたので、今のところ順調ではないのかなと私は思っております。以上です。

湯本委員　　分かりました。ありがとうございます。

石川委員長　　ほかにございませんか。（なしの声）

ないようであれば、これにて質疑を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょ

うか。（はいの声）

それでは終了いたします。

次に、審査順序の１１番目、下水道事業会計について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

都市整備課長　令和７年度南幌町下水道事業会計決算を説明します。決算書１ページを御覧ください。（１）収益的収入及び支出です。初めに収入です。

１款１項１目下水道使用料、決算額１億１，６７２万４，２１５円。ページをめくっていただきまして、１６ページを御覧ください。

３業務（１）業務量、公共下水道の状況です。行政区域内人口、処理人口、水洗便所設置済人口、普及率までは、人口増による影響によるもので、水洗化率は前年度より０．１％増の９９．８％でございます。年間総処理水量は６２万２，６８０立方メートルで、前年比４万５，２４０立方メートルの減です。これは、下水道及び農業集落排水施設で処理した全水量となります。

次に、表の下から２番目の年間有収水量につきましては、検針による料金算定の使用水量となります。１ページにお戻り願います。

２項１目他会計補助金、決算額９，００６万３，０００円。下水道事業・農業集落排水事業の不足分について一般会計からの基準内繰入金です。

２目負担金、決算額８９１万８，１３８円。北海道住宅供給公社から江別市に対します起債償還負担金及び準工業用地等整備に係る北海道住宅供給公社負担金です。

３目長期前受金戻入、決算額１億１１６万６，１３２円。資産取得時に財源として受け取った補助金を減価償却費に合わせて収益化する会計処理で、減価償却費と同様に帳簿上の処理となりますので、現金移動はありません。

４目消費税及び地方消費税還付金、決算額１，２５５万７，７８１円。令和７年度消費税確定によるものです。

５目雑収益、決算額８万１，０６５円。預金利息です。

３項特別利益１目過年度損益修正益、決算額１万８，０００円。消費税過年度還付加算金です。

以上、収益的収入の決算額は、この表の１段目、１款下水道事業収益、３億２，９５２万８，３３１円です。続いて２ページを御覧ください。支出です。

１款１項１目管渠費、決算額１，０１０万６，１００円。管渠の修繕料及び汚水管渠調査清掃の委託料、下水道賠償保険料の費用です。

２目処理場管理費、決算額１，１９９万４，８８５円。夕張太浄化センターの維持管理経費を執行しています。

３目ポンプ場費、決算額２，４４５万５，６９０円。晩翠汚水中継ポンプ場などの維持管理経費を執行しています。

４目総係費、決算額６，８１９万８１１円。職員２名分の人件費、産廃処理、下水道料金徴収、公営企業システムなどの委託料を支出しています。

５目減価償却費、決算額２億５０４万６，２０８円。固定資産の取得原価を利用する各年度の費用として割当てており、帳簿上の処理となりますので、現金移動はあり

ません。
２項１目支払利息及び企業債取扱諸費、決算額１，２１７万９，１４１円。下水道・農業排水企業債の償還利息及び一時借入金の利息を支出しています。
３項１目過年度損益修正損、決算額９，８４１円。令和６年度下水道使用料還付金で、下水道使用料の減免に伴う還付金です。
２目その他特別損失、決算額ありません。
以上、収益的支出の決算額は、この表１の段目、１款下水道事業費用、３億３，１９８万２，６７６円です。続いて３ページを御覧ください。（２）資本的収入及び支出です。初めに収入です。
１款１項１目企業債、決算額２億１，１９０万円。江別市南幌関連事業債４１０万円、下水道事業債２億７８０万円の起債借入れを行っています。
２項１目他会計出資金、決算額ありません。
３項１目国庫補助金、決算額２億１，３９２万３，０００円。社会資本整備総合交付金及び下水道防災事業交付金です。
４項１目負担金、２２万９，３９０円。受益者負担金及び分担金です。
以上、資本的収入決算額は、この表の１段目、１款資本的収入、決算額４億２，６０５万２，３９０円です。続いて４ページを御覧ください。支出です。
１款１項１目建設改良費、決算額４億４，５６３万６，４５４円。内容は、２４ページ下段に記載のとおりです。
２項１目企業債償還金、決算額５，４５７万４，３６６円。企業債３４件の償還元金です。
以上、資本的支出の決算額は、この表の１段目、１款資本的支出、決算額５億２１万８２０円です。
続きまして、５ページからの損益計算書、７ページからの貸借対照表、９ページの剰余金計算書、１０ページの欠損金処理計算書につきましては、今申し上げました収支や過年度累計などを踏まえて仕訳、整理したもので、それぞれ記載のとおりです。なお、年度末現金残高は４，５４０万１７１円となります。
続きまして、下水道事業決算報告書に入ります。１２ページを御覧ください。１概要（１）総括事項を読み上げます。
令和６年４月１日から、下水道事業特別会計並びに農業集落排水事業特別会計を地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計に移行しました。これにより、資産や財政状況の明確化を図り、事業の健全な経営に努めることとしています。南幌町の下水道事業は、昭和５０年度より建設事業に着手し、現在の公共下水道処理区域内人口普及率は９９．８％となっており、農業集落排水は令和８年３月３１日現在、９８．９％となっています。これからは将来にわたって下水道施設の機能を維持していくための下水道ストックマネジメント計画に基づく改築更新事業を実施していくことにより、今後耐用年数を迎える下水道施設の更新及び維持補修に係る経費の増加が見込まれるため、より一層の経営の効率化を図りながら、下水道事業の推進に努めます。
経営及び汚水排水状況。事業収益は３億６３８万１，３８６円、消費税及び地方消

費税込み３億２，９５２万８，３３１円となり、事業費用は３億２，４３１万８，９８７円、消費税及び地方消費税込み３億３，１９８万２，６７６円となりました。この結果、本年度の純損失は１，７９３万７，６０１円となりました。また、資本的収入は４億２，６０５万２，３９０円となり、資本的支出は５億２１万８２０円となりました。そのため、資本的収入額が資本的支出に不足する額７，４１５万８，４３０円は、当年度分損益勘定留保資金７，４１５万８，４３０円で補填しました。汚水排水状況は、令和７年度における年間総排出量は６２万２，６８０立方メートル、総有収水量は５６万２，００２立方メートルとなりました。また、年度末における水洗化戸数は３，２４５戸となりました。

整備状況。汚水施設については、令和７年度末現在、処理区域面積は２９８ヘクタールとなっています。下水道事業計画３６０ヘクタールに対する整備率８２．７％となっています。

１３ページは、（２）議会議決事項です。令和６年度各会計決算認定を含めて５件です。（３）行政官庁許認可事項です。２件で、令和７年度起債の同意を北海道に申請し許認可を受けています。１４ページは、（４）職員に関する事項です。①職種別職員数は記載のとおりです。②給与改定は４月１日に遡及し給与ベースの改定を実施しました。１５ページです。

２資産の取得状況は、先ほど申し上げたとおりです。１６ページです。

３業務、（１）業務量、①公共下水道事業です。こちらも主な内容は、先ほど申し上げたとおりです。１７ページ、（２）事業収入に関する事項と、次の（３）事業費に関する事項は、記載科目における令和７年度と前年度の額、その対比などを掲載しています。１８ページです。

４会計、（１）重要契約の要旨は、１，０００万円以上の契約です。（２）企業債及び一時借入金の概況です。イ、企業債の本年度末、令和７年度末残高は８億８，９２９万７，２２２円です。ロ、一時借入金は１億６，０００万円です。１９ページです。キャッシュフロー計算書は、令和７年度中の現金の動きをまとめたもので、２０ページ注記事項は記載のとおりです。２１ページからの収益費用明細書、２４ページの資本費用明細書までは、これまでに説明した収支科目の明細で、それぞれ記載のとおりです。

続きまして２５ページ、固定資産の明細書です。（１）有形固定資産、（２）無形固定資産と、それぞれ記載のとおりです。２６ページからは企業債明細書で、下水道事業債４９件の内訳です。

以上で、令和７年度下水道事業会計決算書の説明を終わります。

石川委員長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星委員　まず、資料の１２ページなんですけれども、今年度の収益的収入及び支出の面では２，１００万円プラスということで、令和６年度はここがマイナス１，３００万円ほどだったと思うんですけど、今年度はプラスとして残高が４，５００万円に現金は増加したということで、今現在何か問題かと言ったら、特に良い悪いという話ではないんですけれども、ちょっと現金の残高もあまり多くはない、十分とは言える

ほどの金額ではない状況の中で、やりくりされているのかなという印象は受けました。
その次に、不足分ですね、今年度８，２００万円を留保資金で充てているという状況で、これは減価償却と長期前受金の数字上の中での補填になると思うんですけれども、昨年度はここ不足額が７，４００万円で、今年度は８，２００万円ということで増加はしているんだなというので、ちょっと注視はさせていただいているんですけれども、現金としては、少し昨年よりは増えた状況ですが、不足分としては少し去年よりも増えているということで、今不足する分を留保資金を活用しながら事業運営をされているのかなと思っているんですけれども、これが良い悪いというわけではなく、今後も不足分というのはある程度このぐらいの金額が推移していくだろうと予測されているのかなと、その辺ちょっと伺いたいのと、長期前受金と減価償却含めると大体差額が１億ぐらいなので、その１億を超えない範囲で今は不足分を補っているんですが、今後、先ほどお話しされたようにインフラの更新や整備がいよいよ本格する中で、今のこの経営の現状と今後のインフラ整備において、どのように考えているのか、この状況がちょっと余裕のある状況ではないのかなとは思っているんですが、しばらくこのような状況が続くと見込んでいるのか、それともだんだん厳しくなっていくというふうに、下水道料金なんかをちょっと考えないといけないなというのも見込んでいるのかというところをお話しいただきたいです。
都市整備課長補佐（都市施設担当）　ただいまの御質問の下水道の状況についてお答えします。まず、下水道会計につきましては、特別会計から公営企業会計に移行しまして、２年目の決算ということになります。それで、南幌町の下水道は当初より江別市において汚水を流入し、処理を行ってきたということにより、汚水処理原価につきましては、他自治体よりも比較的低いコストで処理が行われているところですが、事業規模の小さい農業集落排水と合わせた企業会計ということになってございまして、単年度収支につきましては赤字の状況ということであります。それで、制度上認められています基準内繰入れの範囲内で一般会計より繰入れを行って運営を行っているところでございますが、こちらについては事業規模がどうしても、農業集落排水の例えとしてもそうなんですが、規模が小さいとなかなかそこの独立採算で行って運営していくというのは、最初からちょっと難しいという部分でありまして、道のほうで定められた基準内の繰入れの範囲内で現在運営を行っているところでございます。
また、下水道使用料につきましては、現在のところ人口増加もありまして収入も増加傾向ではございますが、将来的にはやはり人口減少に伴い使用料収入の減少も見込まれるということになっていす。
また、管路の更新や施設の設備の長寿命化対策につきましては、下水道ストックマネジメント計画、こちらは施設の点検、調査、修繕、改築などの計画となりますが、そちらにより優先度の高い箇所の詳細調査をもとに、５年から７年間ぐらいのスパンで実施計画を策定しまして、緊急度の高い箇所から改築等を行うこととしており、令和５年よりポンプ場の機械設備等の調査及び更新工事と重要管路のテレビカメラ調査を実施しているところでございます。この調査結果をもとに交付金や企業債などを活用し、投資の平準化を図りながら長期的な改築更新の基本計画を作成した上で、将

来財政設計を見据えた下水道事業を推進することが必要となっております。
　現在の財政状況につきましては、公共下水道の経費回収率が９４．８６％と使用料収入による維持管理費の回収をおおむね確保はされているところでございますが、減価償却費などの資本費を含めた収支では、先ほど申し上げました不足分を一般会計の繰入れで賄っているということとなってございます。今後数年は人口増による使用料収入の増加や起債残高の増減など、基準内繰入れの範囲内で推移していくと見込んでおります。ただし、江別市に対する南幌分の建設負担金の将来負担や管路等の改築計画次第では、料金改定の検討を含め、経営の効率化や施設の計画的な更新及び維持管理の縮減を進めることで、将来にわたり持続可能な下水道事業経営を行わなければならないということで考えてございます。下水道につきましては、直接目視で調査確認というのはできないものですから、どうしても調査にも費用がかかる、また時間も要するということで、現在行っている調査の結果が、まだこの先になってくるものですから、明確な将来の実施時期や費用などがまだ明確に出ていないということで、その辺を踏まえた段階で長寿命化を図っていくということで計画を立てていくということで考えてございます。以上です。
星委員　　詳しい説明でありがとうございます。今、一般会計の繰入金をこのまま今後その中で、何とかこうやりくりしながら進めていくというお話で理解したんですけれども、やはり今おっしゃったように整備もこれから本格化していく、調査もしながらその結果を踏まえて今後どういう整備になっていくかというところを見ながら、あと下水道料金をどうしていくかというところが、これから始まっていくと思うんですけれども、やはり下水道料金が上がっていく、物の値段が今上がっている時代ですので、町民の皆さん上がるということに関しては、理解は多分してはくれると思います。当然いつかは上がるのではないかという考えを持たれている方が多いと思うんですが、ただ一つ心配なのは、その上げ幅をすごく心配されていて、どの程度上がるんだろうというところがやはり気になるところで、あまり大きく上がってしまうと、やはり負担が大きいという住民の方は一定数いらっしゃるのかなと思いますので、その辺やはり上げ幅なんかも少し見据えながら経営運営していただきたいなという思いがあるんですが、もしちょっとお考えがあるなら、ちょっと上げ幅についても少し気にしながら事業運営をしていけるようにという思いはあるんですが、それについてちょっと何かあれば伺いたいなと思います。
都市整備課長補佐（都市施設担当）　　今後の整備の事業の関係で、将来推計が立ってくるということも先ほどもお話ししたんですけども、将来いつの時期に、どのぐらいの規模で、どこを優先にというのが、その辺は財政規模も考えて計画を立てるものですから、そこをある程度平準化で一気にやってしまうのではなくて、数年、もう数十年に分けてということで、耐用年数も下水道の耐用年数というのは標準が５０年と言われていまして、そこから何年長寿命化でもたすかということになります。今ちょうど５０年を迎えます。調査次第では、７０年、８０年もたすということも可能ですので、あくまでもやはり調査の結果次第で将来的な判断をしていくということになりますので、今現在の運営でいけば、ある程度は賄えているだろうということで、ちょ

っと時間はかかるんですけど、ちょっと将来的な推計ということになってくると考えております。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。（なしの声）

ないようでしたら、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、下水道会計についての審査は終了いたします。

これで午前中の審査が終わりました。午後１時から再開いたしますので、それまで休憩といたします。

（午前１０時５５分）
（午後　１時００分）

石川委員長　　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に審査順序の１２番目、第９款教育費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

生涯学習課長　　それでは教育費について説明いたします。決算書１０４ページをお開き願います。主要施策の成果説明書は、２０ページからとなりますのであわせてお開き願います。

９款１項１目教育委員会費、支出済額２２４万９，５５２円。ここでは、教育委員会運営経費として教育委員４名分の報酬、旅費、負担金などの経費を支出しています。

次に、２目事務局費、支出済額１３６万１，０２８円。ここでは、学校運営協議会委員などの報酬、旅費のほか、教育委員会事務局に係る経費を支出しています。次に１０５ページです。

３目教育振興費、支出済額６，８８７万３１５円。ここでは、外国語指導助手招致事業、特別支援教育推進事業、高等学校等通学費補助事業、中学生国際留学プログラム事業、公設学習塾事業、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、地域おこし協力隊設置事業など教育振興に係る経費を支出しています。成果説明書の２１ページを御覧ください。

高等学校等通学費助成事業につきましては、支給者１５２人に対して、総額１，５３０万４，０００円を支出しています。中学生国際留学プログラム事業につきましては、８月３日から１０日間の日程で、生徒８人をオーストラリア・ブリスベンに派遣した経費を支出しています。公設学習塾につきましては、基礎学力向上を目的に小中学生を対象にこれまで実施しましたが、ＩＣＴ教育の取組の一つとして、令和８年度から導入しています学習ソフト、ミライシードの活用を推進していることから、令和７年度限りとなっております。決算書にお戻りいただきまして、１１１ページです。

４目教育財産管理費、支出済額２，３２０万２，１９０円。ここでは教職員住宅など教育財産の維持管理や通学バス運営事業に係る経費を支出しています。次に１１２ページです。

２項１目学校管理費、支出済額２億７，５５９万４，９３７円。ここでは、小学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を支出しています。小学校校舎管理事業につきま

しては、南幌小学校が供用開始から３０年経過したことから、教育施設長寿命化計画に基づき、電気及び設備向上を実施したところでございます。次に１１４ページです。

２目教育振興費、支出済額１，１７２万４，８７２円。ここでは、小学校の総合的な学習時間事業、教育コンピュータ施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護児童の就学援助に係る経費などを支出しています。

次に１１５ページ、３項１目学校管理費、支出済額２，３４７万９，２２２円。ここでは、中学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を支出しています。次に１１７ページです。

２目教育振興費、支出済額１，２２２万９，２７８円。ここでは、中学校の総合的な学習の時間事業、教育コンピュータ施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護生徒の就学援助に係る経費などを支出しています。

次に１１８ページ、４項１目社会教育総務費、支出済額６３万５，９８６円。ここでは、社会教育審議会委員１２名の報酬、旅費のほか、社会教育総務全般に係る経費を支出しています。次に１１９ページです。

２目社会教育振興費、支出済額８，３８１万８，３７９円。ここでは、社会教育振興事業として、さわやかカレッジ、ふるさと南幌みらい塾、二十歳を祝う会などの運営に係る経費のほか、青年団体協議会などの社会教育関係団体への補助金、社会教育施設管理経費として三重レークハウスの管理経費に加えまして、令和７年度からはスポーツセンター、町民プール、農村環境改善センターに係る指定管理料を支出しています。成果説明書２２ページを御覧ください。

成人教育推進事業の実施状況につきましては、上段、説明欄のとおりとなってございます。社会教育関連施設につきましては、年間指定管理料５，９５４万円のほか、農村環境改善センターの照明設備改修工事で２，１２３万円を支出しています。各施設の利用状況につきましては記載のとおりでございますが、このうちスポーツセンターにつきましては７万５，７７８人で、前年度６万１１１人から１万５，６６７人、率にして、２６．１％の大幅増となっております。決算書にお戻りいただきまして、１２０ページになります。

３目子ども未来費、支出済額６３７万８，３２０円。ここでは、家庭教育支援事業、青少年健全育成事業として、放課後子ども教室、プロフェッショナル講演会などに係る経費を支出しています。プロフェショナル講演会につきましては、１０月３日に主に道内で活躍されていますシンガーソングライターの上杉　周大さんを講師に迎えまして、小学校４年生から中学生までを対象に講演を行いました。青少年異世代交流運営業務では、小学校５年生から中高生までを対象に、大学生や社会人と一緒に勉強や体験学習などに参加しまして、日々の悩みや将来などについて学び向き合う、まなび場ぽろろの運営に係る経費を支出しています。次に１２１ページです。

４目文化振興費、支出済額１２９万３３３円。ここでは、芸術・文化推進事業として、芸術鑑賞会や書初め大会の開催のほか、文化協会に対する支援や読書活動推進事業として、読み聞かせ業務の委託に係る経費を支出しています。

次に１２２ページ、５目生涯学習センター管理費、支出済額３，４３０万２，４８

８円。ここでは、生涯学習センターの運営に係る経費を支出しています。次に１２４ページです。

５項１目保健体育総務費、支出済額１億１，０６６万８，２７２円。ここでは、スポーツ推進委員８名に対する報酬、旅費やスポーツ教室の運営に係る経費、スポーツ少年団などの社会体育関係団体に対する支援に係る経費のほか、スポーツ振興に係る経費を支出しています。次に１２６ページです。

２目給食センター運営費、支出済額１億４３５万８，０２４円。ここでは、給食センターの管理運営及び給食賄材料などに係る経費を支出しています。

以上で、教育費の説明を終わります。

石川委員長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星委員　私のほうから２点伺いたいと思います。１点目ですけれども、子ども体力向上について伺いたいんですけれども、令和７年度は、部活動の地域移行の協議会が行われて、最後の年だったのかなと思っているんですけれども、地域に移行するにあたって、地域全体で子どもたちがスポーツ活動をしていく環境をつくっていかなければいけないということで、協議会の中で少年団と保護者と教育委員会、それぞれの立場や役割など皆さんそれぞれが共通認識を持たれた上で、協議会は無事にというか、終わったという状況でいいのかどうかということを１点お伺いしたいのと、あともう１つは英語検定のほうなんですけれども、こちらやはり参加人数のほうが課題なのかなと私のほうは思っているんですけれども、令和７年度の実績を担当課のほうとしてはどう評価しているのかというところを伺いたいと思います。

生涯学習課長補佐（社会教育担当）　部活動地域移行に係る少年団本部、保護者、教育委員会の役割、そして共通認識のもとに進めることができているのかというお尋ねかと思います。昨年、部活動地域移行連携協議会につきましては、一定の役割を終えたということで閉会をしております。状況といたしましては、小学校から中学校までの９年間、単位少年団や少年団本部を受皿として、委員言われたとおり、子どもたちがスポーツ活動を継続できる体制整備の検討を進めてまいりました。現在、女子バレーボール、そして柔道クラブの２種目が完全に地域に移行を完了しているところでございます。その中で、地域移行への移行期における途中段階の体制として、近隣の中学校と連携した拠点校型部活動、こちらの体制についても非常に有効であると、学校の先生方の力を借りながら、近隣の中学校と連携して人数を確保して大会に参加するという仕組みについては、非常に有効だということで、今年度ですが、サッカー部と女子バスケットボール部が拠点校型部活動で活動をしております。

その中で、少年団、保護者、教育委員会の役割という部分ですが、一番ネックになりますのが、指導者不足であると考えております。まずは受皿となる少年団の指導者、こちらのほうの増員を図り、その中で指導経験を積んでいただくということが、将来中学校まで少年団が拡充し、地域クラブに移行した際の指導の即戦力となると認識しております。保護者の役割としてもですね、少年団はそれぞれ長い歴史を持って活動しておりますので、現父母会をはじめ、ＯＢＯＧなど、指導に適した人材が数多くいらっしゃると考えております。そういった地域人材をしっかりと掘り起こすことが教

育委員会の役割だと考えております。今後とも少年団本部を通じて指導体制の整備ということを最大のテーマに置きながら、一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

学校教育係長　英語検定料助成の実績と評価はどのように考えているのかという質問にお答えしたいと思います。まず、この事業につきましては、児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的として英語検定料を助成することにより、受験者数の拡充を図り、英語検定取得を推奨することで英語力の向上を目指すため令和４年度から実施しております。実績につきましては、令和７年度が２４名で、令和６年度４０名と比較して１６名減少している現状となっております。この減少した要因につきましては、昨年度、英検の準会場である中学校において年３回実施可能のところ、都合により２回の実施であったことで、受験者数も令和６年度に対し令和７年度が減少したことが一つの要因として考えられております。英検の挑戦につきましては、児童生徒が具体的な目標を持って英語学習に取り組むきっかけになっていると考えられ、今年度全国学力学習状況調査で英語の試験がありましたけれども、そちらについても全道・全国を南幌町の児童生徒については上回っている結果となっております。検定料の助成につきましては、生徒の受験機会を広げ、家庭の経済的負担を軽減する施策として有効であるため、助成制度の周知や学習支援の充実とあわせて進める必要があると考えております。制度の周知につきましては、現在ホームページの掲載や未申請の受験者には申請を促す通知を繰り返し行っておりますけれども、今後につきましても、年度当初の広報等での周知に加えて、学校だよりや学年通信、テトルでの助成の内容を配信したり、英検の申込み開始前や締切り前に案内をするなど、学校と連携を図りながら受検率の向上に努めていきたいと考えております。以上です。

星委員　まず、地域移行についてですけれども、やはり指導者不足は大きな課題になっているのではないかというのは認識しています。その中で、これまで中学校で担ってきたものがだんだん地域に移行される、新しい体制が整備されるということは、多分いろいろな新たな課題も生まれてくると思うんですが、指導者不足だけではなくて、移動の際はどうするのか、誰が責任を取るのか、あと指導者の報酬はどうするかとか、想定される課題はいろいろあるのかなと思うんですけれども、教育委員会としてそういうような課題をどういう場で認識していくのか、今後進めていくにあたり学校と情報共有するのか、少年団と密にしていくのか、今後の体制整備に向けた新たな協議会というか、そういうものを考えていく考えはあるのかというのを再質問させてください。

あと、英語検定ですけれども、回数が減ったということは知らなかったので理解いたしました。英語に対する関心とか興味を子どもたちはあるようなのかなという印象を受けたんですけれども、本町中学校の語学学習プログラムも、子どもの教育の振興の場にありますので、もっとより多くの人が英語に対して興味を抱いて、そしてグローバルな社会というものに関心を持っていただいてほしいなということから、どこかの学年で全員が英語検定を受ける機会とか、中学校のプログラムは本町ありますし、みんなが英語とかそういう語学、留学にチャレンジや興味を持てるような機会の創出

というものは考えているのか。その辺をお伺いしたいと思います。
生涯学習課長補佐（社会教育担当）　部活動の地域移行に向けた新たな課題への取組ということでございます。御指摘いただいたとおり、移動手段ですとか、指導者の報酬、また地域クラブの運営費、そういった部分は、今後とも継続して課題となると把握しております。特に移動について、拠点校型部活動については、近隣の小中学校と連携しながら練習をしたり大会に臨んだりするものですから、大きな課題になるものと思っております。ただ、拠点校型サッカー部、バスケットボール部については、拠点校の中心が南幌町で行っておりますので、うちの町の選手については、今のところ大きな負担が生じてはいないのかなと把握しております。また、指導者の報酬も含めた現状の把握でございますが、少年団本部は、各少年団の指導者の会議体でございます。そちらの中で、逐次、情報を共有しながら進めていきたいと考えております。また、選手がそれぞれの種目で少なくなって、単一の町ではできないという現状は変わりませんので、今、近隣の南空知で教育委員会事務局同士で、２、３か月に一度会議を行って情報共有しているところでございます。単一の市町村の検討は、新たな会議体は考えておりませんが、逆に近隣との連携を深めながら、お互いが補うようなそのような会議を継続していきたいと考えております。以上です。
生涯学習課長補佐（学校教育担当）　２点目の英検の学年全員が受けられるようなチャレンジできないのかということなんですけども、過去この国際留学につきましては、英語検定３級以上という必須条件で事業を展開してきましたが、みんなが平等に行けるようなというようなことも踏まえまして、現在はこの英語３級という縛りを解いております。学力の問題だったり経済的負担も考えられるので、中学校の英語教諭、学校管理職といろいろと協議させてもらいまして、今後もし可能であれば検討していきたいなというふうに考えております。以上です。
星委員　英語検定については理解いたしました。地域部活移行についても、広域で今後もいろいろなサポート体制を組んでいかれることも視野に入れながら進めていきたいという話なんですが、１点だけ確認も含めてちょっと最後質問させていただきたいのは、今学校の先生の働き改革等あって、教育環境をいろいろ構築している最中だと思うんですけれども、この部活の地域移行というのは、やはり子どものために、よりよい活動環境をつくっていただきたいという思いがありまして、やはり子どもが大きくいろいろなスポーツ体験に関わりながら成長できるような、子どもの思いとか状態とか、どういうところで苦労しているかという、やはりそういうのを一番念頭に置いて進めていただきたいなと思うんですけど、その辺についての考え方を最後お聞かせください。
生涯学習課長補佐（社会教育担当）　今の地域移行の取組が、子どもたちの環境の向上のためにということのお尋ねかと思います。まさに、少年団本部を受皿に検討しているところが、小学校中学校９年間で指導者も連携した形で中学校に拡充することが、中学生にとっては一番いい環境だろうということで、協議体の選定については少年団本部を受皿にしております。まさに、９年間で子どもを育てるという部分は、子どものためのスポーツ環境を継続していきたいというところでございます。ただ、人

数も毎年変わりますし、近隣の状況も変わると思いますので、そこら辺は、前回の答弁で申し上げたとおり、近隣の力も借りながら、子どもたちのスポーツ環境の維持に向けて、今後も継続して検討していきたいと考えております。以上です。

石川委員長　ほかにありませんか。

熊木委員　事前にはちょっと１点しか書いてないんですけれども、２点質問します。子どもの体力向上事業の中で、小学生のプール教室のことの成果説明資料では、令和６年度と令和７年度を比較すると、人数が若干減っていますけれども、教育委員会が募集するそういう教室がすごくたくさんの方に申込みいただいてやられているということは、すごく保護者も子どももやはりそこで見つけるということでは、すごくすばらしいことだと思うんですよね。今年人数が多かったというふうに聞いていて、やはりそこで振り分けるというか、いろいろやりくりしてもなかなか全員は難しいというところで、私も何度かお聞きしたんですけれども、夏休みの水泳教室に振り替えるという形だったと思うんですよね。それで、今年はそういう形でやっているんですけども、また来年度以降もこの形で募集したりすると思うので、その辺で今取り組まれていることがもしあれば、それ１点お伺いします。

もう１点は、今、南幌町も外国人がすごく増えていると思うんですよね。それで、文部科学省のほうでも、今全国的に外国人が増えていて、なかなかその日本語の壁というか、日本語を取得するのになかなか難しいというのが全国で生まれているということで、大きな予算をつけて来年度何かいろいろな形で取り組んでいくということが、先日新聞で報道されました。そういう形で南幌町の場合、学校の教育現場の中で、低学年のときは緩やかだけれども、やはり４年生、５年生ぐらいになると難しくなったりするときに、実際に勉強になかなかついていけないというか、それが言葉を読めない、書けない、理解できないというところから来るもので、そういう心配というか、実際にそういうことが教育現場の中で起きていないのかどうか、その辺の状況を１点伺いたいと思うので、２点お願いします。

生涯学習課長補佐（社会教育担当）　小学生向けのプール教室の定員増、そちらのほうの現状と今後の方向性についてでございます。小学生向けのプール教室については、御指摘のとおり定員１５名という中で、申込み数が大きく上回っている現状はもちろん承知しているところでございます。若干その年度によって参加者数に増減がありますのは、定員でしっかり切ったんですが、教室が開催される中で来られなかったり、途中から来なくなったりという児童が一定数いるものですから、基本的には定員１５名ということで運営の仕組みは変えてございません。そんな中で、幸い、今年度も含めまして、水泳を習いたいという全ての児童が、いずれかの教室で参加をすることができております。夏休み水泳教室で補完するというかですね、そちらのほうで前半後半部分で６０名の定員でやっておりますので、そちらのほうで来ていただくというような形が現状でございます。

今取り組んでいることということでございますが、今後の児童数の増加を見据えて、いずれの教室も参加できない児童が発生してくる場合については、定員増ということではなくて、受講する機会、こちらのほうを増やす方向で検討してまいりたいと思っ

ています。具体的には、指定管理事業者と自主事業の展開ということで、企画開設も含めて、そういった現状を踏まえながら、対応してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

生涯学習課長補佐（学校教育担当）　２点目の外国人の関係でございます。現在、本町の小学校には、日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒は在籍しておりません。ただ、両親のうちどちらかが外国籍、要はハーフという子は、小学校で６世帯、中学校で１世帯おります。この方々は、住民記録上は全員日本人となっておりますけども、非常にデリケートな問題だと考えております。以上です。

熊木委員　プールのことについては、今、受講する機会をということで、いろいろ検討されていて、指定管理者ともという形で今報告を受けましたので、それは理解しました。それで、指導員の確保というか、指定管理者ともこれからやっていくと思うんですけれども、指導員、補助する人とか、そういう人方は募集したら確保できるというような状況にあるのかどうか、それ１点伺います。

それから、外国人の子どものことで、今人数とかも教えていただいて、分かりました。外国籍ではないにしても、学校の中で日本語でいろいろやっていても、家に帰ったらその母国語というか、そういう会話になってしまって、なかなか日本語が身につかないというのが全国の中ではいろいろ出ているようなんですよね。それからもう一つ心配されるのは、学校のほうからいろいろ連絡事項、プリントだったりがあるときに、親がそれを読んで理解して、その回答というか、期日までにそれを出すとかっていうことに支障を来しているということが、南幌の学校の現場ではないのかどうか、その辺もちょっと懸念されるので、その辺の実態ももし分かればちょっとお聞きしたいと思います。

生涯学習課長補佐（社会教育担当）　水泳教室の指導者の確保という部分でございます。こちら生涯学習サポーターの募集ということで、今年度広報のほうに募集をかけましたところ、水泳の指導をしたいという申出をされた方がおりまして、今年度ですが早速、小学校の水泳授業のほうに指導者として入っていただいた実績があります。引き続き、幅広く指導者の拡充に向けた募集を続けていきたいと考えております。また、指定管理者のほうで、教育委員会の水泳教室に指導者のサポートとして、２、３名入っていただいています。こちらは指導、見守りはもちろんですが、教育委員会の指導者が持っているノウハウを指定管理のほうで勉強したいと、そのようなことで申出があったところでございます。今後の指定管理者の自主事業の展開を見据えた協力というか、連携だと思っていますので、そういった形も含めて、継続して指導者の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

生涯学習課長補佐（学校教育担当）　２点目の御質問なんですけども、先ほど申し上げましたとおりどちらかが日本人ということで、プリントだったりはお父さん、お母さんに届くようにします。なお、加えまして、今は連絡通信テトルというメールで送れるシステムがございます。クラスごとに送れる機能を持っておりますので、心配な御家庭につきましてはお父さん、お母さん両名がこのテトルに登録して、学校との連絡手段を活用しているところでございます。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。

家塚委員　　決算書の１２０ページ、社会教育施設管理の中のスポセンですね。成果説明書２２ページになるんですが、先ほど説明の中でも、スポーツセンターは昨年と比べると約１万５，０００人増えて、２６．１％の増という説明があったかなと思うんですが、これ１日に直すと平均で４５人になりますか。それと、あと町営プールのほうですが、これが逆に、前年度と比較すると１，３５０人、１日平均すると７．５人ぐらいですが、減少しているということで、令和７年度から指定管理に切替えているんですね。スポセンと町営プールのほうは形態が違うので、いろいろな状況の中で利用者が増したり減したりということがあるので、原課としてその辺、どんな状況の中で増減したのか押さえているのであれば、それをお願いしたいのと、全体評価した中で課題があったのであれば、それを今令和８年度の中で生かされているところがあれば、併せてお願いをしたいと思います。

生涯学習課長補佐（社会教育担当）　　御指摘のとおり、スポーツセンターについては大幅な利用者の増加、一方ではプールのほうでは利用者の減少というところで把握しているところでございます。こちら、１万５，６６７人の増加のうち、高校生以下の活動が１万４，３５１名の増ということで、大多数を占めております。こちらについては、原課の分析といたしましては、町内の少年団や部活動の土日の練習試合、大会などで利用が増えたものと分析しているところでございます。スポーツセンターについては、町内のスポーツサークルの活動を優先して提供しておりますので、運営の趣旨にも合致している好調な推移ということで捉えているところでございます。一方で町民プールでございますが、１，３５０名の減少となりました。その内訳といたしましては、小学校の水泳事業や教育委員会の水泳教室、養護学校での団体利用、こちらについてはほぼ横ばいでございます。一般の個人利用者が減少したということが主な要因となっております。こちらにつきましては、町内町外それぞれ、ほぼ同様の割合で減少傾向が見られます。ただ、開館日数や時間、利用条件を変更したわけではございませんので、何か特定の因果関係によるものというよりは、一時的なふれ幅の範囲内なのかなというふうに分析しているところでございます。全体評価にもつながることでございますが、指定管理者といたしましても、令和７年度にプールの利用促進を図りたいということで、町民プールスタンプラリーというイベントを開催し、２６８名が参加したところでございます。こちらのほうも、指定管理者とも今後も継続して緊密に連携を図りながら、イベントの開催、プログラムの企画、そちらのほうを進めてまいりたいと思っております。

令和７年度から指定管理者に移行しておりますが、申込みの受付、当日対応含めて、大きな問題は起きてございません。また、設備管理等につきましても、教育委員会が管理していたときと同様に整備点検をし、大きな問題は今のところ起きておりませんので、引き続き連携を図りながら、特に自主事業の企画、実施に期待をしながら連携を図っていきたいと考えております。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。

西股委員　　私のほうから、通告で１問なんですが、それにプラス１問お聞きします。

決算書の１０６ページ、成果説明書の２１ページになりますが、これは中学生国際留学プログラム事業の関係なんですが、この関係については、南幌町も一応、補助事業の中で１人に対して補助する金額としてはかなり大きな金額なのかなと捉えています。そして、この中学生の中で８名しか行かれないと、非常に少ない人への補助になっているという部分ありまして、非常にちょっと思うようなところあるんですが、これらについてですね、費用対効果というものはどのようになっているのかなと思いまして、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

それともう１点ですが、公設学習塾につきましては、ちょうど令和７年度で終わった事業というふうになっていると思いますので、今年度から新しい事業のほうに移っているわけですが、令和７年度で終えた段階で、この公設学習塾の事業自体がどうだったのかという部分についての検証の部分があれば、お話ししていただきたいなと思います。

学校教育係長　　まず、中学生国際留学プログラム事業についてですけれども、こちらの事業につきましては、平成２６年度から継続して実施しておりまして、昨年度まで約７０名の生徒を海外に派遣し、ホームステイや語学学校での学習などを経験しております。

事業に対する費用対効果についてですけれども、この事業費については、令和７年度は１人当たり約８０万円で、その１割程度が保護者の負担となっており、一定の経費を要する事業となっております。単純に事業費と参加人数だけを図るものではなくて、中学生のうちの留学は英語力そのものだけではなく、初めての環境で生活する経験が大きく、自己管理、生活習慣、異文化への慣れや親元を離れて考える力がつくなど、教育的効果が非常に大きいものと考えております。実際に派遣生徒の報告書の中でも、英語力の向上だけではなくて、柔軟な考え方や異文化に対する理解も大いに深まり、異なる文化や価値観に触れることで自分の視野が大きく広がり、国際的な感覚を身につけることができたや、挑戦すること、人のつながりの大きさを学ぶことができたなど、将来を担う人材育成という点で、費用対効果の高い事業であると考えております。今後も費用面とのバランスを検証しながら、この事業を通じて、豊かな国際感覚を身につけ、国際社会で活躍できる人材育成のファーストステップとして支援していきたいと考えております。以上です。

生涯学習課長補佐（学校教育担当）　　２点目の公設学習塾の検証ということなんですけども、平成３０年に公設塾をスタートしまして、令和７年まで展開してきました。公設学習塾については、個別の理解度への対応が難しいということで、全員が同じテキストを使ったり、講師の力量に依存している部分、また、人件費や運営のコストが高いなどの理由が考えられておりました。今回、小中一貫教育を進めるにあたって、教員等との協議の結果、今の時代に合った、ＡＩを活用した教育に進めたほうがいいというお話のもと、今回令和８年度から、タブレットを持ち帰っての家庭教育学習のほうを進めている状況です。以上です。

西股委員　　再質問させていただきます。公設学習塾については分かりましたので、来年違う形に変わった部分について、また質問させていただきたいなと思っておりま

す。
　中学の国際留学ですが、どうしてもやはり行ける人材というのは非常に少な過ぎるという事業なので、そして個人の負担も大きい部分もありますし、行きたくても行けないような形というか、そういう方もいるのかなと思うんですが、そういうことを考えていくと、もう少し幅広くの人材が行けるような事業に切替えていくというような考えはできないのかなと。例えば、国内であっても、英語力の関係ではイングリッシュキャンプ、一時使っていますよね。その中でも、生徒の中ではやはり効果があるというような意見も出ておりますので、そういうような事業というのも、やはり幅広く行けるような形というのは必要なのではないかなと思うんですが、続けていくにしてもやはりすごく費用がかかってくる部分を考えていくと、果たしてそれが正解なのかなというふうに個人的には思うんですが、その辺の考え方というのをひとつお願いしたいと思います。
生涯学習課長　　正直ですね、この事業にかかわらず、教育事業というものは人への投資という要素もかなりありますので、全てを費用対効果という尺度、物差しではかるというのはなかなか難しいところがあろうかと思います。ただ一方で、この事業は、委員御指摘のとおりですね、１人当たりに換算しますと大きな金額になっていると、そのとおりだと思っております。ただ、この国際留学プログラム事業、こちらにつきましては、政策的な要素もございますので、この場でこの事業の在り方について申し上げることはちょっと難しいんですけれども、当面は児童生徒が増える見込みですので、今後、どのような教育事業に対して、貴重な財源を充てて、南幌町の教育を維持、充実、発展させていくのか、我々としても今後しっかりと考えてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。
西股委員　　この事業が駄目だという話ではないんです。やるのであれば、もっと参加人数を増やすなり何なりできるような形、そういうこともやはり考えていかなければ、１０人以内だとかっていう形でやっていくということ自体にちょっと異論というかは感じるんですが、ですから、やるのであれば、やはりもう少し広げてやるということも必要なのではないかなと思います。政策的な話だということなので、私から言うのもまた何かおかしい話かもしれないんですが、受け止め方としてはやはり、ちょっと違和感が感じるなというふうに思います。やはり行きたくても行けない子どもは多分いると思うんです。その子にとってみたら、思うところもあるかもしれないし、いろいろな事情があって行けないというのもあるでしょうから、そういうところもやはり酌み取っていろいろな事業検討していっていただきたいなと思います。
石川委員長　　ほかにございませんか。（なしの声）
　ないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）
　これで質疑を終了いたします。職員の入替えがありますので、午後２時まで休憩します。

（午後　１時４９分）
（午後　２時００分）

石川委員長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは次に、審査順序１３番目、第８款消防費について審査を行います。説明をお願いいたします。

総務課長　　続いて、消防費の説明に移りたいと思います。決算書１０３ページ下段でございます。

８款１項１目消防費、支出済額２億５，９０９万７，０００円。南空知消防組合負担金事業では、次ページにかけて、本部費負担金、消防署費負担金、南幌消防団費負担金を執行しています。成果説明書２０ページをお開き願います。

消防支署運営事業では、救急救命士処置拡大のための講習会等経費を執行しています。なお、火災・救急件数、火災出動の内訳、救急出動の内訳については記載のとおりです。その下の消防団運営事業では、消火栓５基の本体取替工事に係る経費を執行しています。

以上で説明を終わります。

石川委員長　　説明が終わりました。質疑を行いたいと思います。（なしの声）

質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、質疑を終了いたします。

続きまして、審査順序１４番目、第１０款公債費及び第１１款予備費について審査を行います。説明お願いします。

総務課長　　続いて、公債費の説明を行います。決算書１２８ページを御覧ください。

１０款１項１目元金、支出済額６億２，９１８万３，７４８円。地方債元金の償還金です。令和７年度末の地方債残高につきましては、前年度と比較して３億１，６２１万６，０００円増加し、８２億７，４５４万円となります。

次に、２目利子、支出済額４，６４５万７，５６３円。地方債の償還金利子、一時借入金利子、基金繰替運用利子を執行しています。

続いて、予備費の説明を行います。

１１款１項１目予備費、予算の執行はありません。

最後に、１２８ページ下段です。歳出合計、予算現額計８４億２，７９６万円。支出済額８１億７，４７０万１，０４２円。翌年度への繰越明許費９，６０１万８，０００円。不用額は１億５，７２４万９５８円です。

以上で、説明を終わります。

石川委員長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。（なしの声）

それでは質疑を終了いたします。

この後、職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

（午後　２時　３分）

（午後　２時　６分）

石川委員長　　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、審査順序の１５番目、一般会計歳入についての審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

税務課長　　決算書は７ページでございます。

１款１項１目個人、収入済額４億４０９万８１０円。不納欠損額２０万２０８円。収入未済額１，１３６万１，２０３円。不納欠損の内訳は、消滅時効１４件、５名と１社です。収入未済額の内訳は、現年課税分１８２件、５２名と１４社。滞納繰越分４５７件、７３名と４社です。

次に、２目法人、収入済額５，９２１万２，４００円。収入未済額３９万７，５００円。収入未済額の内訳は、現年課税分５件、５社。滞納繰越分２件、１社です。

次に、２項１目固定資産税、収入済額３億６，１４３万７９０円。不納欠損額４万３，４００円。収入未済額６４３万６０７円。不納欠損の内訳は、消滅時効９件、２名と１社です。収入未済額の内訳は、現年課税分１１１件、３０名と６社。滞納繰越分３１９件、３３名です。

次に、２目国有資産等所在市町村交付金、収入済額１６５万７，８００円。北海道と国が所有する町内の固定資産に対して、交付金として交付されるものです。

次に、３項１目環境性能割、収入済額２５９万１，６００円。新車の軽自動車取得に対してかかるものです。

次に、７ページ下段から８ページ上段にかけて、２目種別割、収入済額２，８２３万６，４００円。収入未済額９万２，８００円。収入未済額の内訳は、現年課税分１０件、８名と１社。滞納繰越分５件、３名です。

次に、４項１目町たばこ税、収入済額６，５３８万９，０９５円。売渡し等に係るたばこの本数に基づき納付されるものです。

次に、５項１目入湯税、収入済額１，７２４万６，８５０円。南幌温泉の入湯行為に係るものです。

続きまして、決算書資料１ページをお開きください。決算資料の数値は、過去３か年分の決算数値を記載しています。なお、各調書は右側の令和７年度にて説明いたします。

初めに、町税に関する収入調書につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合算したもので、上段の町民税個人、収入済額前年比８，６１４万９，０００円の増です。主な要因は、所得の増によるものです。法人、収入済額前年比６３１万円の減。主な要因は、各法人の収益減によるものです。

次に、固定資産税、土地、収入済額前年比６４万６，０００円の減です。主な要因は、住宅用地の課税標準特例の対象が増加したことによるものです。家屋、収入済額前年比１，００５万１，０００円の増。主な要因は、新築住宅建築が多かったことによるものです。償却資産、収入済額前年比８５２万５，０００円の増。主な要因は、償却資産の増によるものです。交付金、収入済額前年比５，０００円の増。

次に、軽自動車税、環境性能割、収入済額前年比９７万３，０００円の増。主な要因は、新車購入台数の増によるものです。種別割、５６万７，０００円の増。主な要

因は、重課車両課税台数の増によるものです。
次に、たばこ税、収入済額前年比２７１万１，０００円の減。主な要因は、課税本数の減によるものです。
次に、入湯税、収入済額前年比７３２万７，０００円の増。要因は、南幌温泉改修工事の終了に伴いまして、宿泊・日帰り利用客の増によるものです。
以上、町税の収入済額合計は９億３，９８５万６，０００円。前年比１億３９３万円の増です。
次に、左下納税義務者等に関する調書について説明します。数値は、現年課税分を記載しておりますので、説明は令和６年度の数字が、令和７年に使用する数字となっております。町民税、個人、前年比１８６人増の３，９３２人。法人、前年比１件増の２２０件です。
次に、固定資産税、前年比４７人増の３，６２１人です。
次に、軽自動車税、前年比６１台増の４，４５６台です。
次に、入湯税、前年比４万６０８人減の１２万５，２９６人です。
続きまして、新築住宅評価件数の推移です。前年比６０件減の７６件で、うち町外からの転入は７３件となっています。
次に、法人町民税の納税状況です。法人全体で前年比１件の増で２２０件、納税額は９１４万２，０００円の増で、６，５４９万１，０００円です。
以上で、１款町税の説明を終わります。
引き続き、別途配付しております町税等の収入対策関係資料につきましては、担当より説明いたします。
収納対策係主査　私のほうからは、別途お配りしております２つの収納関係資料について御説明をさせていただきます。初めに、決算審査特別委員会町税等収納対策関係資料と記載しております資料を御覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、１ページ目から５ページ目までは、過去５年間の各種町税及び保険料の収納状況について記載をしております。それでは、税目ごとに各表の一番下段となります令和７年度の現年度課税分の収納状況を中心に御説明をいたします。
１ページ目、上段の個人町民税を御覧ください。令和７年度の現年度課税分につきましては、収納率９９．２２％で、前年度より０．５６ポイント減少となりました。未納者数は６６名、収入未済額は前年度より２９０万円ほど増加しております。
次に下段、法人町民税を御覧ください。令和７年度の現年度課税分につきましては、収納率９９．４１％、前年度より０．４１ポイント減少となりました。未納となった法人者数は５社、収入未済額は前年度より３３万円ほど増加をしております。
次に、２ページ上段、固定資産税を御覧ください。令和７年度現年度課税分につきましては、収納率９９．３６％、前年度より０．４８ポイント減少となりました。未納者数は３６名、収入未済額は前年度より１７６万円ほど減少しております。
次に下段、軽自動車税になります。令和７年度の現年度課税分につきましては、収納率９９．７６％、前年度より０．１８ポイント減少となりました。未納者は９名、収入未済額は前年度より５万円ほど増加しております。次に、３ページ目を御覧くだ

さい。
３ページ目では、入湯税とたばこ税について記載をしておりますが、収納率はともに１００％となっております。
次に、４ページ目、上段の国民健康保険税を御覧ください。令和７年度の現年度課税分につきましては、収納率９８．３１％、前年度より０．４３ポイント減少となりました。未納者数は５０名、収入未済額は前年度より１１０万円ほど増加しております。
次に下段、介護保険料を御覧ください。令和７年度の現年度課税分につきましては、収納率９９．９８％、前年度より０．０４ポイント減少となりました。未納者数は７名、収入未済額は前年度より２４万円ほど減少しております。
次に５ページ目、後期高齢者医療保険料を御覧ください。令和７年度現年度課税分につきましては、収納率９９．６８％、前年度より０．１３ポイント増加となりました。未納者数は７名、収入未済額は前年度より１０万円ほど減少しております。次に、６ページ目を御覧いただきたいと思います。
６ページ目は、滞納処分等の状況について記載をしております。滞納処分につきましては、納期限到来後、未納者に対しまして督促状及び催告書を送付し、その後も納付や納付相談のない方、また、納付誓約の不履行の方などを対象に、財産調査等を実施し、その後、財産の差押えを執行しているところでございます。
初めに、上段の差押え執行状況を御覧いただきたいと思います。令和７年度は、債権の区分で、預貯金の差押えを８件、２５万６，２００円執行しております。また、自動車税の還付金の差押えにあたる道税還付金の差押えを１０件、１９万４，３００円分差押えしております。また、所得税の確定申告の際に発生した還付金の差押えとなる国税還付金の差押えを２件、１０万９，９１３円執行しているところでございます。合計につきましては２０件、５６万４１３円の差押えを執行しているところでございます。
次に、左下の表にございます財産等把握調査を御覧いただきたいと思います。滞納者の財産等調査のため、預貯金調査をはじめ、勤務先調査、住民票、戸籍謄本等の交付請求など、合計６５３件の調査を実施しております。
次に、その隣の表となります各自治体への実態調査については、町外の滞納者の実態把握のため、その住所地の自治体に対し、住所、勤務先、収入、滞納状況等の調査を依頼しておりますが、令和７年度では３５件分の実態調査を実施しております。
次に、右側中段の分納誓約書徴取を御覧ください。生活困窮等により、納期どおり納めることができない方につきましては、納税相談を行った上、納付誓約書を徴取し、分割納付を行っていただいておりますが、令和７年度につきましては、４５件の誓約書を徴取しているところでございます。なお、税目ごとの誓約件数の内訳につきましては、その下の記載のとおりとなってございます。次に、７ページ目を御覧いただきたいと思います。
７ページ目は、不納欠損額の内訳について記載をしております。上段の税目別内訳を御覧ください。令和７年度は、町民税普通徴収で５名、同じく町民税特別徴収で１

社、固定資産税２名１社、国民健康保険税２名、合計の実人数といたしまして７名２社、件数で３４件分、不納欠損額合計が６２万３，８２１円の不納欠損処分と行っているところでございます。また、下段につきましては、根拠法令別の内訳を記載しておりますので後ほど御覧いただきたいと思います。次に、８ページ目を御覧ください。

８ページ目は、町税等滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例に係る納税状況確認依頼書の提出件数について記載をしております。表に記載のありますナンバー１からナンバー３０までの行政サービスを利用する際は、町税等の納付確認を必須としております。令和７年度中に、担当課より納税確認の依頼があった件数につきましては、個人で８６４件分、法人で６７件分、合計９３１件分となっており、前年度より１０件分増加をしております。なお、納税確認の結果、滞納があり、納税相談を要すると判定された件数は１３件ございましたが、その結果につきましては、下段の表を御覧いただきたいと思います。１３件のうち１１件につきましては、納付を完了したり、納付誓約書を提出したことで特例措置が可能となりましたが、残り２件につきましては、相談期限までに納税相談等を行わなかったことで、サービス制限措置が適用されております。次に、９ページ目を御覧いただきたいと思います。

９ページ目は、コンビニ収納、スマートフォン収納利用状況について記載をしております。最初に、上段のコンビニの表を御覧ください。上段が件数、下段が金額となっております。上段の利用件数では、合計１万１，６９０件、収納額で合計１億５，４６１万８，５８１円となっております。次に、中段のスマートフォンの表を御覧ください。上段の利用件数では合計３８４件、収納額では合計４５９万９，０１８円となっております。次に下段の合計表を御覧ください。利用件数は、合計で１万２，０７４件、前年比で１６５件の減。収納額は１億５，９２１万７，５９９円、前年比８６０万７，８６２円の増となっております。

続きまして、別冊としてお配りをしております、もう１つの資料になりますが、表紙に町税等収納状況（平成２９年度から令和７年度）と記載されている資料のほうを御覧いただきたいと思います。こちらの資料は、表紙に記載がありますとおり、町民税からたばこ税までの９つの税目について、過去９年間の収納状況の推移を現年課税分、滞納繰越分、合計の３つに分けてグラフで表示したものとなっております。なお、こちらの資料につきましては、説明を割愛させていただきたく思いますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、町税等収納対策関係資料の説明を終わります。

石川委員長　　説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。

星委員　　すみません、通告出してないんですけど１点だけ。町税の収納状況について、個人町民税と法人町民税と固定資産税ですが、令和６年度、令和５年度、頑張ってすごい高い数字で９９．７、８ぐらい出たのかなというところが、令和７年度少し落ちて、ちょっと下がってしまったんですけれども、決算のちょっと勉強しに行ったときに、望ましい数字として９９．５％が望ましいかななんて言って、今まではクリアしていたんですけど、うちの町としては何％ぐらいを目標としているのか教えていただきたいなと思います。

税務課長補佐　　目標ということでございますけれども、当然のことながら高ければ高いほどいいかなとは考えております。目安は９９．５％で、ただ、今は納税者数も御存じのとおり増えているということで、母数も増えているところです。新しく入ってきている方が非常に増えているので、どういった生活環境なのかというところも、まだこちらとしては見えていない部分もあるので一概には言えませんけれども、もしかしたらちょっと苦しい方もいらっしゃるのかもしれません。それに関して現年でちょっと落ちてきているところはあるかもしれません。ただ、これをほっとくということはもちろんしませんので、こちらとしてはそういった方については納税相談を受けたりだとか、あとちょっと気になるような納め方をされている方がいらっしゃったら電話掛けをしたりだとか、そういったことは怠らないでやるようにはしていますので、ちょっと数字の面では落ちるかもしれませんけれども、その辺のアプローチはしているということは御理解いただきたいと思います。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。（なしの声）

ないようでしたら、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは質疑を終了いたします。職員の入替えがありますので、再び暫時休憩といたします。

（午後　２時３２分）

（午後　２時３４分）

石川委員長　　休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは、残りの歳入について説明をお願いいたします。

総務課長　　続いて、先ほどの税の説明以降の歳入につきまして、主な項目のみの説明とさせていただきます。８ページ中段を御覧ください。

２款１項１目地方揮発油、譲与税、収入済額２，０２２万８，０００円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税のうち、ルール分により市町村に交付されるものです。

２項１目自動車重量譲与税、収入済額６，７２１万２，０００円。国税として徴収される自動車重量税の３分の１が市町村に交付されるものです。

３項１目森林環境譲与税、収入済額１０６万円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が交付されるものです。

次ページにかけまして、３款１項１目利子割交付金、収入済額１６１万７，０００円。北海道に納付された利子割額のうち、５分の３が市町村に交付されるものです。

４款１項１目配当割交付金、収入済額３６９万８，０００円。北海道に納付された配当割額のうち、５分の３が市町村に交付されるものです。

続いて、５款１項１目株式等譲渡所得割交付金、収入済額６４８万２，０００円。北海道に納付された株式等譲渡所得割額のうち、５分の３が市町村に交付されるものです。

次に、６款１項１目法人事業税交付金、収入済額１，４３５万４，０００円。北海

道に納付された法人事業税のうち、一定割合分が交付されるものです。

次に、７款１項１目地方消費税交付金、収入済額２億８５２万２，０００円。消費税のうち、２．２％が都道府県に配分され、その２分の１が市町村に交付されるものです。

次ページにかけまして、８款１項１目ゴルフ場利用税交付金、収入済額６３９万７，８７６円。リバーサイドゴルフ場利用税の７０％が市町村に交付されるものです。

次に、９款１項１目環境性能割交付金、収入済額１，０４６万９，０００円。北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

続いて、１０款１項１目地方特例交付金、収入済額１，２１９万８，０００円。住宅借入金等特別税額控除などの実施による地方の減収分を補填することを目的に交付されるものです。

次ページにかけまして、１１款１項１目地方交付税、収入済額３１億７３７万９，０００円。内訳につきましては、普通交付税２６億６，４２６万５，０００円、特別交付税４億４，３１１万４，０００円。前年度と比較しますと、普通交付税は７．９％の増、特別交付税は０．３％の増となっています。

１２款１項１目交通安全対策特別交付金、収入済額９１万４，０００円。交通違反の反則金を原資に、交通安全施設整備費に充てるための財源として交付されるものです。

次に、１３款２項１目民生費負担金、２節児童福祉費負担金、収入済額３８８万６，１００円。なんぽろ児童会の学童保育料で、収入未済額は２万７，７００円、滞納件数は３件です。続いて、３節保育所費負担金、収入済額７９７万１，８５０円。南幌いちい保育園の保育料で、収入未済額は８万４，６５０円、滞納件数は３件です。続いて、４節滞納繰越分、収入済額９，０７０円。１件分の学童保育料です。次ページにまいります。

２項３目土木費負担金、２節都市計画総務費負担金、収入済額２，１０６万４，６８１円。準工業用地等整備に係る事業費負担金です。

次に、１４款１項４目土木使用料、３節住宅使用料、収入済額２，７４３万７，４１８円。公営住宅及び子育て支援住宅使用料で、収入未済額は６１万４，６００円、滞納件数は公営住宅分の７件です。次ページです。４節滞納繰越分、収入済額２４万９００円。収入未済額は１２５万７，６００円で、公営住宅部分として６件、子育て支援住宅分として１件の過年度滞納分です。

続いて、２項手数料、収入済額５２４万９，７００円。手数料条例に基づく各種手数料で、各項目とも調定額どおりの収入済額となっています。

次に１５款国庫支出金、収入済額１３億４，１９７万５，１５５円。１７ページにかけて、法令等に基づく事務事業に対する国からの負担金、補助金及び委託金で、それぞれ歳出と連動しており、各制度に基づく国の負担割合に応じて措置されるもので、内容の説明は省略いたしますが、各項目とも調定どおり収入済額となっています。

次に１７ページ中段、１６款道支出金、収入済額８億５，８１５万３０６円。２１ページにかけまして、国庫支出金同様、法令等に基づいた事務事業に対する道からの

負担金、補助金及び委託金で、内容の説明は省略しますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっています。

次に２１ページ下段、１７款財産収入２項１目不動産売払収入、収入済額７３８万３，３０５円。次ページにかけて、町有地３件の売払いによるものです。

次に、１８款寄附金１項１目一般寄附金、収入済額２５２万円。個人２名、法人４社からの寄附金を受けたものです。

同じく、３目ふるさと応援寄附金では、ふるさと応援寄附金が１万３，０５８件、１億７，９３２万４，６００円。企業版ふるさと応援寄附金が５社、２６０万円となっています。

次に、１９款繰入金、収入済額１億９，７２９万４，１５０円。このうち、次ページにかけて、１項４目南幌温泉ハート＆ハート基金繰入金では、南幌温泉指定管理料などの管理運営経費に充てるため、基金から繰入れを行ったものです。

同じく、５目ふるさと応援基金繰入金では、子どもの医療費助成、少年団活動、高校生通学補助、高齢者世帯の除雪支援など、寄附指定事業経費に充てるため、基金から繰入れを行ったものです。

次に、２０款１項１目繰越金、収入済額８，２１２万５，０１５円。令和６年度一般会計からの繰越金です。

次に、２１款諸収入、次ページです。４項１目北海道住宅供給公社受託事業収入、収入済額９７２万９，０００円。住宅供給公社が所有する用地の草刈りなど町が受託するための事業収入となっています。

次に、５項雑入、次ページです。４目給食費収入、１節学校給食費収入、収入済額２，１３６万７，８９８円。収入未済額は２万６，６６８円で、滞納件数は２件です。同じく、２節滞納繰越分、収入済額２３万４，３６７円。収入未済額は２６万４，６８０円で、過年度分の滞納件数は５件です。

次に２７ページ中段、２２款町債１項１目民生債、収入済額３，９７０万円。認定こども園施設整備事業及び学童保育施設整備事業並びに高齢者安否システム設置事業に係る起債です。

２目衛生債、収入済額４００万円。南空知葬斎組合伏古斎苑改修事業に係る起債です。

３目農林水産事業債、収入済額４，６５０万円。農業競争力基盤強化特別対策事業及び水利施設等保全高度化事業、ふれあい館改修事業に係る起債です。

４目土木債、収入済額５億７，８９０万円。町道・橋梁・公園施設の長寿命化整備事業、準工業用地等整備事業、温泉周辺整備事業などに係る起債です。

５目消防債、収入済額５１０万円。消防水利整備事業に係る起債です。

６目教育債、収入済額２億６，３９０万円。小学校改修事業、農村環境改善センター改修事業などに係る起債です。

７目総務債、収入済額７３０万円。全国瞬時警報システム整備事業に係る起債です。

以上、歳入の合計、予算現額８４億２，７９６万円。調定額８３億７５３万８，３５８円。収入済額８２億８，６７３万４，１９２円。不納欠損額２４万３，６０８円。

収入未済額は２，０５６万５５８円です。次に、１２９ページをお開きください。
最後に、実質収支に関する調書について御説明いたします。１歳入総額８２億８，６７３万４，１９２円。２歳出総額８１億７，４７０万１，０４２円。３歳入歳出差引額は１億１，２０３万３，１５０円です。４翌年度へ繰越しすべき財源のうち、（２）繰越明許費繰越額４４４万４，０００円は、生活応援チケット事業及び物価高対応子育て応援手当支給事業、長幌上水道企業団負担金です。５実質収支額は１億７５８万９，１５０円です。６については該当ありません。
以上で、説明を終わります。なお、南幌町決算資料お手元に配っておりますが、３１ページ以降には、町有財産としての土地、建物並びに有価証券、出資金、各基金の現在高、また、各会計の決算比較表など、参考として添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。
以上で。全ての説明を終わります。
石川委員長　それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。
家塚委員　歳入の部分に多分なるんでしょうけど、町内に各公共施設、例えば、体育施設だとかあるんですが、それぞれ条例によって、その目的によって使用料が定められているんですが、スポーツセンターだとか、ほかの体育施設、町民プールだとか、町内の方の話なので、町内の使用料は当然それなりの金額、安い金額でということになっているんですが、町外の方の利用料金が安いのではないですかというお話を結構聞くんですね。これはそれぞれ見直しだとかきて、今に至っているんですが、ちょっと話を聞くと、３年ごとに見直すというお話です。今、光熱水費等が上がっているので、その辺も勘案して、その使用料の料金を設定見直していくのかなと思うんですが、その辺今後いつ検討時期に入って見直しをするのか、それとあわせて、町外と町内の差をもう少し開いても私はいいのかなと思ってはいるんです。その辺の考え方も含めて、もし今現時点での考え方があれば、お聞かせ願いたいと思います。
財務係長　公共施設の利用料金の関係ですが、まず指定管理者が運営を行っている、例えば、温泉、はれっぱ、スポーツセンターの利用料金につきましては、条例に定める範囲内で指定管理者と町が協議して利用料金を決めるという方針になっております。見直しのタイミングにつきましては、基本協定の更新時期に見直しているのが、今までの例になっております。そして、指定管理者が管理していない公共施設、例えば、あいくる、ぽろろ、夕張太ふれあい館につきましては、財務係のほうで一括して、３年ごとに見直しを行っております。次回の見直しのタイミングにつきましては、令和１０年４月１日となっておりますので、来年度検討して、令和１０年４月から料金をどうするかというところになります。財務係が管理している公共施設につきましては、３年間の平均の経費、それに対してそれぞれの施設で利用者負担の割合を定めております。例えば、１００％利用者負担している施設もありますし、３割利用者が負担して７割町が負担するというような施設もあります。それは目的によって振り分けております。その経費に対して、例えば利用者負担が３割というように設定しているものであれば、その金額に対して、３年間の平均の利用者収入がどうであったかというのを算出して、その差が２割以内であれば、一般的な範囲内ということで料金は据

置きとしております。２割を超えると見直すということにしておりますが、利用者の負担を急激に上げるということを避けるために、２割を超えても、上げる場合は２割を上限にするというように設定をして、これまで利用料金を改定してきております。

そして、町外の方の利用料金につきましては、町内の方の２倍というように設定しておりまして、もともと町民の料金の方が安いものですから、倍にしても安いということは認識しております。ただ、周辺の公共施設全てではないですが、大体の施設は、町民の方の倍にしている施設が多いものですから、それを例えば３倍とか４倍にするということは、決して不可能ではありませんが、ただ、やはり一般的に考えると、２倍ということ自体は一般的な考え方ということと認識しておりますので、次回の見直しのときにつきましては、２倍という考え方は変えるつもりはありません。ただ、もし今後、例えば財政状況等によって行政改革が必要になって、収入に対して抜本的な見直しが必要だとか、そういったことになった場合に、利用料金の町民、町外の方全てに対して見直しを行った場合には、やはりもっと差をつけてもいいのかなと思います。現状としましては、町民以外の方を増やす理由もないのではないかと考えておりますので、次回の検討のときは現状のままの考え方で検討していきたいと考えております。以上です。

家塚委員　分かりました。そもそも町民の部分が安いので、それを２倍にして町外という考え方も分からないではないんですね。ただ、やはりこうやって燃料代だとか電気料も含めて、そもそも高騰しているので、やはりそういうことを考えると、私は町民の部分は据え置いて、町外の部分の２倍を例えば一遍に上げないのであれば３倍にするだとかでも十分利用はしてくれるのかなと。特に私、役場に来る時にですね、スポセンの利用、土日やなんかもそうですが非常に多い。利用してくれるのはもう本当にありがたい話なんだけども、やはりそういう面で、当然、燃料費がかかるわけですから、それに見合う分の使用料にするのが適正ではないかなと。ただ、言われるように、ほかの施設も大体そうだと、ちょっと見ると、北広あたりは市民以外の利用は結構いるんですね。だから、確かに市民はそれなりの金額で、市外の方は高い、それはもう当然のことかなと感じているところもあるので、次回の見直しのときには、その辺十分調査をしていただいて、使用料の設定に臨んでいただければと思います。以上です。

石川委員長　ほかにございませんか。（なしの声）

質疑ないようですので、これで終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、質疑を終了いたします。本日予定しておりました審査項目はこれで終了いたしました。明日１０日、午前９時３０分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

（午後　２時５５分）

決算審査特別委員会会議録

（３日目　R8.9.10　9:30～10:06）

石川委員長　　昨日より延会となっておりました決算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席議員は９名であります。議長も出席いただいております。それでは直ちに会議を開会いたします。

審査順序の１６番目、病院事業会計について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

町立病院事務長　　令和７年度南幌町病院事業会計決算を説明します。決算書１ページを御覧ください。（１）収益的収入及び支出です。初めに収入です。

１款病院事業収益１項医業収益１目入院収益、決算額２億６，７６６万６，６７９円です。

２目外来収益、決算額１億３，２０８万６，４２１円です。ページをめくっていただきまして、１５ページを御覧ください。

３業務、（１）業務量です。入院の状況です。入院患者数は１万１，０８１人、１日平均３０．４人でした。これまで近隣の介護施設等において入所希望される待機者が多く、施設入所までの待機時間に当院を利用されておりましたが、近年、こうした待機者が大幅に減少したことなどにより、入院患者数も大幅に減少しました。また、近隣において、当院と同様に、同じ地域包括ケア病棟へ転換する病院が増えたことにより、これまで当院に紹介されていた入院患者が減少する状況となりました。このような厳しい状況の中、院長をはじめ地域医療連携室が中心となり、医療機関や介護施設等への働きかけを行うとともに、入院患者の受入れに努めてまいりました。その結果、一定の患者数を確保することができましたが、前年度と比較しますと、入院患者数は１，０２９人、率にして８．５％の減となりました。一方、患者数は減少しましたが、決算書には記載されていない数値として、平均在院日数、いわゆる入院期間を見ますと、前年度の４５．４日から４４．６日となっており、大きな変化はございませんでした。また、入院患者１人当たりの１日の平均単価は２万４，１５５円、前年度と比較して１，０９３円、率にして４％の減となりました。

外来の状況です。外来患者数は１万６，３５７人、前年度比２７７人、１．７％の増で、１日平均６７．３人でした。外来収益です。平均単価が８，０７５円、前年度比１１７円、１．４％の減でしたが、患者数の増により３６万６，８９８円、０．３％の増となりました。入院外来収益全体では３億９，９７５万３，１００円、前年度比３，７７１万５，９３０円、８．６％の減となりました。１ページにお戻りください。

３目その他医療収益、決算額８，１６９万１，７５４円。健康診断料や新型コロナ及びインフルエンザワクチンを含む各種予防接種料のほか、救急告示病院の交付税算入分に係る一般会計からの繰入れです。

２項医業外収益１目受取利息配当金、決算額８７万３，６６２円。預金利息です。

２目患者外給食収益、決算額１２５万６，７００円。職員の給食費です。

３目他会計負担金、決算額１０万６，０００円。企業債償還利息の３分の２を一般会計から繰入れたものです。

４目他会計繰入金、決算額１億７，７７９万円。普通交付税の病床割分、特別交付税の不採算地区病院分、基準外繰入金など一般会計からの繰入れです。なお、基準外繰入金については、令和７年度決算額１，５００万円で、令和２年度以前の決算額７，０００万円からは５，５００万円、令和６年度２，０００万円からは５００万円の減となっております。

５目その他医業外収益、決算額１，３９６万３，４２６円。医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金、また、おむつをはじめ、各種取扱手数料や病院職員寮の家賃などです。

６目長期前受金戻入、決算額１，８６９万５，８７３円。資産取得時に財源として受け取りました補助金を減価償却費に合わせて収益化する会計処理で、減価償却費と同様に帳簿上の処理となりますので、現金の移動はありません。

７目道補助金、決算額１，６８６万９，０００円です。従業員の処遇改善及び経営の改善に向けた病院物価支援事業補助金と国保調整交付金のうち、調剤部門システム更新に係る費用、常勤医師が研修など、やむを得ない理由で不在となる場合の出張医にかかる費用や、研修医などを受け入れるための環境整備に要する費用に対する補助金として措置されたものです。

以上、収益的収入の決算額は、この表の１段目、１款病院事業収益、７億１，０９９万９，５１５円です。続きまして、２ページを御覧ください。支出です。

１款病院事業費用１項医業費用１目給食費、決算額４億８，８９８万３２５円。職員の給料、手当、共済費及び出張医の報酬など人件費です。法定福利費、職員手当、出張医の報酬などで１，９５０万円の不用額が出ています。

２目材料費、決算額５，０１５万１，８３１円。薬品費や診療材料費などです。入院患者数の減などで１８７万円の不用額が出ています。

３目経費、決算額１億８，５４２万９，４９５円。光熱水費や燃料費、施設や設備の維持管理費など病院運営に係る固定的な経費です。修繕費の減、委託料のうち入院患者数の減による給食の食数減などにより、１，１１７万円の不用額が出ています。

４目減価償却費、決算額５，３５６万９，０７９円。建物や医療機器などの減価償却分です。

５目資産減耗費、決算額６２万３，７５８円。医療機器等の残存額除却や期限切れ医薬品の処分などです。

６目研究研修費、決算額８３万１，２２８円。参考図書購入費及び各種研修費の旅費と受講料などです。

２項医業外費用１目支払利息及び企業債取扱諸費、決算額１８万５，９８７円、企業債１１件の支払利息分です。

２目患者外給食材料費、決算額１１２万２，０２２円、職員の給食材料費です。

３目雑損失、決算額２０３万５，７００円、消費税の納付額です。

３項特別損失１目過年度損益修正損、４項予備費１目予備費は、執行がございませ

んでした。
以上、収益的支出の決算額は、この表の１段目、１款病院事業費用、７億８，２９２万９，４２５円です。３ページを御覧ください。（２）資本的収入及び支出です。初めに収入です。
１款資本的収入１項出資金１目出資金、決算額２，７５８万２，０００円。一般会計から企業債償還元金の３分の２が出資されたものです。
２項繰入金１目繰入金、決算額４１２万５，０００円。内視鏡システム更新に係る国保調整交付金を一般会計から繰入れたものです。
３項企業債１目企業債、決算額２，６８０万円。医療機器の購入や工事実施に伴い、企業債を借入れたものです。
以上、資本的収入の決算額は、この表の１段目、１款資本的収入、決算額５，８５０万７，０００円です。続いて、支出です。
１款資本的支出１項建設改良費１目固定資産購入費、決算額２，４２４万９，５００円。内容は１４ページ、２の（２）に記載のとおりです。
２目病院事業整備費、決算額８８９万４，６００円。内容は同じく１４ページ、２の（１）に記載のとおりとなります。
２項企業債償還金１目企業債償還金、決算額４，１２１万５，００８円。企業債９件の償還元金です。
以上、資本的支出の決算額は、この表の１段目、１款資本的支出、決算額７，４３５万９，１０８円です。
続きまして、４ページからの損益計算書、６ページからの貸借対照表、８ページの剰余金計算書、９ページの欠損金処理計算書につきましては、今申し上げた収支や過年度の累計額などを踏まえて仕訳、整理をしたもので、それぞれ記載のとおりとなっております。続きまして、１１ページを御覧ください。
１概況、（１）総括事項を読み上げます。令和７年度においては、国民健康保険町立南幌病院経営強化プラン、令和５年度から令和９年度に基づき、新たに常勤医師１名を採用し、４名体制を確保するとともに、経営の効率化を推進し持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めています。町立病院の理念である、地域の皆さんを治し支え、その人らしい生活を支援するを実現するため、多職種による院内連携や地域医療連携室による近隣医療機関等との院外連携により、急性期治療後の患者の入院受入れ、自宅での急性増悪患者の入院受入れ、入院患者の在宅復帰支援、訪問診療・訪問リハビリテーションなど、町民が安心して暮らせるよう、身近なかかりつけ医としての機能を基本とする病院づくりを一層推進しました。このうち、外来では、総合診療科として４名の常勤医師全員が乳幼児から高齢者までの診療を行っており、町民の健康に関する様々な相談に応じ、各種健康診断や予防接種の実施、救急機能の維持などを通じて町民の健康管理に努めています。また、キャッシュレス決済や発熱外来及びワクチン接種のウェブ予約を導入し、利便性の向上を図っています。
令和７年度決算のうち、患者数は入院が対前年度比８．５％減の１万１，０８１人、外来が対前年度比１．７％増の１万６，３５７人、医業収益は入院が対前年度比１２．

５％減の２億６，７６６万６，６７９円。外来が０．３％増の１億３，２０８万６，４２１円。

収益的収支は、近隣医療機関における地域ケア包括病棟の整備の影響による入院収益の減少に加え、人事院勧告に基づく人件費の上昇などの経費がかさんだこともあり、対前年度比４３７．８％減の純損失７，１９２万９，９１０円と、令和元年度以来の赤字決算となりましたが、現金残高は４億８，５８６万９，９１０円を確保しています。

資本的収支については、収入額５，８５０万７，０００円、支出額７，４３５万９，１０８円となり、不足額１，５８５万２，１０８円は損益勘定留保資金で補填しました。また、病院整備事業として、病院事業整備費では、機能維持のため酸素マニホールド改修工事及び消防用設備改修工事を実施し、固定資産購入費では、医療・療養環境整備のため、常勤医師の手技向上のため内視鏡トレーニングモデルの導入のほか、内視鏡システム、内視鏡洗浄機、調剤部門システム、シリンジポンプ、常温配膳車の更新を行いました。

以上で、１１ページの朗読を終わりまして、１２ページ、（２）議会議決事項です。令和７年度病院事業会計決算認定を含めて６件です。（３）行政官庁届出事項等はありませんでした。１３ページです。（４）職員に関する事項、①職種別職員数は記載のとおりとなっております。②です。４月１日に遡及し、給与ベースの改定を実施しました。

続きまして１４ページ、２資産の取得状況は、先ほど申し上げたとおりです。１５ページです。３業務、（１）業務量、①患者数及び料金収入です。こちらも主な内容は先ほど申し上げたとおりとなります。②病床利用率は５０．６％でした。③科別状況のうち、延べ患者数です。

内科は、入院１万１，０８１人、外来１万３，８１１人、合計では２万４，８９２人です。なお、ここでは、診療報酬上の区分に合わせて内科と記載しておりますが、院内におきましては、患者さんに対して診療科目を総合診療科として御案内しています。

小児科は、１，６２３人で、前年度比２５１人の増でした。子育て世代の人口増のほかにも、常勤医全員による診療体制や診療方針などが浸透してきたことなども、患者増の要因と考えています。

眼科は、毎週火曜日に２人の出張医が交代で外来診療に当たっており、９２３人、前年度比１６５人減、率にして１５．２％の減となりました。１６ページを御覧ください。

（２）事業収入に関する事項と、次の（３）事業費に関する事項は、記載科目における令和７年度及び前年度の額や全体に対する構成比、科目別増減率などを掲載しております。主に増減理由につきましては、先ほど申し上げたとおりです。１７ページ、４会計、（１）重要契約の要旨は、７００万円以上の業務契約です。（２）企業債及び一時借入金の概況です。イ、企業債の本年度末、令和７年度末残高は１億４６１万９，７２７円です。ロ、一時借入金の借入れはございませんでした。１８ページを御覧く

ださい。
キャッシュフロー計算書は、令和７年度中の現金の動きをまとめたもので、１９ページの注記事項は記載のとおりです。２０ページからの収益費用明細書、２３ページの資本費用明細書までは、これまでに説明した収支科目の明細で、それぞれ記載のとおりです。続きまして２４ページ、固定資産明細書です。
（１）有形固定資産、（２）無形固定資産とそれぞれ記載のとおりとなっております。２５ページは企業債明細書で、病院事業債１３件の内訳です。この表の一番下から２つの医療機器及び施設整備病院事業債につきましては、医療機器の購入や工事の実施などに伴い、令和７年度中に借入れしたものです。
このほか決算書の後段に、これまでに申し上げました内容を仕訳、整理した決算書資料を添付していますが、説明は割愛させていただきます。また、本日参考資料としまして別途、他会計からの繰入金明細をお配りしているところでございます。
以上で、令和７年度病院事業会計決算書の説明を終わります。
町立病院事務次長　引き続きまして、お配りしました繰入金の内訳につきまして若干説明をさせていただきます。一番右のほうに計算式入れているんですけれども、上から順番に御説明させていただきます。まず、救急告示病院につきましては、施設当たり単価が３，２９０万円、それに加えまして救急患者受入れ用の病床を２床確保しているということで単価１６９万７，０００円に合わせまして、３，６２９万４，０００円でございます。
小児救急医療提供病院につきましては、１施設当たり１，０２３万８，０００円でございます。
企業債償還利息につきましては、先ほど説明があったとおり、償還額の３分の２ということで１０万６，０００円計上しております。
普通交付税につきましては３，１６８万円。この４４床掛ける７２万円とありますが、４４床につきましては、２年前、令和５年の最大使用病床数ということで、年間で一番病床が埋まった数６０床に対して４４床が最大であったということから、それに７２万円を掛けております。それと、令和２年の削減病床１７床を掛ける３４万５，０００円。これを合わせまして３，７５４万５，０００円、これが普通交付税でございます。
基礎年金拠出金につきましては、職員の基礎年金に関わる部分１，０９１万５，０００円でございます。
特別交付税１の不採算地区でございますけれども、こちらも同じく先ほどの最大使用病床数に１１３万８，０００円を掛けたものでございます。
特別交付税２の医師派遣につきましては、出張医等のハイヤー代ですとか費用弁償に関わる部分でございます。１０５万円でございます。
経営強化プランにつきましては、令和５年３月に完成したものに対しまして５０万円、それと児童手当につきましても職員に係る児童手当の額でございます。
医師確保対策では、出張医の報酬の部分でございます。２，８５４万８，０００円でございます。

リハビリでは、リハビリに係る職員の給与等の部分で９７１万円。
資金不足につきましては、町からの基準外繰出ということで経営強化プランに基づきまして、令和７年度１，５００万円計上してございます。
その下、企業債償還元金につきましても同じく３分の２で２，７５８万２，０００円。医療機器購入補助金は国保から入るもので、先ほど説明ありましたとおり内視鏡システムに関する部分４１２万５，０００円でございます。
以上、合わせまして国保分含めまして２億５，６１３万５，０００円となってございます。
説明につきましては、以上となります。
石川委員長　それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
熊木委員　１点質問します。今決算の状況、総括事項も説明いただきました。そういう中で、入院患者数が減少していて、それがやはり赤字になったというようになっていると思うんですけれども、今後も傾向というか、なかなかそれを克服するというのは難しいと思うんですよね。改革プランとかの中でも、病床数とかいろいろな見直しをしたいというようなことも以前説明されたんですけれども、私は、今回医師４名になったということで、それを生かした町民への健康の講座とかいろいろなことをやってはどうかなというふうに思います。今年６月に総務常任委員会で、院長と懇談するという時間を設けました。そのときに院長より、訪問診療の進めている実態をすごく分かりやすく説明いただきました。院長の思いというか、その理念というのは、病院だよりとかにも出されているんですけれども、私たちは議会の中で四半期ごとの説明も受けているので、その辺は十分承知するんですけれども、町民はなかなか病院がどのように改革をして、将来的にどういう病院になるのがいいかというところが全て伝わっているとは思えないんですよね。せっかくいい考えを持っているのを、やはりもっと町民に知らせるというか、そういうことをするべきではないかなと思います。今まで医師が不足とかっていうことではなくて、４名でいろいろ割り振りをしながらやっているってことなので、そこをもっと活用するというような方向を検討すべきだと思うんですが、その辺で、院内で話し合われていることとか、もしあれば伺いたいと思います。
町立病院事務次長　まず、健康講座等の部分ですけれども、事前に御質問いただいておりまして院長にも御確認をさせていただきました。その中で、地域のほうに出向いて、皆さんに、特に訪問診療等について知ってもらえる機会というのは大変有意義なものであるというふうには考えておるんですけれども、今医師４名体制にはなったんですが、訪問診療枠を今年拡大したことですとか、外来患者数も増えているということで、当院から発信して直接地域に出向いてというのはなかなか時間的にもちょっと難しい部分はあるかなということなんですけれども、特に老人会ですとかそういったところから、ぜひお話を聞きたいという要望があれば前向きに実施したいということで院長のほうでもお話をしてございます。
それと、いろいろな町立病院の状況等の情報発信につきましては、我々も課題であるというふうには考えております。特に先日総務常任委員会の皆さんの前で院長がお

話した訪問診療の話は、町民の皆さんに知っていただきたい部分であるので、今後そういう部分につきましては発信をしていきたいとは考えているんですけれども、今までの院長含め経験の中でですね、直接紹介ですとか、口コミで伝わっていくというのが一番やはり効果があるということで、身近なところからまずお話をさせていただきたいなと考えております。それと広報の部分なんですけれども、ちょうど次の１０月号で、来年度病床数見直し６０床から４０床にするということを町民の皆さんに周知することにあわせまして、町立病院の今の現状ですとか、それから今委員おっしゃったような将来像、こういう病院にしていきたいんだというものを、ちょっと今特集を組んで１０月号で掲載をする予定ですので、そちらをちょっと見ていただければなと思っております。そのほかにも、今医師４名持ち回りでこれはもう広報のほうにも掲載しておりますので、そういったところから情報発信どんどんしていきたいなと考えております。今後も、前にもそれこそ総務常任委員会の時に話しました、早い段階から訪問診療というものを知っていただくというのは大変有意義なことだと考えておりますので、関係機関とも連携しながらそういった周知を進めていきたいと考えております。特に、医師４名体制になりましたので、その４名体制を最大限生かしていけるように努力をしていきたいと考えてございます。以上です。

熊木委員　　４名になったことで、もっと生かせるのではないかと私は思うんですよね。今、訪問診療の枠を増やしたということで、それで４名の医師の体制の形がいっぱいいっぱいということなのか、６月に総務常任委員会でお話を伺った時に、保健福祉課と一緒に、２年前と言いましたか、何か講座みたく町民にお話をする機会を設けたということなんですけども、それを私ちょっと聞いていなかったのもありますし、そういうものをやはり計画的に講座をしていくということで町民が関心を持って、それから訪問診療を本当困ったからその時から受けるのではなくて、常日頃から、その家族も含めてもっと早い段階から利用してもらうということが未病というか病気を予防する、そういうことにつながってくということではすごく理に合っているなということで感銘を受けたんですよね。やはりそういう理念があるのをやはりきちんと町民にたくさん知ってもらうということが一番大事ではないかなと思います。今、お話あった１０月号に、その改革も含めていろいろこう詳しく載るということでは、それは町民の目に触れることなのでいいと思うんですけれども、もう少し工夫するというか、医療福祉連携というところでは、その辺をあいくるの講座の中に組み込むとかっていう形、後は、町立病院の中でも何かそういう、今度病室のこととかで空いているところがあるかどうかわからないんですけども、例えば、健康講座みたいな何かそういうことも病院内でできるという仕組みをつくると、今まで町立病院に足を向けなかった町民がその一歩足を向けることで、高齢化に伴って町立病院を利用していこうというふうにつながるのではないかなと思うんですよね。以前、小児科のこととかでももっと宣伝してはどうかという話をしたら、公立病院がなかなかそういうことはできないと言われたんですけれども、何らかの形で今小児科の人数もちょっと増えていますよね。それは人口増で、子どもたちも増えているということで、小児科を受診する方が増えているんですけども、病院だよりだけではなくて、何らかの形で今こういう

診療をやっていますということが、私前にもお話ししましたが、やはり目で見てそっかということになって、それが情報発信になって広がると思うんですけれども、その辺の取組をできないのではなくて、できる方向に何かないのかということをちょっと伺いたいと思います。

町立病院事務次長　　まず４名体制にはなったんですけれども、以前、もともと院長としては４名体制で診療していきたいという思いがありまして、どうしても４人目がなかなか見つからなくて、その分を出張医で補っていたという部分がございます。それが今常勤４名になったことで、外来につきましては基本的にほぼ常勤医で対応できるという状況になりました。ですので、決して４人になったから余裕がすごくできたかというと、そういうわけでも正直ないのかなと。先生方忙しく業務に努めていただいていますので、そういった部分もありまして、なかなか当院のほうからというのは、現状ではちょっと難しい部分あるのかなとは考えておるんですけれども、今委員おっしゃったようにですね、例えば院内でですとか時間を割いてという部分、そういった御意見につきましては院長に伝えてですね、今後検討していただくようにしたいと考えております。今の時点で具体的に講座をどうこうということは言えないんですけれども、前向きに情報発信については、当院としても課題と考えていますので、前向きに考えていきたいと考えております。

それと、先ほど宣伝がなかなかあまりできないというお話されたんですが、恐らくそれは看板を出すときに、必要以上のことは載せられないというような部分でして、それと一般の企業のような営業的なものは発信できないので、当院としましては、先ほど委員おっしゃったように、当院ではこういった診療していますよということを情報発信としていくことが重要だと考えております。それと今おっしゃる病院だより、広報以外での発信という部分、ここはなかなか我々も知恵が及ばないところでして、これから考えていかなければと考えております。正直なところ、訪問診療ですとか早期に知っていただくことは大変ありがたいんですけれども、なかなかやはり一般の方というのは、自分が当事者にならないとそういうところに興味を持たない方が多いのかなと思います。ですので、そういった方に興味を持ってもらえるようにどうやって工夫をしていくのかというのが知恵の働かしどころなのかなとは考えております。大変貴重な御意見だと思いますので、院に持ち帰りまして、今後の検討に生かしていきたいと思います。以上でございます。

熊木委員　　４名体制になったということをすごく期待をして、あれもできる、これもできるというふうに思ってしまうんですよね。それは私だけではなくて、町民の方もきっとそう思っていると思うんですよね。確かに今まで出張医を頼んでいたのでということで、そういうふうに考えると、４名でもなかなかこう厳しいのでしょうけれども、なかなか町民の理解というかその辺が、４名もいてというような感じになってしまっては、やはりマイナスだと思うんですよね。だから今後もやはりもっと工夫してほしいなと思うのが１点です。

それから、宣伝って看板とかそういうことはできないということで、それは分かるんですけれども、例えばですが、あいくるに行くとカフェサロンとかいろいろなのが

カラーで手作りのチラシ、イラストたくさん入ったのが何種類か置いてあるんですよね。それを持ち帰る人って結構いると思うんです。ですから、病院の中にも、例えば訪問診療の、私たちがレクチャー受けたような詳しいものはできないにしても、どういう思いで取り組んでいるのかというのを、何か見やすイラスト入りのコンパクトなチラシにして、それを置いとくことで、そこからまた広がっていって、そこからちょっと相談してみようかなというふうにつながるのではないかなと思うんですよね。だからその大きな取組ができなくても、小さなことから積み上げるというか、そういうなことができないかなと思って、最後の１点だけ、もし検討できるようであればお願いします。

町立病院事務長　　ただいまの御質問、先ほど次長のほうで回答したとおりなんですけれども、院長と私のほうで話をしたときに、院長としては非常に委員おっしゃられたような思いはお持ちになられていまして、ただ、実際のところ４名の先生の中で、院長が一番忙しいというような状況にあります。ただ、その中でもあいくるの事業の中でちょっと調整して連携して、一度そういったことを考えてもいいかもしれないねというようなお話ありましたので、また持ち帰ってですね、開催に向けてちょっと検討してみたいなというふうには思いました。それとあわせて、あいくるで実施されているカフェサロン等ですね、それぞれの事業があると思いますので、こちら今回の特集もつくりますし、チラシ等もありますので、ちょっとお持ちできるものはお持ちして置かせていただけるような形をちょっと検討したいなと思います。以上です。

石川委員長　　ほかにございませんか。（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。（はいの声）

それでは、病院事業会計についての審査終了いたします。説明員が退席しますので、それまで暫時休憩といたします。

（午前１０時６分）

（午前１０時９分）

石川委員長　　それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。８日から審査を行ってまいりました認定第１号　令和７年度各会計決算認定について、認定第２号　令和７年度南幌町病院事業会計決算認定について並びに認定第３号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定についての審査が終了いたしました。初めに、３日間の質疑の状況を事務局長が記録していますので、その中で、説明員の答弁漏れなどについて確認いたします。

議会事務局長　　３日間の審査の中で延べ２７名、４２件の質疑がございましたが、質疑に対して適切に対応しており、答弁漏れは特になかったかと思います。

石川委員長　　以上の報告でございます。それでは、特別委員会の意見について特に付すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。（なしの声）

なしということでありますので、意見は付さないとして報告することに御異議はございませんか。（なしの声）

御異議なしと認めます。よって、意見は付さないということに決定いたしました。

本特別委員会に付託されました認定第１号から認定第３号までの３議案の審査が終了しましたので、３議案について一括採決をいたします。採決は、起立採決といたします。

認定第１号　令和７年度各会計決算認定について、認定第２号　令和７年度南幌町病院事業会計決算認定について、認定第３号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定について、以上３議案について、賛成の委員の起立を求めます。

（全員起立）

御着席ください。全員起立でございます。よって本３議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの採決のとおり、本委員会に審査付託された３議案については、会議規則第７７条の規定により、本日付けをもって全会一致により可決すべきものとして、議長に報告書を提出いたします。

そのほかで皆様方から何かあれば賜りますが、いかがでしょうか。（なしの声）

それでは、以上で決算審査特別委員会の議事全てを終了いたしました。本日までの３日間、委員各位の御協力をいただきまして誠にありがとうございました。ただいまをもって決算審査特別委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（午前１０時１３分）